

区分	京都府地域防災計画 一般計画編
----	-----------------

頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
3	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 8 章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 1 京都府</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>避難指示又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等に係る助言</p> <p>(8)～(20) (略)</p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 8 章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 1 京都府</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>避難勧告等</u>の対象地域、判断時期等に係る助言</p> <p>(8)～(20) (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
4	<p>第 3 指定地方行政機関</p> <p>6 近畿経済産業局</p> <p>(1) <u>災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>生活必需品、復旧資材等の調達</u>に関する情報の収集及び伝達</p>	<p>第 3 指定地方行政機関</p> <p>6 近畿経済産業局</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1)～(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> 生活必需品、復旧資材等の <u>供給</u>に関する情報の収集及び伝達</p>	<p>政府緊急災害対策本部への業務移管等(局マニュアル修正)(近畿経済産業局)</p>
10	<p>第 9 章 京都府の概況と災害の記録</p> <p>第 1 節 位置と概況</p> <p>(略)</p> <p>河川は、河川法の一級河川が <u>304</u> (延長1,636,197m)、同法の二級河川が89 (延長409,101m)、合計河川数 <u>393</u>、延長 <u>2,045,298m</u>である。(平成<u>24</u>年3月現在)</p> <p>(略)</p>	<p>第 9 章 京都府の概況と災害の記録</p> <p>第 1 節 位置と概況</p> <p>(略)</p> <p>河川は、河川法の一級河川が <u>305</u> (延長1,637km)、同法の二級河川が89 (延長409km)、合計河川数 <u>394</u>、延長 <u>2,046km</u>である。(平成<u>28</u>年3月現在)</p> <p>(略)</p>	<p>時点修正 (建設交通部)</p>
20	<p>第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 1 章 気象等観測</p> <p>第 2 節 計画の内容</p> <p>京都府予報警報区域細分表</p>	<p>第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 1 章 気象等観測</p> <p>第 2 節 計画の内容</p> <p>京都府予報警報区域細分表</p>	<p>字句修正(京都地方気象台)</p>

府県予報区	一次細分 区域名	二次細分 区域名	市町村等を まとめた地域
京都府	南部	(略) 井手町 (追加)	山城中部

府県予報区	一次細分 区域名	二次細分 区域名	市町村等を まとめた地域
京都府	南部	(略) 井手町 <u>宇治田原町</u>	山城中部

23 <表>警報・注意報基準表

<表>警報・注意報基準表
(最新状況に差し替え)

基準の見直し(京都地方気象台)

25 <表>(別表2)洪水警報基準

<表>(別表2)洪水警報基準
(最新状況に差し替え)

字句修正(京都地方気象台)

27 <表>(別表4)洪水注意報基準

<表>(別表4)洪水注意報基準
(最新状況に差し替え)

字句修正(京都地方気象台)

30 台風情報発表例(例文2)

台風情報発表例(例文2)
(最新状況に差し替え)

時点修正(京都地方気象台)

31 大雨(雪)情報発表例(例文3)

大雨(雪)情報発表例(例文3)
(最新状況に差し替え)

時点修正(京都地方気象台)

34 竜巻注意情報発表例(例文6)

竜巻注意情報発表例(例文6)
(最新状況に差し替え)

時点修正(京都地方気象台)

<表>京都地方気象台所属地域気象観測所(アメダス)一覧表
観測所名 綾部
設置場所 近畿中国四国農業研究センター

<表>京都地方気象台所属地域気象観測所(アメダス)一覧表
観測所名 綾部
設置場所 西日本農業研究センター

名称変更(京都地方気象台)

36 <表>洪水予報基準点(京都府関連)
避難判断(特別警戒)水位
はん濫危険(危険)水位
はん濫危険水位(危険水位)

<表>洪水予報基準点(京都府関連)
避難判断水位
氾濫危険(特別警戒)水位
氾濫危険水位(特別警戒水位)

字句修正(近畿地方整備局)

37

2 国土交通省が行う水防警報

(1) 対象河川、区域等（京都府関係）

河川名：淀川幹川

名称：枚方

位置：河口より25.99km

河川名：淀川支川

名称：加茂

位置：幹川合流点より28.60km

40

第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報

4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

(2) 氾濫危険水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

(追加)

なお、氾濫危険水位（特別警戒水位）及び浸水想定区域については、水位情報の通知・周知を実施する河川について順次設定又は指定を行う。

(追加)

2 国土交通省が行う水防警報

(1) 対象河川、区域等（京都府関係）

河川名：淀川幹川

名称：枚方

位置：河口より25.90km

河川名：淀川支川

名称：加茂

位置：幹川合流点より30.60km

第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報

4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

(2) 氾濫危険水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

また、府は、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

府は、市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

なお、氾濫危険水位（特別警戒水位）については、水位情報の通知・周知を実施する河川について順次指定を行う。

浸水想定区域については、水防法の規定により指定し

水位観測所情報の見直し（近畿地方整備局）

防災基本計画の修正に伴う修正

浸水想定区域の拡充（建設交通部）

	<p>その浸水想定区域図は砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。</p>	<p><u>た河川のほかすべての知事管理河川について順次設定する。</u> その浸水想定区域図は砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。</p>	
41～42	<p><表>知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等</p>	<p><表>知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等</p>	<p>水位周知河川の追加(4河川)、水防警報河川の追加(2河川)等(建設交通部)</p>
45	<p>第5 津波警報等</p> <p>1 大津波警報、津波警報及び津波注意報は、地震が海底のごく浅いところで発生し、津波の起こるおそれがある場合及び津波の発生について外国からの通報があった場合に津波の来襲する地域とその高さを予測して行う注意報及び警報であって、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表する。</p> <p>4 津波警報等の伝達</p> <p>(2) 大津波警報及び津波注意報の伝達手段及び経路を「津波警報等伝達経路図」に示す。</p>	<p>第5 津波警報等</p> <p>1 大津波警報、津波警報及び津波注意報は、地震が海底の浅いところで発生し、津波の起こるおそれがある場合及び津波の発生について外国からの通報があった場合に、津波の来襲する地域とその高さを予測して行う注意報及び警報であって、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表する。</p> <p>4 津波警報等の伝達</p> <p>(2) 大津波警報、<u>津波警報</u>及び津波注意報の伝達手段及び経路を「津波警報等伝達経路図」に示す。</p>	<p>字句修正(京都地方気象台)</p>
46	<p>第6 緊急地震速報の実施基準等</p> <p>(1) 気象庁は、<u>地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域</u>に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。</p>	<p>第6 緊急地震速報の実施基準等</p> <p>(1) 気象庁は、<u>震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域</u>に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。</p>	<p>字句修正(京都地方気象台)</p>
48	<p>第7 地震及び津波に関する情報</p> <p><表>地震及び津波に関する情報の種類と内容</p> <p>地震の種類：遠隔地震に関する情報</p> <p>発表基準：国外で発生した地震について以下の<u>のいずれか</u>を満たした場合等</p> <p>* 1 最大波の観測値の発表内容</p> <p>発表内容：数値で発表(津波の高さが<u>極力</u>小さい場合は「微弱」と表現)</p>	<p>第7 地震及び津波に関する情報</p> <p><表>地震及び津波に関する情報の種類と内容</p> <p>地震の種類：遠<u>地</u>地震に関する情報</p> <p>発表基準：国外で発生した地震について以下の<u>のいずれか</u>を満たした場合等</p> <p>* 1 最大波の観測値の発表内容</p> <p>発表内容：数値で発表(津波の高さが<u>ごく</u>小さい場合は「微弱」と表現)</p>	<p>字句修正(京都地方気象台)</p>

50	<p>第8 京都府内に影響を及ぼすような火山噴火、降灰等が生じた場合、被害を軽減するため噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報等(以降、火山現象警報等と呼ぶ)を発表し、京都地方気象台から、京都府防災消防企画課、NHK京都放送局、第八管区海上保安本部、<u>舞鶴海上保安部</u>へ通知する。</p>	<p>第8 京都府内に影響を及ぼすような火山噴火、降灰等が生じた場合、被害を軽減するため噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報等(以降、火山現象警報等と呼ぶ)を発表し、京都地方気象台から、京都府防災消防企画課、NHK京都放送局、第八管区海上保安本部へ通知する。</p>	<p>字句修正(京都地方気象台)</p>
51	<p>第10 予報警報等の伝達及び周知 1 周知徹底の方法予報警報の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。 (1) 市町村<u>防災行政無線</u>、CATV、市町村有線放送、Lアラート(災害情報共有システム)による方法</p>	<p>第10 予報警報等の伝達及び周知 1 周知徹底の方法予報警報の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。 (1) 市町村<u>防災行政無線(戸別受信機を含む。)</u>、CATV、市町村有線放送、Lアラート(災害情報共有システム)による方法</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
53	<p>第12 京都府土砂災害警戒情報システム(<u>土砂災害監視システム</u>)による監視(府建設交通部) 1 土砂災害警戒情報の発表(略) また、土砂災害警戒情報の基準値を超えた<u>5</u>キロメッシュがあった場合には、該当市町村に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。 2 (略) 3 土砂災害警戒情報と防災活動 土砂災害警戒情報が発表された該当市町村は、京都府砂防課から提供される<u>5</u>キロメッシュの補足情報を利活用して避難指示などの参考資料とする。</p> <p><表>(追加) <u>平成26年6月30日現在</u> 京丹後市大宮町字口大野小字鯨377番2地先 京丹後市峰山町字糸井新田326-2地先</p>	<p>第12 京都府土砂災害警戒情報システムによる監視(府建設交通部) 1 土砂災害警戒情報の発表(略) また、土砂災害警戒情報の基準値を超えた<u>1</u>キロメッシュがあった場合には、該当市町村に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。 2 (略) 3 土砂災害警戒情報と防災活動 土砂災害警戒情報が発表された該当市町村は、京都府砂防課から提供される<u>1</u>キロメッシュの補足情報を利活用して避難指示などの参考資料とする。</p> <p><表><u>雨量観測所</u> <u>平成29年4月1日現在</u> 京丹後市大宮町口大野小字鯨377番2地先 京丹後市峰山町<u>矢田小</u>字糸井新田326-2地先</p>	<p>字句修正(建設交通部、京丹後市)</p>
56	<p><表>(追加) <u>平成28年6月7日現在</u></p>	<p><表><u>水位観測所</u> <u>平成29年4月1日現在</u></p>	<p>観測体制の強化等(建設交通部)</p>

観測所名：大雲橋
河川名：由良川
所在地：福知山市大江町南有路城子1341-4

(追加)

河川名：小西川
水防警報：●(指定予定)

58

<表>河川防災カメラ
平成26年6月30日現在

河川名：弘法川
箇所名：厚東観測所
所在地：福知山市厚東町

観測所名：下篠尾
河川名：弘法川
所在地：福知山市字篠尾

観測所名：堀
河川名：法川
所在地：福知山市堀

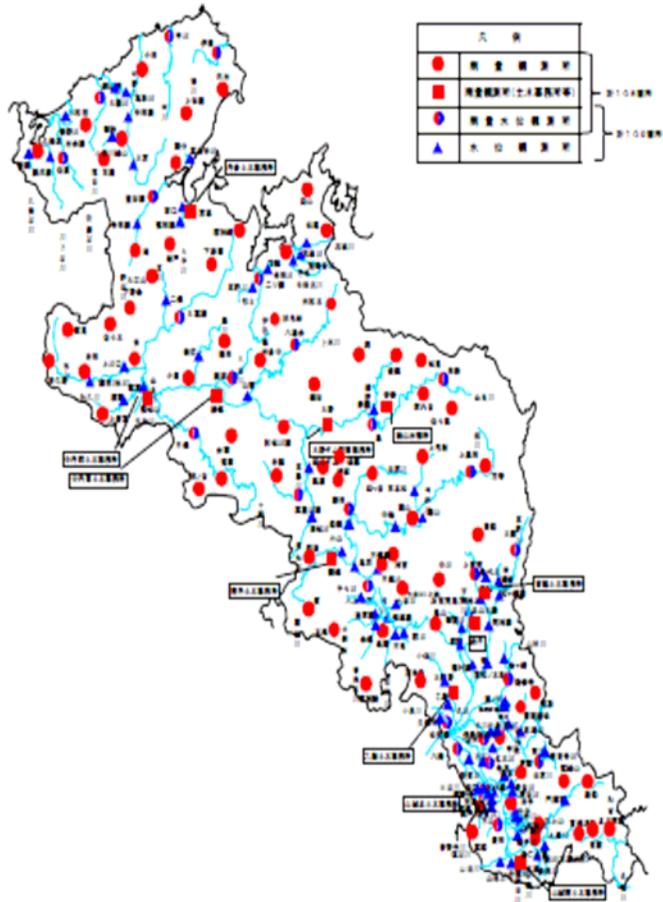
河川名：小西川
水防警報：○(指定済み)

<表>河川防災カメラ
平成29年4月1日現在

河川名：弘法川
箇所名：下篠尾観測所
所在地：福知山市下篠尾

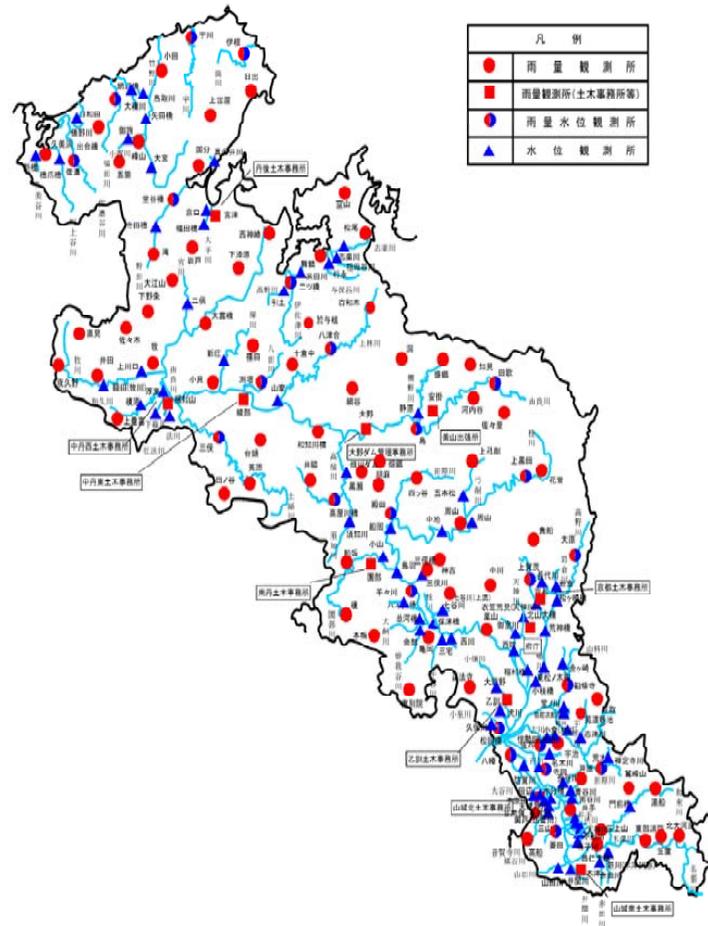
観測体制の強化等(建設交通部)

61 京都府雨量水位観測所配置図



63 <表>国土交通省雨量観測所 (テレメータ)
所在地
亀岡市西別院町抽原
京都市西京区京北上黒田

京都府雨量水位観測所配置図



<表>国土交通省雨量観測所 (テレメータ)
所在地
亀岡市西別院町抽原~~但~~
京都市西京区京北上黒田~~町~~

観測体制の強化等(建設交通部)

字句修正 (近畿地方整備局)

64 国土交通省水位観測所（テレメータ）

河川名	観測所名	観測所位置	観測開始年月日 自記(上段) テレ(下段)	水防団待機 (指定)水位(m)	氾濫注意 (警戒)水位(m)
桂川	新町	南丹市八木町鳥羽	S.39.4 S.40.3	=	-
"	亀岡	亀岡市保津町下中島	S.6.5 S.46.6.24	=	=
"	保津峡	京都市左京区嵯峨町 水尾鳩ヶ巣	S.33.5 S.40.3.22	3	-
"	天龍寺	京都市左京区嵯峨中ノ島町	S.61.4 S.61.4	1.2	-

66 京都府積雪観測所及び警戒積雪深

土木事務所名	観測点名	所在地	警戒積雪深(cm)
南丹土木事務所	美山町安掛 (※1)	南丹市美山町安掛	50

68 <表>京都府予報警報等伝達経路図
防災消防企画課→(略)

→中丹東土木事務所
(追加)
→(略)
→港湾事務所

69 <表>淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流）洪水予報の連絡系統
大阪管区气象台→市町村及び消防本部

70 <表>由良川（下流・中流）洪水予報の連絡系統
京都地方气象台→市町村及び消防本部
河川課・砂防課→(略)

→中丹東土木事務所
(追加)
→(略)
→港湾事務所

72 <表>由良川幹川水防警報の連絡系統
河川課・砂防課→(略)
→中丹東土木事務所

国土交通省水位観測所（テレメータ）

河川名	観測所名	観測所位置	観測開始年月日 自記(上段) テレ(下段)	水防団待機 (指定)水位(m)	氾濫注意 (警戒)水位(m)
桂川	新町	南丹市八木町鳥羽	S.39.4 S.40.3	1.5	-
"	亀岡	亀岡市保津町 <u>追分中島</u>	S.6.5 S.46.6.24	2.5	4.5
"	保津峡	京都市左京区嵯峨町 水尾鳩ヶ巣	S.33.5 S.40.3.22	3	-
"	<u>天龍寺</u>	京都市左京区嵯峨中ノ島町	S.61.4 S.61.4	1.2	-

京都府積雪観測所及び警戒積雪深

土木事務所名	観測点名	所在地	警戒積雪深(cm)
南丹土木事務所	美山町安掛 (※1)	南丹市美山町安掛	60

<表>京都府予報警報等伝達経路図
防災消防企画課→(略)

→中丹東土木事務所
→中丹東保健所
→(略)
→港湾局

<表>淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流）洪水予報の連絡系統
大阪管区气象台→市町村及び消防本部

<表>由良川（下流・中流）洪水予報の連絡系統
京都地方气象台→市町村及び消防本部
河川課・砂防課→(略)

→中丹東土木事務所
→中丹東保健所
→(略)
→港湾局

<表>由良川幹川水防警報の連絡系統
河川課・砂防課→(略)
→中丹東土木事務所

雨量観測所情報の見直し（近畿地方整備局）

警戒積雪深の見直し（建設交通部）

連絡系統の見直し、組織改編（建設交通部）

字句等修正（京都地方气象台）

連絡系統の見直し、組織改編等（京都地方气象台、建設交通部）

連絡系統の見直し、組織改編（建設交通部）

(追加)
→(略)
→港湾事務所

74 <表>桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統
京都地方気象台__関西電力(株)京都支店

80 <表>手原川、天津神川、馬坂川、防賀川水防警報の連絡系統

(追加)

→中丹東保健所
→(略)
→港湾局

<表>由良川幹川水防警報の連絡系統
京都地方気象台⇒関西電力(株)京都支店

<表>手原川、天津神川、馬坂川、防賀川上流水防警報の連絡系統

<表>防賀川下流水防警報の連絡系統



*「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

81～82 <表>年谷川、曾我谷川、犬飼川、七谷川水防警報の連絡系統
園部川、田原川(南丹市)水防警報の連絡系統
棚野川水防警報の連絡系統
高屋川水防警報の連絡系統
犀川、上林川、八田川水防警報・水位情報の連絡系統

84 <表>筒川水防警報・水位情報の連絡系統
丹後土木事務所→宮津地域総務室
→宮津警察署 →丹後広域振興局→管内地方機関

85 <表>京都府火災気象通報伝達経路図
各広域振興局→管内地方機関

<表>年谷川、曾我谷川、犬飼川、七谷川水防警報の連絡系統
園部川、田原川(南丹市)水防警報の連絡系統
棚野川水防警報の連絡系統
高屋川水防警報の連絡系統
犀川、上林川、八田川水防警報・水位情報の連絡系統
(最新状況に差し替え)

<表>筒川水防警報・水位情報の連絡系統
丹後土木事務所→宮津地域総務室⇒丹後広域振興局→管内地方機関
→宮津警察署

<表>京都府火災気象通報伝達経路図
各広域振興局→管内地方機関

字句等修正(京都地方気象台)

名称変更(建設交通部)

連絡系統の追加(建設交通部)

連絡系統の見直し(建設交通部)

字句等修正(丹後広域振興局)

字句等修正(府民生活部)

86	<p><表>京都府農業気象通報伝達経路図 各広域振興局→管内地方機関</p>	<p><表>京都府農業気象通報伝達経路図 各広域振興局→管内地方機関</p>	<p>字句等修正(府民生活 部)</p>
87	<p><表>津波警報等伝達経路図 京都地方气象台→水産事務所 →海上自衛隊舞鶴地方総監部 (追加)</p> <p>防災消防企画課→京都府港湾事務所 →(略) →中丹東土木事務所 (追加) →(略)</p>	<p><表>津波警報等伝達経路図 京都地方气象台(削除) (削除) →NHK京都放送局→住民</p> <p>防災消防企画課→港湾局 →(略) →中丹東土木事務所 →中丹東保健所 →(略)</p>	<p>連絡系統の見直し、 組織改編等(京都地方 气象台、建設交通部)</p>
88～89	<p><表>地震及び津波に関する情報伝達経路図 <表>火山現象警報等に関する情報伝達経路図 防災消防企画課→(略) →中丹東土木事務所 (追加) →(略) →港湾事務所</p>	<p><表>地震及び津波に関する情報伝達経路図 <表>火山現象警報等に関する情報伝達経路図 防災消防企画課→(略) →中丹東土木事務所 →中丹東保健所 →(略) →港湾局</p>	<p>連絡系統の見直し、 組織改編(建設交通 部)</p>
90	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡通信網の整備 第1 整備計画の方針 (略)</p> <p>第2 衛星通信系防災情報システムの整備 府衛星通信系防災情報システム 府は、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防 法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時 の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行 し、地震等の災害から府民の生命及び財産を守るため、人</p>	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡通信網の整備 第1 整備計画の方針 (略) <u>また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動 情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するた め、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p> <p>第2 衛星通信系防災情報システムの整備 府衛星通信系防災情報システム 府は、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防 法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時 の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行 し、地震等の災害から府民の生命及び財産を守るため、人</p>	<p>防災基本計画の修正 に伴う修正</p>

工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル
疎水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）に
より2重化された確実な情報伝達が可能な衛星通信系防災
情報システムを運用している。

（追加）

第3 市町村防災行政無線
（略）

第3章 河川防災計画

93 第1節 河川の現状
（略）

また、国土交通大臣が管理する河川は、25河川、延長
約195km、知事が管理する河川は、377河川、延長約1,85
1kmとなっている。（なお、同一河川で両者の管理区間が
ある河川が8河川ある）

第1 淀川水系の現状

1 宇治川流域
（略）

右岸は丘陵地帯であるため支川を含めほとんど無堤の
状態であった昭和36年から宇治川改修計画が立案され施
工中である。

94 第2 由良川水系の現況
（略）

その流域は京都府、兵庫県にまたがり、その面積は1,8
80kmに及び、丹波・丹後地区における基盤をなし、2本水
系の治水及び利水はきわめて重要なものとなっている。
本川流路延長は123kmに及びその内国直轄管理区間は本川
54.1km、支川2.3kmとなっている。

第2節 河川改修計画

第1 国土交通省の改修計画

1 淀川水系河川整備基本方針と河川整備計画

工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル
疎水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）に
より2重化された確実な情報伝達が可能な衛星通信系防災
情報システムを運用している。

衛星系ネットワークは、耐災害性に優れているので、
大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、
府、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

第3 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）
（略）

第3章 河川防災計画

第1節 河川の現状
（略）

また、国土交通大臣が管理する河川は、25河川、延長
約195km、知事が管理する河川は、377河川、延長約1,85
2kmとなっている。（なお、同一河川で両者の管理区間が
ある河川が8河川ある）

第1 淀川水系の現状

1 宇治川流域
（略）

（削除）

第2 由良川水系の現況
（略）

その流域は京都府、兵庫県にまたがり、その面積は1,8
80kmに及び、丹波・丹後地区における基盤をなし、2本水
系の治水及び利水はきわめて重要なものとなっている。本
川流路延長は124kmに及びその内国直轄管理区間は本川54.
1km、支川2.3kmとなっている。

第2節 河川改修計画

第1 国土交通省の改修計画

1 淀川水系河川整備基本方針と河川整備計画

時点修正（建設交通
部）

堤防が概成（建設交通
部）

時点修正（建設交通
部）

淀川水系河川整備基

淀川における治水事業は、古く仁徳、桓武の時代から現在にいたるまで近畿圏さらには国家の繁栄のため絶大な努力がはらわれてきた。淀川水系改修基本計画は、昭和28年の台風13号による出水にかんがみ、淀川水系全般にわたる治水対策について改定をみた。その後の追加修正を加えて、その内容は、基準地点枚方における基本高水のピーク流量を $8,650\text{m}^3/\text{sec}$ とし、このうち $1,700\text{m}^3/\text{sec}$ を上流ダム群で調節し、計画高水流量を $6,950\text{m}^3/\text{sec}$ とするものであり、宇治川、木津川、桂川の計画高水流量をそれぞれ $900\text{m}^3/\text{sec}$ 、 $4,650\text{m}^3/\text{sec}$ 、 $2,780\text{m}^3/\text{sec}$ とする計画である。この計画にもとづき天ヶ瀬ダム及び高山ダムの建設による洪水調節、水源山地の砂防の強化、瀬田川のしゅんせつ及び洗堰の改造による琵琶湖沿岸地域の水害の軽減、宇治川、桂川、木津川及び淀川本川の河道改修の促進並びに管理設備の増強等を主体として工事を実施した。しかしながら昭和28年以後昭和34年、昭和36年、昭和40年と大出水が相ついだこと、及び近年における淀川流域の人口資産が著しく増大したことにかんがみ淀川の治水計画を改定することとし、昭和46年3月工事実施基本計画を決定した。また、平成9年の河川法改正を踏まえ、平成19年8月に河川整備計画基本方針が、平成21年3月には河川整備計画が策定された。

2 由良川水系河川整備基本方針と河川整備計画 (略)

○主要な地点における計画高水流量に関する事項

基本高水流量は綾部において $4,100\text{m}^3/\text{sec}$ とし、八田川、犀川、土師川等の合流量を合わせ福知山において $5,600\text{m}^3/\text{sec}$ とし、さらに牧川の合流量を合わせ牧川合流後は $5,800\text{m}^3/\text{sec}$ とし、その下流では河口まで同流量とする。

第2 京都府の河川整備

明日の京都における「暮らしの安全（犯罪や事故の危険性が小さく、災害にも強い社会へ）」の実現に向け、安心・安全の暮らしを支える治水対策について、河川整備計画

淀川における治水事業は、古く仁徳、桓武の時代から現在にいたるまで近畿圏さらには国家の繁栄のため絶大な努力がはらわれてきた。淀川水系改修基本計画は、昭和28年の台風13号による出水にかんがみ、淀川水系全般にわたる治水対策について改定をみた。その後の追加修正を加えて、その内容は、基準地点枚方における基本高水のピーク流量を $8,650\text{m}^3/\text{sec}$ とし、このうち $1,700\text{m}^3/\text{sec}$ を上流ダム群で調節し、計画高水流量を $6,950\text{m}^3/\text{sec}$ とするものであり、宇治川、木津川、桂川の計画高水流量をそれぞれ $900\text{m}^3/\text{sec}$ 、 $4,650\text{m}^3/\text{sec}$ 、 $2,780\text{m}^3/\text{sec}$ とする計画であった。この計画にもとづき天ヶ瀬ダム及び高山ダムの建設による洪水調節、水源山地の砂防の強化、瀬田川のしゅんせつ及び洗堰の改造による琵琶湖沿岸地域及び下流河川の水害の軽減、宇治川、桂川、木津川及び淀川本川の河道改修の促進並びに管理設備の増強等を主体として工事を実施した。しかしながら昭和28年以後昭和34年、昭和36年、昭和40年と大出水が相ついだこと、及び近年における淀川流域の人口資産が著しく増大したことにかんがみ淀川の治水計画を改定することとし、昭和46年3月工事実施基本計画を決定した。また、平成9年の河川法改正を踏まえ、平成19年8月に河川整備計画基本方針が、平成21年3月には河川整備計画が策定された。

2 由良川水系河川整備基本方針と河川整備計画 (略)

○主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は綾部において $4,100\text{m}^3/\text{sec}$ とし、八田川、犀川、土師川等の合流量を合わせ福知山において $5,600\text{m}^3/\text{sec}$ とし、さらに牧川等の合流量を合わせ天津上において $5,800\text{m}^3/\text{sec}$ とする。

第2 京都府の河川整備

明日の京都における「暮らしの安全（犯罪や事故の危険性が小さく、災害にも強い社会へ）」の実現に向け、安心・安全の暮らしを支える治水対策について、河川整備計画

本方針との整合（建設交通部）

由良川水系河川整備基本計画との整合（建設交通部）

時点修正（建設交通部）

を順次策定し、流域特性や土地利用計画、自然環境に配慮した整備を推進している。しかし、府管理河川の河川整備率（＝改修済延長／要改修延長）は全体で約36%、都市河川（市街化区域等を貫流する河川）においても約53%と低い状況にある中で、未整備区間について直ちに河川整備を図ることは、予算的、時間的な制約もあり困難であるため、緊急性や実現性等を踏まえ、重点的な整備を行っている。

を順次策定し、流域特性や土地利用計画、自然環境に配慮した整備を推進している。しかし、府管理河川の河川整備率（＝改修済延長／要改修延長）は全体で約36%、都市河川（市街化区域等を貫流する河川）においても約54%と低い状況にある中で、未整備区間について直ちに河川整備を図ることは、予算的、時間的な制約もあり困難であるため、緊急性や実現性等を踏まえ、重点的な整備を行っている。

96	<p>第3節 ダムの現状と洪水調節</p> <p>2 洪水調節洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高58mから78.5mまでの容量20,000,000m³を利用してダム地点の計画高水流量 1,360m³/s を 840m³/s に調節する。ただし、枚方が警戒水位を越えたときは、ピークに対して 160m³/s に調節する。なお、洪水期以外においても予備放流により洪水調節を行う。</p>	<p>第3節 ダムの現状と洪水調節</p> <p>2 洪水調節洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高58mから78.5mまでの容量20,000,000m³を利用してダム地点の計画高水流量 1,360m³/s を 840m³/s に調節する。ただし、枚方が警戒水位を越えたときは、ピークに対して160m³/s に調節する。なお、洪水期以外においても予備放流により洪水調節を行う<u>ことができる。</u></p>	<p>ダム操作規則との整合(建設交通部)</p>
100	<p>〈表〉天ヶ瀬ダム放流通報の連絡系統</p> <p>近畿地方整備局 →京都市</p> <p>淀川ダム統合管理事務所 <u>(追加)</u></p> <p>→(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>→天ヶ瀬ダム管理支所</p> <p>→(略)</p>	<p>〈表〉天ヶ瀬ダム放流通報の連絡系統</p> <p>近畿地方整備局 →京都市</p> <p>淀川ダム統合管理事務所→<u>京都府営水道事務所</u></p> <p>→(略)</p> <p><u>→(財)河川情報センター大阪センター→端末機設置機関</u></p> <p>→天ヶ瀬ダム管理支所</p> <p>→(略)</p>	<p>字句等修正(近畿地方整備局)</p>
101	<p>〈表〉大野ダム放流通報の連絡系統</p> <p>河川課・砂防課→中丹東土木事務所</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>→(略)</p> <p>→<u>港湾事務所</u></p>	<p>〈表〉大野ダム放流通報の連絡系統</p> <p>河川課・砂防課 →中丹東土木事務所</p> <p><u>→中丹東保健所</u></p> <p>→(略)</p> <p><u>→港湾局</u></p>	<p>連絡系統の見直し、組織改編（建設交通部）</p>
102	<p>〈表〉高山ダム放流通報の連絡系統</p> <p>南山城村→木津川漁業組合</p>	<p>〈表〉高山ダム放流通報の連絡系統</p> <p>南山城村→木津川漁業<u>協同</u>組合</p>	<p>字句修正（農林水産部）</p>
103	<p>〈表〉和知ダム放流通報の連絡系統</p> <p>河川課・砂防課→中丹東土木事務所</p>	<p>〈表〉和知ダム放流通報の連絡系統</p> <p>河川課・砂防課→中丹東土木事務所</p>	<p>連絡系統の見直し、組織改編（建設交通</p>

(追加)
→(略)
→港湾事務所

〔 関西電力㈱ → 関西電力㈱京都支社
和知ダム管理所→(略) 〕

(追加)
→宮津与謝消防組合消防本部
→(略)

105 <表>日吉ダム放流通報の連絡系統
〔 水資源機構 → 京都中部広域消防組合消防本部
日吉ダム管理所 〕

第4章 林地保全計画

107 第2節 民有林保全計画

第1 治山事業

1 現状

府内森林面積343,027haのうち、民有林森林面積は335,536haであり、そのうち98,623haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。

(略)

109 第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達
(平成27年4月現在)

自然現象の種類	指定区域		備考
	警戒区域	うち特別警戒区域	
土石流	5,676箇所	3,684箇所	※指定区域のある市町を下記に示す。
急傾斜地の崩壊	8,177箇所	8,038箇所	
地すべり	24箇所		
合計	13,877箇所	11,722箇所	

※ 京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹

→中丹東保健所
→(略)
→港湾局

〔 関西電力㈱ → 関西電力㈱京都電力部
和知ダム管理所→(略) 〕

→宮津市
→宮津与謝消防組合消防本部
→(略)

<表>日吉ダム放流通報の連絡系統
〔 水資源機構 → 京都中部広域消防組合
日吉ダム管理所 〕

第4章 林地保全計画

第2節 民有林保全計画

第1 治山事業

1 現状

府内森林面積342,713haのうち、民有林森林面積は335,341haであり、そのうち104,718haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。

(略)

第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達
(平成29年4月末現在)

自然現象の種類	指定区域		備考
	警戒区域	うち特別警戒区域	
土石流	<u>6,613</u> 箇所	<u>4,240</u> 箇所	※指定区域のある市町を下記に示す。
急傾斜地の崩壊	<u>9,758</u> 箇所	<u>9,583</u> 箇所	
地すべり	<u>57</u> 箇所		
合計	<u>16,452</u> 箇所	<u>13,823</u> 箇所	

※ 京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹

部)

組織改編(関西電力(株))
連絡系統の見直し(宮津市)

字句修正(水資源機構日吉ダム管理所)

時点修正(農林水産部)

時点修正等(建設交通部)

後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

110 第4節 土砂災害における警戒避難体制

(5) 災害時要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制
高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい災害時要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合には、市町村地域防災計画において、災害時要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

第5章 砂防関係事業計画

111 第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

第4 留意点

土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。

- 1 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。
- 2 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

第5 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

1 システムの概要

本システムは気象台による降水予測（解析雨量）と京都府の作成した5 kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである

後市、南丹市、木津川市、**大山崎町**、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

第4節 土砂災害における警戒避難体制

(5) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制
高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合には、市町村地域防災計画において、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

第5章 砂防関係事業計画

第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム

第4 留意点

- 1 土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。
- 2 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。
- 3 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

第5 京都府土砂災害警戒情報システム

1 システムの概要

本システムは気象台による降水予測（解析雨量）と京都府の作成した1 kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである

字句修正（建設交通部）

字句修正（建設交通部）

113	<p>第6節 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報</p> <p>第1 緊急調査</p> <p>重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び自記を明らかにするため、土砂災害防止法第26条及び27条に基づき、国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第29条）</p> <p>第7節 砂防対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>(略)</p> <p>また、府内には次のとおり砂防指定地がある。</p> <p>箇所数 1,436箇所(平成26年12月末現在)</p>	<p>第6節 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報</p> <p>第1 緊急調査</p> <p>重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び自記を明らかにするため、土砂災害防止法第27条及び28条に基づき、国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）</p> <p>第7節 砂防対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>(略)</p> <p>また、府内には次のとおり砂防指定地がある。</p> <p>箇所数 1,442箇所(平成29年2月末現在)</p>	<p>字句修正(近畿地方整備局)</p> <p>時点修正（建設交通部）</p>
114	<p>第8節 土石流対策計画</p> <p>第2 計画の方針と内容</p> <p>土石流の災害を未然に防止するため、砂防堰堤等の整備を社会資本整備重点計画に基づき推進する。一方、市町村等においては危険区域に対して土砂災害監視システムにより情報がリアルタイムに発信され、降雨状況等をすみやかに把握する措置を講じるなど警戒降雨量に達した場合は、通報により避難体制を確立するよう努める。</p> <p>特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。</p> <p>第9節 地すべり対策計画</p> <p>第2 計画の方針と内容</p> <p>地すべりの災害を未然に防止するため、地すべり対策工を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。</p>	<p>第8節 土石流対策計画</p> <p>第2 計画の方針と内容</p> <p>土石流の災害を未然に防止するため、砂防堰堤等の整備を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。一方、市町村等においては危険区域に対して土砂災害警戒情報システムにより情報がリアルタイムに発信され、降雨状況等をすみやかに把握する措置を講じるなど警戒降雨量に達した場合は、通報により避難体制を確立するよう努める。</p> <p>特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。</p> <p>第9節 地すべり対策計画</p> <p>第2 計画の方針と内容</p> <p>地すべりの災害を未然に防止するため、地すべり対策工を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。</p>	<p>字句修正（建設交通部）</p> <p>字句修正（建設交通部）</p>

115	<p>第10節 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>府内における急傾斜地（傾斜度30°以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所が3,765箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。これら急傾斜地のうち緊急性の高いものから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第3条により、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、<u>315</u>箇所となっている。</p> <p>第2 計画の方針と内容</p> <p>急傾斜地の崩壊を未然に防止するため、急傾斜地崩壊防止対策工を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の<u>災害時要配慮者関連施設</u>が立地している箇所は重点的に対策を講じる。</p> <p><u>急傾斜地崩壊危険区域の指定があったときは、当該地域を管轄する市町村防災会議が市町村地域防災計画に所要の修正を行い、当該急傾斜地崩壊危険区域ごとに情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助、その他当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要な警戒避難体制を確立する。</u></p>	<p>第10節 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>府内における急傾斜地（傾斜度30°以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所が3,765箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。これら急傾斜地のうち緊急性の高いものから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第3条により、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、<u>324</u>箇所となっている。</p> <p>第2 計画の方針と内容</p> <p>急傾斜地の崩壊を未然に防止するため、急傾斜地崩壊防止対策工を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の<u>要配慮者利用施設</u>が立地している箇所は重点的に対策を講じる。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>時点修正（建設交通部）</p> <p>字句修正（建設交通部）</p> <p>誤記修正（建設交通部）</p>
118	<p><表>土砂災害危険箇所一覧表(その2)</p>	<p><表>土砂災害危険箇所一覧表(その2)</p> <p><u>(最新状況に差し替え)</u></p>	<p>時点修正（建設交通部）</p>
119	<p>第6章 農業用施設防災計画</p> <p>第1節 現況</p> <p>第2 農業用ため池</p> <p>農業用ため池は府内に約1,600箇所あり、耕地面積の約<u>6</u>割に当たる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらすことが予想さ</p>	<p>第6章 農業用施設防災計画</p> <p>第1節 現況</p> <p>第2 農業用ため池</p> <p>農業用ため池は府内に約1,600箇所あり、耕地面積の約<u>4</u>割に当たる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらすことが予想さ</p>	<p>時点修正（農林水産部）</p>

れ、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。
(略)

れ、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。
(略)

120 第3節 計画の内容
(追加)

第3節 計画の内容

府の立場の明確化(農
林水産部)

農業用施設の1次災害予防と施設の安全対策及び2次
災害への備えとして、市町村及び土地改良区並びに農
業施設管理団体に対して、以下の内容について助言・
支援する。

第1 一般事項 (市町村及び土地改良区並びに農業用施設管
理団体における計画事項)

第1 一般事項

- (1) 農業用施設台帳整備と定期点検
(略)

- (1) 農業用施設台帳整備と定期点検
(略)

特にため池については、諸元情報をデータベース化す
るとともに、関係市町村及びため池管理者に対して定期
的に点検調査の実施を指導・支援することにより、ため
池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよ
う啓発する。

特にため池については、諸元情報をデータベース化す
るとともに、関係市町村及びため池管理者に対して定期
的に点検調査の実施を助言・支援することにより、ため
池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよ
う啓発する。

- (2) ハザードマップ(安心・安全マップ)等

- (2) ハザードマップ(安心・安全マップ)等

大雨・地震等の災害により浸水等周囲に多大な影響を
与える農業用施設については、住民避難の参考となる被
害想定地域と避難経路等を示したハザードマップ(安心
・安全マップ)の整備普及を図るよう関係市町村に促
す。特に決壊した場合、下流人家等への被害が予想され
るため池については、広域振興局等は、関係市町村及び
ため池管理者対し、ため池のハザードマップ(安心・安
全マップ)の整備普及を進めるよう、指導・支援する。

大雨・地震等の災害により浸水等周囲に多大な影響を
与える農業用施設については、住民避難の参考となる被
害想定地域と避難経路等を示したハザードマップ(安心
・安全マップ)の整備普及を図るよう関係市町村に促
す。特に決壊した場合、下流人家等への被害が予想され
るため池については、広域振興局等は、関係市町村及び
ため池管理者対し、ため池のハザードマップ(安心・安
全マップ)の整備普及を進めるよう、助言・支援する。

(略)

(略)

121 第2 個別事項 (市町村及び土地改良区並びに農業用施設管
理団体における計画事項)

第2 個別事項

- 1 大雨、洪水対策
(追加)

- 1 大雨、洪水対策

集中豪雨や台風によりもたらされる大雨、洪水から農業
用施設の1次災害を防止するための日常的な対応措置をと
ること。

(2) 頭首工

取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落し方式のものを含む。）の整備点検と操作の演習を行い、洪水流下を阻害しないよう、また、取水ゲートからは河水が堤内地に流入しないよう措置をとること。

(3) 用排水路

イ 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実に行うこと。

(4) 用排水機場（ポンプ）

ア 原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備試運転を行い非常時に備える。

第9章 水産施設防災計画

第1節 漁船施設計画

第1 現状

府内における漁船が、台風及び冬季風浪、高潮などによって受ける被害は大きく、漁業生産の低下をきたす要因となっている。

第3 計画の内容

1 台風、冬季風浪、高潮対策

- (1) 小型船は、陸上へ引揚げ固定する。
- (2) 中大型船は、安全港へ避難する。
- (3) 絶えず気象通報を聞いて気象状況を熟知する。
- (4) 無線機搭載の指導、助成を行う。
- (5) 大型化集団操業への指導、助成を行う。
- (6) 海難防止の講習研修を機会あるごとに開催する。
- (7) 遭難救助には、府所属船を緊急に運航させる。

(2) 頭首工

ア 洪水流下を阻害しないように取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落しのものを含む。）の整備点検、操作の演習

イ 取水ゲートからの河水流入防止措置

(3) 用排水路

イ 水路中の各種ゲートの整備点検、操作

(4) 用排水機場（ポンプ）

ア 原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備試運転

第9章 水産施設防災計画

第1節 漁船施設計画

第1 現状

府内における漁船が、台風、冬季風浪、強風・大雪、高潮、津波などによって受ける被害は大きく、漁業生産の低下をきたす要因となっている。

第3 計画の内容

1 台風、冬季風浪、強風・大雪、高潮、津波対策

(1) 漁業者は漁船の保全のため、日常から次のことに努める。

ア 日常から気象情報の収集に留意し、被害防止のために適切に対応する。

イ 被害が予測される際には、漁業者は小型船は陸上に引揚げ、確実に固定する。また、中大型船ではけい留索を補強し、必要に応じてより安全な泊地や他の漁港への避難を検討、実施する。

(2) 漁業者は海上航行、操業時の事故防止、安全確保のために次のことに努める。

ア 天候の急変が予想される際には、速やかに操業を中止し、帰港、避難の行動をとる。

イ 無線機、携帯電話等の装備により、陸上及び僚船との間の連絡手段を常に確保する。

対策の対象事象の拡充（農林水産部）

対象内容の拡充（農林水産部）

第2節 漁具施設計画

第3 計画の内容

- 1 台風、温帯低気圧、前線接近時の風浪、急潮対策

第10章 道路及び橋梁防災計画

第1節 道路の現況

道路状況一覧表

道路種別	道路現況 (平26.4.1 現在)		危険箇所 (平成8、9年度点検結果)		
	管理延長(km)	橋梁箇所数	崩土等	なだれ	その他
一般国道 (指定区間外)	450.1	<u>443</u>	109	1	15
主要地方道	883.6	<u>801</u>	284	2	16
一般府道	820.7	<u>805</u>	241	0	20
計	2,154.4	<u>2,049</u>	634	3	51

注：その他には、地滑り、土石流、盛土、擁壁、橋梁（洗掘）、地吹雪等を含む。
 数値は、京都縦貫道(国道478号)（府道路公社管理）を含み、自転車道を除く。

ウ 漁船の日常及び定期的な点検を励行し、故障による海難事故の発生を予防する。

(3) 京都府は海難事故への対応のため、次のことに努める。

ア 海難事故防止のため、漁業者に対する安全講習、研修を漁業協同組合等と連携して定期的実施する。

イ 海難事故発生時には、府所属船を緊急に運航させ、関係機関と連携して漂流船回収や遭難救助等にあたる。

2 大雪

(1) 漁業者は、大雪が予想される際には小型船は陸上に引き揚げて、転覆、沈没による被害防止に努める。

(2) また、陸上引揚げが困難な中大型船では、定期的な見回りと必要に応じた除雪を実施し、転覆、沈没の防止に努める。

第2節 漁具施設計画

第3 計画の内容

- 1 台風、温帯低気圧、前線接近時の風浪、急潮対策

第10章 道路及び橋梁防災計画

第1節 道路の現況

道路状況一覧表

道路種別	道路現況 _____		危険箇所 (平成8、9年度点検結果)		
	管理延長(km)	橋梁箇所数 (平成29.4.1)	崩土等	なだれ	その他
一般国道	450.1	<u>522</u>	109	1	15
主要地方道	883.6	<u>951</u>	284	2	16
一般府道	820.7	<u>804</u>	241	0	20
計	2,154.4	<u>2,277</u>	634	3	51

注：その他には、地滑り、土石流、盛土、擁壁、橋梁（洗掘）、地吹雪等を含む。
 一般国道には、京都縦貫自動車道(国道478号)の府道路公社管理分を含む。
 数値は、自転車道を除く。

字句修正（農林水産部）

時点修正（建設交通部）

135	<p>第3節 計画の内容</p> <p>第1 道路整備事業</p> <p>2 橋梁整備事業</p> <p>橋梁整備事業としては、災害時の橋梁の交通機能を確保するとともに、交通遮断等による社会生活への影響を少なくするため、橋梁点検調査を実施し、架替、<u>橋脚の補強</u>等の施工</p>	<p>第3節 計画の内容</p> <p>第1 道路整備事業</p> <p>2 橋梁整備事業</p> <p>橋梁整備事業としては、災害時の橋梁の交通機能を確保するとともに、交通遮断等による社会生活への影響を少なくするため、橋梁点検調査を実施し、架替、<u>補修</u>等の施工</p>	字句修正（建設交通部）
154	<p>第12章 建造物防災計画</p> <p>第1節 建築物の防災対策</p> <p>第3 対象建築物と具体的対策</p> <p>2 不特定多数の利用する<u>特殊</u>建築物</p> <p>劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等不特定多数が<u>使用</u>する特殊建築物については、高い防災性能が必要であり、以下の対策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>3 住宅、その他の建築物</p> <p>府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、不特定多数の利用する<u>特殊</u>建築物以外の建築物については、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>第12章 建造物防災計画</p> <p>第1節 建築物の防災対策</p> <p>第3 対象建築物と具体的対策</p> <p>2 不特定多数の<u>者</u>が利用する<u>特定</u>建築物</p> <p>劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等不特定多数の<u>者</u>が<u>利用</u>する特殊建築物については、高い防災性能が必要であり、以下の対策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>3 住宅、その他の建築物</p> <p>府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、不特定多数の<u>者</u>が利用する<u>特定</u>建築物以外の建築物については、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>5 土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策</u></p> <p><u>土砂災害特別警戒区域内における居室を有する既存建築物の土砂災害に対する改修を促進するため、建築物の所有者等に支援を行い、既存建築物の安全対策を図る。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p>	<p>字句修正（建設交通部）</p> <p>補助制度の創設（建設交通部）</p>
157	<p>第13章 文化財災害予防計画</p> <p>第1節 現状</p> <p>第1 建造物</p> <p>文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。国指定建造物は府内に639棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられてい</p>	<p>第13章 文化財災害予防計画</p> <p>第1節 現状</p> <p>第1 建造物</p> <p>文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。国指定建造物は府内に<u>648</u>棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられてい</p>	文化財の新指定等による修正（教育庁）

る588棟のうち、未設置のものは13棟である。

また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録文化財建造物は509棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の354棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

(略)

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

府内における国指定文化財の所有者は413社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは199社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。

なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録文化財は、現在191所有者、277件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の204件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。

(略)

第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は135件（二府県にまたがるものは除く）、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は60件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2－7参照〕

る597棟のうち、未設置のものは13棟である。

また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録文化財建造物は458棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の312棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

(略)

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

府内における国指定文化財の所有者は415社寺等（国有・公有は除く。）である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。

なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。また、府指定・登録文化財は、現在192所有者、282件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが75件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の207件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。

(略)

第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は137件（二府県にまたがるものは除く）、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は62件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2－7参照〕

166	<p>第15章 消防組織整備計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 消防組織や体制の充実・強化</p> <p>2 消防団の活動力の強化</p> <p>(1) 消防団員の確保</p> <p><u>ア 女性消防団員の参加促進</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>第15章 消防組織整備計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 消防組織や体制の充実・強化</p> <p>2 消防団の活動力の強化</p> <p>(1) 消防団員の確保</p> <p><u>ア 女性の消防団への加入促進</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	字句修正(府民生活部)
167	<p>第4 航空消防防災活動</p> <p>府は、大規模な災害、事故等の発生またはその発生が予測される事態において、警戒活動、応急対策等を実施するため、京都市との「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定」に基づき京都市消防局の消防ヘリコプターによる緊急対応活動の実施を行う。</p> <p>第5 緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等の実施</p> <p>近年、東南海・南海地震等の発生が危惧される中、想定されるこれらの大規模地震災害や相次ぐ自然災害並びに大規模・特殊災害等に対して、被災地の状況に応じ迅速かつ的確な消防防災活動を展開するため、<u>緊急消防援助隊を国が示す計画に基づき、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>第4 航空消防防災活動</p> <p>府は、大規模な災害、事故等の発生またはその発生が予測される事態において、警戒活動、応急対策等を実施するため、京都市との「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定」に基づき京都市消防局の消防ヘリコプターによる緊急対応活動<u>を実施する。</u></p> <p>第5 緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等の実施</p> <p>近年、東南海・南海地震等の発生が危惧される中、想定されるこれらの大規模地震災害や相次ぐ自然災害並びに大規模・特殊災害等に対して、被災地の状況に応じ迅速かつ的確な消防防災活動を展開するため、国が示す計画に基づき、実践的な訓練等を通じて、<u>緊急消防援助隊における</u>人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p>	字句修正(府民生活部、京都市)
170	<p>第3節 市町村地域防災計画に定める事項</p> <p><表>市町村相互応援協定締結状況一覧</p> <p>番号：30</p> <p>協定名称：京都縦貫自動車道（宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジ）及び<u>宮津与謝道路</u>における消防応援協定</p> <p>協定締結消防機関名：京都中部広域消防組合、綾部市、舞鶴市、宮津与謝消防組合</p>	<p>第3節 市町村地域防災計画に定める事項</p> <p><表>市町村相互応援協定締結状況一覧</p> <p>番号：30</p> <p>協定名称：京都縦貫自動車道（宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジまで）及び<u>山陰近畿自動車道（一般国道312号）</u>における消防<u>相互</u>応援協定</p> <p>協定締結消防機関名：京都中部広域消防組合、綾部市、舞鶴市、宮津与謝消防組合、<u>京丹後市</u></p>	道路延伸に伴う協定の見直し(京丹後市等)

番号：33
協定名称：消防相互応援協定

番号：65
協定名称：第2京阪道路

番号：68
協定名称：消防相互応援協定

(追加)

番号：33
協定名称：京都市・大津市消防相互応援協定

番号：65
協定名称：第2京阪道路

番号：68
協定名称：京都市・高島市消防相互応援協定

番号：72
協定名称：高槻市と京都市の災害通信連絡に関する協定書

協定締結消防機関名：府内消防機関 京都市
府外消防機関 高槻市

協定の内容：その他

字句修正(京都市)

新規に協定締結(京都市)

185 第17章 通信放送施設防災計画

西日本電信電話株式会社
K D D I 株式会社(関西総支社)
株式会社N T T ドコモ関西支社
ソフトバンク株式会社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
日本放送協会京都放送局
(追加)

第17章 通信放送施設防災計画

西日本電信電話株式会社
K D D I 株式会社(関西総支社)
株式会社N T T ドコモ関西支社
ソフトバンク株式会社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
日本放送協会京都放送局
株式会社エフエム京都

字句修正(近畿総合通信局)

193 第19章 資材器材等整備計画

第3節 食料及び生活必需品の確保計画

第1 生活物資の備蓄

4 備蓄物資の保管

(1)府の備蓄は、次の6箇所の倉庫での備蓄の他、分散備蓄に配慮することとし、物資の品目及び数量は別に定める。
また、今後の大規模公共施設の建設に当たっては、備蓄物資の保管及び荷捌きの機能を付与することを検討し、府域全体での効率的な備蓄体制の構築に努める。

京都倉庫：京都市上京区中立売通小川東入三丁

(追加)

田辺倉庫：京田辺市興戸

第19章 資材器材等整備計画

第3節 食料及び生活必需品の確保計画

第1 生活物資の備蓄

4 備蓄物資の保管

(1)府の備蓄は、次の各箇所の倉庫での備蓄の他、分散備蓄に配慮することとし、物資の品目及び数量は別に定める。
また、今後の大規模公共施設の建設に当たっては、備蓄物資の保管及び荷捌きの機能を付与することを検討し、府域全体での効率的な備蓄体制の構築に努める。

京都倉庫：京都市上京区中立売通小川東入三丁町

近衛倉庫：京都市左京区吉田近衛町

田辺倉庫：京田辺市興戸

備蓄倉庫(暫定)の追加等(健康福祉部)

木津倉庫：木津川市木津上戸 府木津総合庁舎
 亀岡倉庫：亀岡市荒塚町 府亀岡総合庁舎
 (追加)
 福知山倉庫：福知山市宇篠尾 府福知山総合庁舎内
 宮津倉庫：宮津市宇吉原 府宮津総合庁舎内

第4 物資集配地の整備

府及び市町村は、それぞれ救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、集配予定地をあらかじめ定める。
 (追加)

1 府は、災害の規模が甚大で、市町村が定める集配予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受入れを行うため、広域的観点から集配予定地を定める。府の集配予定地は広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

府の集配予定地は広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

(略)

2 市町村は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府及び近隣市町村等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、集配予定地を定める。

(追加)

第6 市町村地域防災計画で定める事項

1 食料供給計画

- (1) 食料の備蓄
- (2) 当該市町村内の販売業者の手持状況の把握
- (3) 調達・連絡体制
- (4) 物資の集配予定地

木津倉庫：木津川市木津上戸 府木津総合庁舎内
 亀岡倉庫：亀岡市荒塚町 府亀岡総合庁舎内
丹波倉庫：船井郡京丹波町曾根崩下代
 福知山倉庫：福知山市篠尾 府福知山総合庁舎内
 宮津倉庫：宮津市吉原 府宮津総合庁舎内

第4 物資輸送拠点の整備

府及び市町村は、それぞれ救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、物資輸送拠点予定地をあらかじめ定める。

この際、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

1 府は、災害の規模が甚大で、市町村が定める地域内輸送拠点予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受入れを行うため、広域的観点から広域物資輸送拠点予定地を定める。府の広域物資輸送拠点予定地は広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

府の広域物資輸送拠点予定地は広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

(略)

2 市町村は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府及び近隣市町村等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、地域内輸送拠点予定地を定める。

3 府は宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、物資配送に物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。

第6 市町村地域防災計画で定める事項

1 食料供給計画

- (1) 食料の備蓄
- (2) 当該市町村内の販売業者の手持状況の把握
- (3) 調達・連絡体制
- (4) 地域内輸送拠点予定地

防災基本計画の修正に伴う修正

(5) 炊出し、その他による食品の給食計画等（「自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統」参照）

2 生活必需品供給計画

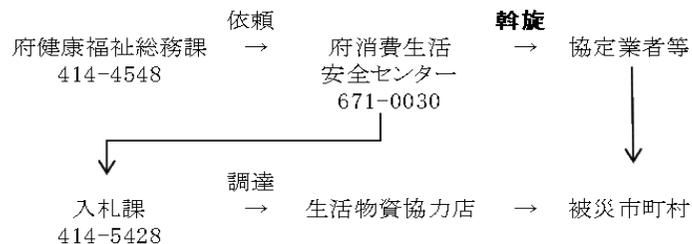
- (1) 生活必需品の備蓄
- (2) 地元販売業者の手持状況の把握
- (3) 調達・連絡体制
- (4) 物資の集配予定地
- (5) 配分計画・支給要領等

195 <表>米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）
京都市伏見区京町1丁目245番地

<表>炊飯センター
京都府長岡京市神足芦原5番地

196 <表>食料品の調達等系統
(1) 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート
物資保有業者
注1・2（略）
（追加）

197 <図>生活必需物品の調達系統
(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合



(5) 炊出し、その他による食品の給食計画等（「自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統」参照）

2 生活必需品供給計画

- (1) 生活必需品の備蓄
- (2) 地元販売業者の手持状況の把握
- (3) 調達・連絡体制
- (4) 地域内輸送拠点 予定地
- (5) 配分計画・支給要領等

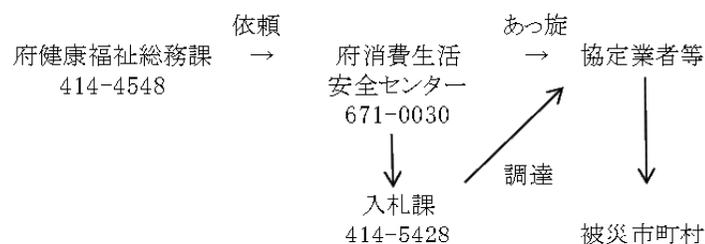
<表>米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）
京都市伏見区横大路鉾ノ本46

<表>炊飯センター
京都府長岡京市神足芦原12番地1

<表>食料品の調達等系統
(1) 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート
協定業者等
注1・2（略）

※ 協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の物資保有業者とする。なお、災害対策本部からの要請は、消費生活安全センターで受け、消費生活安全センターと入札課は調整しながら物資調達に当たるものとする。

<図>生活必需物品の調達系統
(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合



事務所の移転（農林水産部）

消費生活安全センターであつ旋等ができる業者を明確化（府民生活部）

字句等修正（府民生活部）

注1・2 (略)

※ 協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の物資保有業者とする。なお、災害対策本部からの要請は、消費生活安全センターで受け、消費生活安全センターと入札課は調整しながら物資調達に当たるものとする。

(2) 被災市町村から府に物資あつ旋を要請する場合
生活物資協力店

(3) 国又は他府県に物資あつ旋を要請する場合
近畿経済産業局産業部産業課→経済産業本省→業者
06-6966-6021

第20章 防災知識普及計画

201 第3節 学校における防災教育

各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

(追加)

第1 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

(追加)

注1・2 (略)

(削除)

(2) 被災市町村から府に物資あつ旋を要請する場合
協定業者等

(3) 国又は他府県に物資あつ旋を要請する場合
政府緊急災害対策本部→業者
(削除)

第20章 防災知識普及計画

第3節 学校等における防災教育

各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援するよう努める。

第1 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、大学等においては、学生等が防災知識の展示等の防災啓発活動を積極的に行う場合、大学等は当該学生

消費生活安全センターであつ旋等ができる業者を明確化(府民生活部)
業務移管(近畿経済産業局)

女性、若者等多様な視点での防災対策アンケートの意見反映(府民生活部)

等を支援するよう努める。

第22章 自主防災組織整備計画

第3節 地区防災計画の作成

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

(略)

第23章 企業等防災対策促進計画

第2節 計画の内容

第1 企業等における防災対策

1 事業所等における防災活動の推進

(略)

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第2 京都BCPの普及

2 (略)

また、企業等や関係団体等に対して、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、京都全体が一元的な災害対応を行える情報共有体制の確立、経済団体や金融関係機関、ライフライン事業者との連携強化、図上訓練の実施、地域内の協力協定の見直しなど、京都BCPの取組の普及啓発に努めるものとする。

205

第22章 自主防災組織整備計画

第3節 地区防災計画の作成

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

(略)

第23章 企業等防災対策促進計画

第2節 計画の内容

第1 企業等における防災対策

1 事業所等における防災活動の推進

(略)

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(追加)

第2 京都BCPの普及

2 (略)

また、企業等や関係団体等に対して、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、情報共有体制の確立、経済団体や金融関係機関との連携強化、地域内の協力協定の見直しなど、京都BCPの取組の普及啓発に努めるものとする。

208

防災基本計画の修正に伴う修正

防災基本計画の修正に伴う修正

京都BCP行動指針の修正を反映(府民生活部)

209	<p>第24章 社会福祉施設防災計画 第2節 予防対策 第1～4 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第24章 社会福祉施設防災計画 第2節 予防対策 第1～4 (略) <u>第5 市町村は、社会福祉施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
212	<p>第25章 交通対策及び輸送計画 第2節 緊急通行車両等 <表>緊急交通路候補路線一覧表 道路名：京都縦貫自動車道 区 間：宮津天橋立IC～<u>京丹波わちIC</u> <u>丹波IC～大山崎JCT</u> <u>(追加)</u></p>	<p>第25章 交通対策及び輸送計画 第2節 緊急通行車両等 <表>緊急交通路候補路線一覧表 道路名：京都縦貫自動車道 区 間：宮津天橋立IC～大山崎JCT 道路名：<u>野田川大宮道路</u> 区 間：<u>京丹後大宮IC～与謝天橋立IC</u></p>	<p>道路延伸(警察本部)</p>
213	<p><表>緊急交通路候補路線図</p>	<p><表>緊急交通路候補路線図 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	<p>道路延伸(警察本部)</p>
215	<p>第26章 医療助産計画 第2節 計画の内容 (資料) 京都岡本記念病院 0774-<u>44-4511</u></p>	<p>第26章 医療助産計画 第2節 計画の内容 (資料) 京都岡本記念病院 0774-<u>48-5500</u></p>	<p>字句修正(健康福祉部)</p>
217	<p>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容 第2 要配慮者に係る支援体制の整備 1～3 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容 第2 要配慮者に係る支援体制の整備 1～3 (略) <u>4 災害派遣福祉チーム(DWAT)体制の整備</u> <u>災害発生時に必要に応じて、被災市町村へ災害派遣福祉チーム(DWAT)(介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等福祉専門職により構成)を派遣できるよう関係機関による支援体制を整備する。</u></p>	<p>災害派遣福祉チーム(DWAT)体制の確立(健康福祉部)</p>

第3 避難行動要支援者対策

2 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 (略)

また、避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

第5 要配慮者の生活確保

3 市町村は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第3 避難行動要支援者対策

2 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 (略)

また、避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

第5 要配慮者の生活確保

3 市町村は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる災害派遣福祉チーム(DWAT)又は福祉避難サポートリーダー並びに福祉避難サポーター等の人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

防災基本計画の修正に伴う修正

適切に避難所運営できる人材を具体的に記載(健康福祉部)

第29章 行政機能維持対策計画

第1節 業務継続性の確保

府及び市町村等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

第2節 防災中枢機能等の確保、充実

府、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や国等への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

(追加)

また、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途

第29章 行政機能維持対策計画

第1節 業務継続性の確保

府及び市町村等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。この際、躊躇なく避難勧告等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

第2節 防災中枢機能等の確保、充実

府、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や国等への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

なお、災害対応に当たる要員の活動支援その他の用途

防災基本計画の修正に伴う修正

に充てるため、第19章資材機材等整備計画に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努めるものとする。

第30章 ボランティアの登録・支援等計画

221 第2節 計画の内容

第2 一般ボランティア

1 受入体制の整備

(3) 府及び市町村は、京都府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と協力し、府内市町村すべてに常設災害ボランティアセンターの設置を進めるものとする。

第31章 広域応援体制の整備

222 第2節 計画の内容

第3 府内の防災相互応援体制の整備

1 防災相互応援協定の締結

府内の市町村長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

(追加)

(略)

第4 緊急消防援助隊の編成

他府県への消防広域応援については、消防組織法第44条の規定に基づき、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を応援隊として派遣するものとし、府は代表消防機関（京都市消防局）及び府内各消防本部等と協議調整し、あらかじめ「京都府隊応援等実施計画」を定めておくものとする。なお、府内の緊急消防援助隊応援隊の登録状況は別表のとおりとする。

に充てるため、第19章資材機材等整備計画に定める食料及び生活必需品の備蓄の活用を含め、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努めるものとする。

第30章 ボランティアの登録・支援等計画

第2節 計画の内容

第2 一般ボランティア

1 受入体制の整備

(3) 府及び市町村は、京都府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と協力し、府内市町村すべてに設置された災害ボランティアセンターが災害時に円滑に活動できるように体制を整えるものとする。

第31章 広域応援体制の整備

第2節 計画の内容

第3 府内の防災相互応援協定

1 防災相互応援協定の締結

府内の市町村長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

雪害の少ない市町村は、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮するものとする。

(略)

第4 緊急消防援助隊の編成

他府県への消防広域応援については、消防組織法第44条の規定に基づき、都道府県単位で構成した緊急消防援助隊を応援隊として派遣するものとし、府は代表消防機関（京都市消防局）及び府内各消防本部等と協議調整し、あらかじめ「緊急消防援助隊京都府大隊応援等実施計画」を定めておくものとする。なお、府内の緊急消防援助隊応援隊の登録状況は別表のとおりとする。

すべての市町村で災害ボランティアセンターが設置されたため(健康福祉部)

防災基本計画の修正に伴う修正

字句修正(府民生活部、京都市)

223	<p><表>緊急消防援助隊登録状況</p>	<p><表>緊急消防援助隊登録状況 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	<p>時点修正(府民生活部)</p>
227	<p>第33章 学校等の防災計画 第2節 計画の内容 第3 防災訓練の実施 学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。</p>	<p>第33章 学校等の防災計画 第2節 計画の内容 第3 防災訓練の実施 学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、<u>また、障害の有無等にも配慮しながら</u>、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。</p>	<p>女性、若者等多様な視点での防災対策アンケートの意見反映(府民生活部)</p>
228	<p>第34章 避難に関する計画 第2節 避難の周知徹底 第2 <u>避難指示等</u>の周知(略) また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での避難等の安全確保措置</u>を講ずべきことにも留意するものとする。</p>	<p>第34章 避難に関する計画 第2節 避難の周知徹底 第2 <u>避難勧告等</u>の周知(略) また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内安全確保</u>を講ずべきことにも留意するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
	<p>第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 <u>(追加)</u></p>	<p>第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 <u>第2 円滑な避難所運営への配慮</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
	<p><u>第2</u> (略)</p>	<p><u>市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u> <u>市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良い生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p>	
	<p><u>第3</u> (略)</p>	<p><u>第3</u> (略)</p>	

第7節 市町村の避難計画
第2 市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル
三段階の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要配慮者避難)情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 (追加)
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 (追加)
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 (追加)

(追加)

第7節 市町村の避難計画
第2 市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル
三段階の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 ・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 ・特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退きすることが強く望まれる。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所(※1)への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」(※2)を行う。
避難指示(緊急)	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所(※1)への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」(※2)を行う。

- ※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物
- ※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋への移動

避難情報等ガイドラインの反映（府民生活部）

233 避難勧告等の発令の参考となる情報

(1)河川の氾濫等

<表>

(2)土砂災害

<表> (略)

(追加)

234 第8節 防災上重要な施設の計画

学校、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導並びにその指示伝達の方法等

(追加)

(追加)

避難勧告等の発令の参考となる情報

(1)河川の氾濫等

<表>(最新状況に差し替え)

(2)土砂災害

<表> (略)

注 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、指令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第8節 防災上重要な施設の計画

学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法等

大学等においては、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達等の方法並びに学生が自主的に避難するための避難の場所、避難経路等の事前周知の方法等

第10節 車中泊避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

防災基本計画の修正に伴う修正

女性、若者等多様な視点での防災対策アンケートの意見反映(府民生活部)

車中泊避難対応検討会取りまとめの反映(府民生活部)

239	<p>第37章 都市公園施設防災計画</p> <p>第1節 現況 (略) 京都府立都市公園（平成<u>26</u>年4月1日現在） (略)</p>	<p>第1 市町村 市町村は、車中泊の対応方針について地域の实情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。</p> <p>第2 府 府は、市町村が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。</p> <p>第37章 都市公園施設防災計画</p> <p>第1節 現況 (略) 京都府立都市公園（平成<u>29</u>年4月1日現在） (略)</p>	<p>時点修正（建設交通部）</p>
243	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第2節 府の活動体制</p> <p>第1 責務</p> <p>府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第2節 府の活動体制</p> <p>第1 責務</p> <p>府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、<u>災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと</u>、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
244	<p>第3 雪害対策本部の設置</p> <p>1 雪害は、風水害あるいは火災等とは若干その様相を異にするため、次の事項の1に該当するときは、それぞれの地方に府広域振興局長を本部長とする「地方雪害対策本部」を設置するとともに、危機管理監が関係部局等に対して、</p>	<p>第3 雪害対策本部の設置</p> <p>1 雪害は、風水害あるいは火災等とは若干その様相を異にするため、次の事項の1に該当するときは、それぞれの地方に府広域振興局長を本部長とする「地方雪害対策本部」を設置するとともに、危機管理監が関係部局等に対して、</p>	<p>字句修正（府民生活部）</p>

被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとる。

(1) 各土木事務所管内の積雪観測所のうちおおむね1／2が警戒積雪深（第2編第1章第2節第10）を突破した場合。

第5 豪雪対策本部の設置

累年のない豪雪のため、地方雪害対策本部が設置されている府土木事務所管内の積雪観測所（第2編第1章3-1 災害対策本部等運用計画第2節第10）のうち、その大部分の積雪深が警戒積雪深を突破したとき、又は多数の人命に危険が生ずる等大きな被害が生じたときは、知事を本部長とした「京都府豪雪対策本部」を設置し、豪雪災害に対する必要な対策を実施する。

（略）

249 第4節 市町村の活動体制

第1 責務

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、府防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

（追加）

254 第8節 災害対策本部の組織等 〈図〉京都府災害対策本部組織図

- ・健康福祉部
少子化対策班
子育て政策班
- ・商工労働観光部
特区・イノベーション班

被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとる。

(1) 各土木事務所管内の積雪観測所のうちおおむね1／2が警戒積雪深（第2編第1章第2節第13）を突破した場合。

第5 豪雪対策本部の設置

累年のない豪雪のため、地方雪害対策本部が設置されている府土木事務所管内の積雪観測所（第2編第1章3-1 災害対策本部等運用計画第2節第13）のうち、その大部分の積雪深が警戒積雪深を突破したとき、又は多数の人命に危険が生ずる等大きな被害が生じたときは、知事を本部長とした「京都府豪雪対策本部」を設置し、豪雪災害に対する必要な対策を実施する。

（略）

第4節 市町村の活動体制

第1 責務

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、府防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第8節 災害対策本部の組織等 〈図〉京都府災害対策本部組織図

- ・健康福祉部
こども総合対策班
（削除）
- ・商工労働観光部
（削除）

字句修正（府民生活部）

防災基本計画の修正に伴う修正

組織改編等（府民生活部、健康福祉部、商工労働観光部、農林水産部、建設交通部、教育庁、警察本部）

255～
260

海外経済班
観光振興班
広域観光戦略班

- ・農林水産部
林務、モデルフォレスト・全国育樹祭推進班
森林保全班

〈表〉災害支援対策本部の事務分掌

- ・府民生活部
班名 消費生活班
- ・健康福祉部
班名 少子化対策班
班長担当職 少子化対策課長
事務分掌

1 部内各班の応援に関すること。

班名 子育て政策班
班長担当職 子育て政策課長
事務分掌

- 1 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関する
こと。
- 2 災害地における臨時保育所の指導に関すること。

- ・商工労働観光部
部長及び副部長担当職
副部長 商工労働観光部副部長
(追加)

班名 特区・イノベーション班
班長担当職 特区・イノベーション課長
事務分掌

1 関係団体との連絡調整に関すること。

経済交流班
観光政策班
(削除)

- ・農林水産部
林務班
森づくり推進班

〈表〉災害支援対策本部の事務分掌

- ・府民生活部
班名 消費生活安全班
- ・健康福祉部
班名 こども総合対策班
班長担当職 こども総合対策課長
事務分掌

- 1 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関する
こと。
- 2 災害地における臨時保育所の指導に関すること。

班名 (削除)
班長担当職 (削除)
事務分掌
(削除)

- ・商工労働観光部
部長及び副部長担当職
副部長 商工労働観光部副部長
副部長 港湾局長

班名 (削除)
班長担当職 (削除)
事務分掌
(削除)

班名 海外経済班
班長担当職 海外経済課長

班名 観光振興班
班長担当職 観光振興課長

班名 広域観光戦略班
班長担当職 広域観光戦略課長
事務分掌

- 1 観光関係の被害状況調査に関すること。
- 2 観光関係施設の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。

- ・農林水産部
部長及び副部長担当職
副部長 農林水産部副部長、農林水産部技監

班名 水産班
班長担当職 水産課長
事務分掌
1～3 (略)
(追加)

班名 林務、モデルフォレスト・全国育樹祭推進班
班長担当職 林務課長、モデルフォレスト・全国育樹祭推進課長

班名 森林保全班
班長担当職 森林保全課長

- ・建設交通部
部長及び副部長担当職
副部長 建設交通部副部長
副部長 建設交通部技監

班名 経済交流班
班長担当職 経済交流課長

班名 観光政策課
班長担当職 観光政策班長

班名 (削除)
班長担当職 (削除)
事務分掌
(削除)

- ・農林水産部
部長及び副部長担当職
副部長 農林水産部副部長
副部長 農林水産部技監

班名 水産班
班長担当職 水産課長
事務分掌
1～3 (略)
4 宮津漁業用海岸局の利用に関すること。

班名 林務班
班長担当職 林務課長

班名 森づくり推進班
班長担当職 森づくり推進課長

- ・建設交通部
部長及び副部長担当職
副部長 建設交通部副部長
副部長 建設交通部技監

無線施設である宮津漁業用海岸局に対し協力要請等を行うため(近畿総合通信局)

(追加)

班長担当職 港湾課長

・教育庁

班長担当職 教職員課長

・警察本部

班名 生活安全班

事務分掌

1～3 (略)

4 生活、経済及び環境関係事犯の取締りに関すること。

262 第10節 現地災害対策本部運用計画

第3 現地災害対策本部の職員

現地災害対策本部員：教育庁教育次長

警察本部警備部長

その他の職員：広報課参事

266 第2章 計画動員

第2節 災害警戒本部の動員

部名 農林水産部

2号配備 森林保全課

269～ <表>災害対策本部要員動員計画表

270 管理部 職員部

1号動員 涉外班 1 0

2号動員 涉外班 1 5

広報班 1 1

国際班 6

府民生活部

1号動員 消費生活班 1

2号動員 消費生活班 2

副部長 港湾局長

班長担当職 港湾局副局長

・教育庁

班長担当職 教職員企画課長

教職員人事課長

・警察本部

班名 生活安全班

事務分掌

1～3 (略)

(削除)

第10節 現地災害対策本部運用計画

第3 現地災害対策本部の職員

現地災害対策本部員：教育庁教育監

警察本部警備部理事官

その他の職員：広報課報道担当課長

第2章 計画動員

第2節 災害警戒本部の動員

部名 農林水産部

2号配備 森づくり推進課

<表>災害対策本部要員動員計画表

管理部 職員部

1号動員 涉外班 8

2号動員 涉外班 1 1

広報班 1 2

国際班 5

府民生活部

1号動員 消費生活安全班 1

2号動員 消費生活安全班 2

災害時の事務の見直し(警察本部)

組織改編等(知事室長G、教育庁、警察本部)

組織改編(農林水産部)

組織改編に伴う動員体制の見直し(知事室長G、府民生活部、商工労働観光部、健康福祉部、農林水産部)

商工労働観光部

- 1号動員 特区・イノベーション班 1
- 海外経済班 1
- 観光振興班 1
- 広域観光戦略班 1

健康福祉部

- 1号動員 医療企画班 1
- 2号動員 少子化対策班 1
- 子育て政策班 1
- 医療企画班 2

農林水産部

- 1号動員 農産班 2
- 林務、モデルフォレスト・全国育樹祭推進班 3
- 森林保全班 1
- 2号動員 林務、モデルフォレスト・全国育樹祭推進班 8
- 森林保全班 4

第3章 通信情報連絡活動計画（各機関）

第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達

2 府

(2) 情報の報告及び通報

ア（略）

イ（略）

（追加）

（イ）（略）

ウ（略）

商工労働観光部

- 1号動員 （削除）
- 経済交流班 1
- 観光政策班 1
- （削除）

健康福祉部

- 1号動員 医療保険政策班 1
- 2号動員 子ども総合対策班 1
- （削除）
- 医療保険政策班 2

農林水産部

- 1号動員 農産班 1
- 林務班 1
- 森づくり推進班 1
- 2号動員 林務班 2
- 森づくり推進班 4

第3章 通信情報連絡活動計画（各機関）

第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達

2 府

(2) 情報の報告及び通報

ア（略）

イ（略）

（イ） 人的被害の数については、府が関係機関と連携しながら、一元的に集約・調整を行うものとする。なお、広報を行う際には市町村等と綿密に連携しながら適切に行う。

（ウ）（略）

ウ（略）

防災基本計画の修正に伴う修正

274

第4節 通信手段の確保

第1 災害時の通信連絡

府、市町村、及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）及びソフトバンク株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第4節 通信手段の確保

第1 災害時の通信連絡

府、市町村、及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）及びソフトバンク株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

字句修正（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)）

275 第4 JR通信設備の利用
(略)

第4 JR通信設備の利用
(略)

(追加)

第5 漁業用海岸局設備の利用

宮津漁業無線局(漁業用海岸局)は中短波・短波・超短波帯の周波数を使用し、遠方の海岸局、船舶局とも通信が可能であることから、補完的通信設備として利用を図る。

無線施設である宮津漁業用海岸局の利用による多様な通信ルート¹の確保(近畿総合通信局)

第5・第6 (略)

第6・第7 (略)

278 第6節 市町村地域防災計画で定める事項
<表>被災市町村長からの災害情報等の伝達系統

城陽市 危機・防災対策課 (0774)52-0697
亀岡市 自治防災課 直 25-6788
綾部市 総務課
宮津市 総務室
地方振興局総務室長

第6節 市町村地域防災計画で定める事項
<表>被災市町村長からの災害情報等の伝達系統

城陽市 危機・防災対策課 (0774)52-1111
亀岡市 自治防災課 直 25-5097
綾部市 防災課
宮津市 消防防災課
広域振興局総務室長

組織改編、字句修正

281 <表>防災関係機関と災害対策本部各部の分担
 関係機関 近畿中国森林管理局
 対策本部 農林水産部林務、モデルフォレスト・全国育樹祭推進班(林務班)

286 第4章 災害広報広聴活動
 第2節 計画の内容
 第4 府民への広報要領
 2 市町村防災行政無線、CATV、市町村有線放送による広報を要請すること。

288 第5章 災害救助法の適用計画
 第1節 災害救助法の適用基準
 <表>市町村人口と減失世帯数

市区町村名	人口	減失世帯数
京都府	2,636,092	2,000
京都市	1,474,570	150
北区	119,537	100
上京区	84,939	80
左京区	168,435	100
中京区	109,305	100
東山区	38,905	60
下京区	82,775	80
南区	99,859	80
右京区	204,171	100
伏見区	280,663	100
山科区	135,192	100
西京区	150,789	100
福知山市	79,652	80
舞鶴市	88,669	80
綾部市	34,690	60
宇治市	189,609	100
宮津市	19,948	50
亀岡市	92,399	80
城陽市	80,037	80

<表>防災関係機関と災害対策本部各部の分担
 関係機関 近畿中国森林管理局
 対策本部 農林水産部林務班

第4章 災害広報広聴活動
 第2節 計画の内容
 第4 府民への広報要領
 2 市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)、CATV、市町村有線放送による広報を要請すること。

第5章 災害救助法の適用計画
 第1節 災害救助法の適用基準
 <表>市町村人口と減失世帯数

市区町村名	人口	減失世帯数
京都府	2,610,353	2,000
京都市	1,475,183	150
北区	119,474	100
上京区	85,113	80
左京区	168,266	100
中京区	109,341	100
東山区	39,044	60
下京区	82,668	80
南区	99,927	80
右京区	204,262	100
伏見区	280,655	100
山科区	135,471	100
西京区	150,962	100
福知山市	78,935	80
舞鶴市	83,990	80
綾部市	33,821	60
宇治市	184,678	100
宮津市	18,426	50
亀岡市	89,479	80
城陽市	76,869	80

組織改編(農林水産部)

防災基本計画の修正に伴う修正

時点修正(健康福祉部)

向日市	<u>54,328</u>	80
長岡京市	<u>79,844</u>	80
八幡市	<u>74,227</u>	80
京田辺市	<u>67,910</u>	80
京丹後市	<u>59,038</u>	80
南丹市	<u>35,214</u>	60
木津川市	<u>69,761</u>	80
乙訓郡	<u>15,121</u>	
大山崎町	<u>15,121</u>	50
久世郡	<u>15,914</u>	
久御山町	<u>15,914</u>	50
綴喜郡	<u>18,158</u>	
井手町	<u>8,447</u>	40
宇治田原町	<u>9,711</u>	40
相楽郡	<u>44,816</u>	
笠置町	<u>1,626</u>	30
和束町	<u>4,482</u>	30
精華町	<u>35,630</u>	60
南山城村	<u>3,078</u>	30
船井郡	<u>15,732</u>	
京丹波町	<u>15,732</u>	50
与謝郡	<u>25,864</u>	
伊根町	<u>2,410</u>	30
与謝野町	<u>23,454</u>	50

注 人口は平成22年10月1日国勢調査による。

第8章 避難に関する計画

第2節 避難勧告等

第2 避難勧告等

1 市町村長の避難準備情報、避難勧告、避難指示

(略)

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、

向日市	<u>53,380</u>	80
長岡京市	<u>80,090</u>	80
八幡市	<u>72,664</u>	80
京田辺市	<u>70,835</u>	80
京丹後市	<u>55,054</u>	80
南丹市	<u>33,145</u>	60
木津川市	<u>72,840</u>	80
乙訓郡	<u>15,181</u>	
大山崎町	<u>15,181</u>	50
久世郡	<u>15,805</u>	
久御山町	<u>15,805</u>	50
綴喜郡	<u>17,229</u>	
井手町	<u>7,910</u>	40
宇治田原町	<u>9,319</u>	40
相楽郡	<u>44,352</u>	
笠置町	<u>1,368</u>	30
和束町	<u>3,956</u>	30
精華町	<u>36,376</u>	60
南山城村	<u>2,652</u>	30
船井郡	<u>14,453</u>	
京丹波町	<u>14,453</u>	50
与謝郡	<u>23,944</u>	
伊根町	<u>2,110</u>	30
与謝野町	<u>21,834</u>	50

注 人口は平成27年10月1日国勢調査による。

第8章 避難に関する計画

第2節 避難勧告等

第2 避難勧告等

1 市町村長の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)

(略)

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、

302

防災基本計画の修正に伴う修正

急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

(略)

なお、府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。

(追加)

(略)

急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内安全確保等の措置を指示する。

(略)

なお、府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言する。

特に府は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

(略)

305 第2 避難所の運営管理等

3 (略)

さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める

第2 避難所の運営管理等

3 (略)

さらに、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）及び京都府動物愛護推進計画に準じた修正（健康福祉部）

306 第3 支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、被災地市町村と府は、保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

第3 支援活動体制及び活動内容

被災者の健康問題に対応するため、被災地市町村と府は、保健師や栄養士等の支援チーム及び災害派遣福祉チーム(DWAT)を編成し支援活動にあたる。

災害派遣福祉チーム(DWAT)体制の確立（健康福祉部）

308 第9節 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(略)

第9節 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(略)

防災基本計画の修正に伴う修正

第10節 駅、地下街における避難計画

第1 発災時の応援体制の整備

2 府警察本部の活動体制

第10節 駅、地下街における避難計画

第1 発災時の応援体制の整備

2 府警察本部の活動体制

字句修正（京都府警察）

(1) 警備本部等の設置

(追加)

第10章 食料供給計画

第2節 食料供給の実施方法

第2 食料の供給系統

- 1 市町村があらかじめ指定した集配予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る集配地を定め、当該集配地を経由して避難所等に輸送、供給する。
- 2 災害の規模が甚大な場合には、府はあらかじめ定めた集配予定地の中から、当該災害に係る集配地を定め、当該集配地を経由して市町村の定める集配地に輸送する。なお、緊急で市町村集配地を経由するいとまがないと認められるときは、この限りではない。
- 3 集配地は、設営者が近隣市町村やボランティアの協力を得て管理、運営する。

(1) 対策本部等の設置

第11節 車中泊避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

第1 市町村

市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

第2 府

府は、人的・物的支援や、関係機関(国・府内市町村・全国知事会・関西広域連合等)への支援要請・調整などにより、市町村業務を支援する。

第10章 食料供給計画

第2節 食料供給の実施方法

第2 食料の供給系統

- 1 市町村があらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を経由して避難所等に輸送、供給する。
- 2 災害の規模が甚大な場合には、府はあらかじめ定めた地域内輸送拠点予定地の中から、当該災害に係る広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を経由して市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。なお、緊急で市町村地域内輸送拠点を経由するいとまがないと認められるときは、この限りではない。
- 3 物資配送は、物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

車中泊避難対応検討会取りまとめの反映(府民生活部)

防災基本計画の修正に伴う修正

313

314

第3節 給食に必要な米穀の確保

第2 災害時における米穀の調達

2 知事は、1の要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。知事からの要請を受けた生産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。知事又は知事の指定する者は生産局長からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。

第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

3 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。

ア 生産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。

イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法等を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。

ウ 知事又は知事の指定する引き取り人は、生産局長から指示された受託事業者から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長に対して供給を行うものとする。

(追加)

第11章 生活必需品等供給計画

第3節 物資調達計画等

第3 物資調達方法

4 京都府は、府の地域内において物資の欠乏を生じたときは、近畿経済産業局又は他府県と緊密な連絡をとり必要物資の確保と搬入をはかるものとする。

317

第3節 給食に必要な米穀の確保

第2 災害時における米穀の調達

2 知事は、1の要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。知事からの要請を受けた政策統括官は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。知事又は知事の指定する者は政策統括官からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。

第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

3 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。

ア 政策統括官への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。

イ 知事は、政策統括官と供給する政府所有米穀及び引渡方法等を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。

ウ 知事又は知事の指定する引き取り人は、政策統括官から指示された受託事業者から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長に対して供給を行うものとする。

エ 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業者に対し、知事又は知事が指定する引取人災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。

第11章 生活必需品等供給計画

第3節 物資調達計画等

第3 物資調達方法

4 京都府は、府の地域内において物資の欠乏を生じたときは、政府緊急災害対策本部又は他府県と緊密な連絡をとり必要物資の確保と搬入をはかるものとする。

組織改編等(近畿農政局)

業務移管(近畿経済産業局)

第4 物資の供給系統

- 1 市町村は、必要に応じて、あらかじめ指定した集配予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、集配地を定め、当該集配地を経由して物資を避難所等に輸送、供給する。
- 2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める集配地に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資について、府があらかじめ定めた集配予定地の中から、集配地を定め、当該集配地を経由して市町村の定める集配地に輸送する。なお、緊急で市町村の集配地を経由するいとまがないと認められるときは、この限りでない。
- 3 集配地は、設営者が近隣市町村や災害ボランティアの協力を得て管理、運営する。

第13章 住宅対策計画

第3節 応急仮設住宅

5 応急仮設住宅の運営管理 (略)

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第5節 建築資材の調達

災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に要する木材等の調達は、第3編第11章に定める計画によって行うが、特に必要が生じたときは国有林野産物（木材等）の減額販売を受けることができる。

この場合、京都府は、近畿中国森林管理局と連絡を密にし、国有林材の販売を最大限に活用するものとする。

(参考)

国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸

第4 物資の供給系統

- 1 市町村は、必要に応じて、あらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を経由して物資を避難所等に輸送、供給する。
- 2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を経由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、緊急で市町村の地域内物資輸送拠点を経由するいとまがないと認められるときは、この限りでない。
- 3 物資配送は、物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

第13章 住宅対策計画

第3節 応急仮設住宅

5 応急仮設住宅の運営管理 (略)

また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第5節 建築資材の調達

特に必要が生じた場合には、国有林野産物の供給について、近畿中国森林管理局に要求するものとする。

(削除)

防災基本計画の修正に伴う修正
関西防災・減災プランに準じた修正(府民生活部)

動物の飼養管理と愛護に関する条例に準じた修正(健康福祉部)

省令廃止(特別会計から一般会計に変更)による修正(近畿中国森林管理局)

325

付及び譲与等に関する省令（昭和30年3月24日農林省令第15号）（抄）

（災害救助の場合の譲渡）

第15条 森林管理署長及び森林管理局長は、国有林野の所在する地方の市町村の区域内に発生した災害により著しい被害があり、かつ災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき救助が行われた場合において、国有林野産物を都道府県がその救助の用に供し、又は当該市町村がその管理に属する事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋、堤防で、その災害により被害を受けたものの応急復旧の用に供しようとするときは、その国有林野産物をその都道府県又は市町村に時価から五割以内を減額した対価で譲渡することができる

第14章 医療助産計画

327 第3節 計画の方法及び内容

第2 救護班の編成

1 (略)

2 府は市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めるときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が公立・公的病院、国立病院機構病院、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。

3 日本赤十字社京都府支部は、府の要請があった場合、被災市町村へ救護班を派遣し、前記の2に準じて対処する。

4 公立・公的病院、国立病院機構病院（前記2及び3に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。

第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

332 第1節 防疫及び保健衛生計画

第1 計画の方針

(略)

第14章 医療助産計画

第3節 計画の方法及び内容

第2 救護班の編成

1 (略)

2 府は市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めるときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。

3 日本赤十字社京都府支部は、府の要請があった場合、被災市町村へ救護班を派遣し、前記の2に準じて対処する。

4 公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構（前記2及び3に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。

第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

第1節 防疫及び保健衛生計画

第1 計画の方針

(略)

字句修正

動物の飼養管理と愛護に関する条例に準じた修正（健康福祉

また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。

333 第4章 家庭動物の保護及び収容対策

1 実施機関

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。

第16章 救出救護計画

339 第2節 計画の内容

第5 活動の内容

2 関係機関は、府及び市町村の災害対策本部等による総合調整を円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に現地調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第21章 交通規制に関する計画

356 第2節 交通規制対策

第1 関係機関の対策

1 府警察本部等の対策

(6) 警察本部長は、(3)の規定により緊急交通路の指定を行うために必要がある場合には、道路管理者に対し、法第76条の6に規定する区間を指定、車両等の所有者等に対する道路外への移動命令又は道路管理者による措置等をとるべきことについて要請する。

2 府建設交通部

(1) 災害による道路の破損欠壊、その理由により道路交通が危険であると認められる場合、知事管理道路については、土木事務所長が道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知し、必要な措置を実施したうえ、ただちに災害対策本部道路総括班（道路管理課）及び災

また、家庭動物の保護及び収容対策については、市町村部)
及び関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬や猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止及び動物愛護の保持に努める。

第4章 家庭動物の保護及び収容対策

1 実施機関

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。

第16章 救出救護計画

第2節 計画の内容

第5 活動の内容

2 関係機関は、府及び市町村の災害対策本部等による総合調整を円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第21章 交通規制に関する計画

第2節 交通規制対策

第1 関係機関の対策

1 府警察本部等の対策

(6) 警察本部長は、(3)の規定により緊急交通路の指定を行うために必要がある場合には、道路管理者、港湾管理者
又は漁港管理者に対し、法第76条の6に規定する区間を指定、車両等の所有者等に対する道路外への移動命令又は道路管理者、港湾管理者若しくは漁港管理者による措置等をとるべきことについて要請する。

2 府建設交通部

(1) 災害による道路の破損欠壊、その理由により道路交通が危険であると認められる場合、知事管理道路のうち、道路法上の道路については土木事務所長が、港湾法上の道路については港湾局長が道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知し、必要な措置を実施

字句修正(警察本部)

防災基本計画の修正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正(建設交通部)

害対策本部に報告する。

(2) 災害時に、土木事務所長は、知事管理道路に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。

(追加)

3～6 (略)

360 第5節 異常気象時における道路通行規制要領
〈表〉西日本道路株式会社関西支社所管の高速道路の通行規制基準
瀬田東～宇治西
通行規制 (50k) ●連続雨量 110mm以上
通行止 () ●連続雨量 220mm以上 又は
●組合せ雨量 連続雨量で160mmに達した後、50mm/hの降雨

362 〈表〉京都縦貫自動車道鳥取豊岡宮津自動車道防災業務要領区分
鳥取豊岡宮津自動車道 (宮津天橋立IC～与謝天橋立IC)

したうえ、それぞれがただちに災害対策本部道路班 (道路管理課) 及び港湾班(港湾局)並びに災害対策本部に報告する。

(2) 災害時に、土木事務所長及び港湾局長は、それぞれが管理する道路に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。

3 府農林水産部

災害時に、水産事務所長は、知事管理道路(府管理漁港に係るものに限る。)に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。

4～7 (略)

第5節 異常気象時における道路通行規制要領
〈表〉西日本道路株式会社関西支社所管の高速道路の通行規制基準
瀬田東～宇治西
通行規制 (50k) ●連続雨量 120mm以上
通行止 () ●連続雨量 230mm以上 又は
●組合せ雨量 連続雨量で170mmに達した後、50mm/hの降雨

〈表〉京都縦貫自動車道鳥取豊岡宮津自動車道防災業務要領区分
山陰近畿自動車道 (宮津天橋立IC～京丹後大宮IC)

災害対策基本法の改正に伴う修正(農林水産部)

字句修正 (西日本高速道路(株))

道路延伸 (京都府道路公社)

365 <表>異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

369 <図>異常気象時通行規制区間位置図

370 <表>特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

373 <図>特殊通行規制区間図

380 <図>異常気象時における道路通行規制基準
交通規制……規制の内容を道路情報板（A型、B型）に提示し、必要に応じてパトロールを実施する。
（略）

第22章 災害警備計画

382 第1節 警察の警備計画
<表>警備計画の連絡系統
（郡部の各署警備本部）
（京都市内各署警備本部）
府警備本部

第23章 道路除雪計画

383 第2節 近畿地方整備局道路除雪計画
第1 警戒体制及び緊急体制への移行の時点
3 京都府地域における指定観測点及び警戒積雪深

指定雪量観測点名	警戒積雪深 (cm)
京丹後市峰山町	70
舞鶴市	40
福知山市	40
南丹市美山町	<u>50</u>

<表>異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準
（最新状況に差し替え）

<図>異常気象時通行規制区間位置図
（最新状況に差し替え）

<表>特殊通行規制区間及び道路通行規制基準
（最新状況に差し替え）

<図>特殊通行規制区間図
（最新の状況に差し替え）

<図>異常気象時における道路通行規制基準
交通規制……規制の内容を道路情報板に提示し、必要に応じてパトロールを実施する。
（略）

第22章 災害警備計画

第1節 警察の警備計画
<表>警備計画の連絡系統
（郡部各署対策本部）
（京都市内各署対策本部）
府対策本部

第23章 道路除雪計画

第2節 近畿地方整備局道路除雪計画
第1 警戒体制及び緊急体制への移行の時点
3 京都府地域における指定観測点及び警戒積雪深

指定雪量観測点名	警戒積雪深 (cm)
京丹後市峰山町	70
舞鶴市	40
福知山市	40
南丹市美山町	<u>60</u>

区間の追加、規則基準の見直し（建設交通部）

区間の追加、規則基準の見直し（建設交通部）

字句修正（近畿地方整備局）

組織改編（警察本部）

警戒積雪深の見直し（近畿地方整備局）

433	<p>第31章 職員の派遣要請及び府職員の応援計画</p> <p>第3節 府職員の応援</p> <p>第1 府職員の派遣についての協力</p> <p>府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等から職員派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。</p>	
435	<p>第32章 義援金品受付配分計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 義援金</p> <p>1 義援金募集委員会</p> <p>府内に災害が発生し、義援金の寄贈が予想される場合は、日本赤十字社京都府支部を中心に、支援関係団体等を構成員とする義援金募集（配分）委員会を設置する。</p> <p>3 受付・保管要領</p> <p>(4) 各受付機関は、受け付けた義援金を、義援金募集委員会に送金する。</p> <p>4 配分</p> <p>(1) 義援金募集委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき配分基準を定める。</p> <p>(2) 義援金募集委員会は、定められた配分基準に基づいて、被災地の市区町村長等受入機関あてに送金する。</p>	
436	<p>第2 義援物資</p> <p>3 配分</p> <p>(2) 府内における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として被災市町村の物資集配地に輸送するものとし、これにより難しい場合には府の広域集配地に輸送するものとする。他府県からの義援物資についても同様とする。</p> <p>(3) 他府県における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、</p>	

<p>第31章 職員の派遣要請及び府職員の応援計画</p> <p>第3節 府職員の応援</p> <p>第1 府職員の派遣についての協力</p> <p>府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等から職員派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、<u>地域や災害の特性を考慮し</u>、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
<p>第32章 義援金品受付配分計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 義援金</p> <p>1 義援金募集・配分委員会</p> <p>日本赤十字社京都府支部を中心に、支援関係団体等を構成員とする義援金募集・配分委員会を設置する。</p> <p>3 受付・保管要領</p> <p>(4) 各受付機関は、受け付けた義援金を、義援金募集・配分委員会に送金する。</p> <p>4 配分</p> <p>(1) 義援金募集・配分委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき配分基準を定める。</p> <p>(2) 義援金募集・配分委員会は、定められた配分基準に基づいて、被災地の市区町村長等受入機関あてに送金する。</p>	<p>委員会設置要綱改正による修正(健康福祉部)</p>
<p>第2 義援物資</p> <p>3 配分</p> <p>(2) 府内における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として被災市町村の<u>地域内輸送拠点</u>に輸送するものとし、これにより難しい場合には府の<u>広域物資輸送拠点</u>に輸送するものとする。他府県からの義援物資についても同様とする。</p> <p>(3) 他府県における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

439	<p>必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として府の<u>広域集配地</u>に輸送するものとし、府は整理、仕分けのうえ被災都道府県等に送付する。</p> <p>第3 4章 京都府災害支援対策本部運用計画</p> <p>第2節 災害支援警戒体制</p> <p>第1 京都府災害支援警戒本部</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害支援警戒本部の職員配備体制は、「震災対策計画編第3編第1章第3節第4」の災害警戒本部等動員計画表中、震度5弱及び5強の要員配備<u>(48人)</u>に準ずる。</p> <p>第3節 災害支援対策本部体制</p> <p>第5 災害支援対策支部の活動</p> <p>1 災害支援対策支部の設置及び閉鎖災害支援対策本部長の指示に基づき、災害支援対策本部の地方組織として、各府広域振興局管内ごとに府広域地方振興局長を支部長とする災害支援対策支部を設置又は閉鎖するものとする。</p>	<p>必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として府の<u>広域物資輸送拠点</u>に輸送するものとし、府は整理、仕分けのうえ被災都道府県等に送付する。</p> <p>第3 4章 京都府災害支援対策本部運用計画</p> <p>第2節 災害支援警戒体制</p> <p>第1 京都府災害支援警戒本部</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害支援警戒本部の職員配備体制は、「震災対策計画編第3編第1章第3節第4」の災害警戒本部等動員計画表中、震度5弱及び5強の要員配備に準ずる。</p> <p>第3節 災害支援対策本部体制</p> <p>第5 災害支援対策支部の活動</p> <p>1 災害支援対策支部の設置及び閉鎖災害支援対策本部長の指示に基づき、災害支援対策本部の地方組織として、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする災害支援対策支部を設置又は閉鎖するものとする。</p>	<p>字句修正(府民生活部)</p> <p>字句修正(府民生活部)</p>
441	<p>〈図〉京都府災害支援対策本部組織図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部 <u>少子化対策課</u> <u>子育て政策課</u> ・商工労働観光部 <u>特区・イノベーション班</u> <u>海外経済班</u> <u>観光振興班</u> <u>広域観光戦略班</u> ・農林水産部 <u>林務課</u>、<u>モデルフォレスト・全国育樹祭推進課</u> <u>森林保全課</u> ・教育庁 <u>教職員課</u> 	<p>〈図〉京都府災害支援対策本部組織図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部 <u>こども総合対策課</u> <u>(削除)</u> ・商工労働観光部 <u>(削除)</u> <u>経済交流班</u> <u>観光政策班</u> <u>(削除)</u> ・農林水産部 <u>林務課</u> <u>森づくり推進課</u> ・教育庁 <u>教職員企画課</u> 	<p>組織改編(健康福祉部、商工労働観光部、農林水産部、教育庁)</p>

443～
445

〈表〉京都府災害支援対策本部事務分掌

・健康福祉部

課（室）名 少子化対策課

課（室）名 子育て政策課

事務分掌

1 部内他課の応援に関すること。

・商工労働観光部

課（室）名 特区・イノベーション課

事務分掌

1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。

課（室）名 海外経済課

観光振興課

広域観光戦略課

・農林水産部

課（室）名 畜産課

事務分掌

1 部内他課の応援に関すること。

課（室）名 モデルフォレスト・全国育樹祭推進課

事務分掌

1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関すること。

課（室）名 森林保全課

・建設交通部

課（室）名 港湾課

教職員人事課

〈表〉京都府災害支援対策本部事務分掌

・健康福祉部

課（室）名 こども総合対策課

課（室）名 (削除)

事務分掌

(削除)

・商工労働観光部

課（室）名 (削除)

事務分掌

(削除)

課（室）名 経済交流課

観光政策課

(削除)

・農林水産部

課（室）名 畜産課

事務分掌

1 畜産関係被害箇所への防疫対策の支援に関すること。

課（室）名 (削除)

事務分掌

(削除)

課（室）名 森づくり推進課

・建設交通部

課（室）名 港湾局

組織改編等（商工労働
観光部、健康福祉部、
農林水産部、教育庁）

446	<p>・教育庁 課(室)名 <u>教職員課</u></p> <p>第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第1節 計画の方針 (略) また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、情報伝達に十分配慮する。</p> <p>第2節 計画の内容 第2 災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等 (追加)</p>	<p>・教育庁 課(室)名 <u>教職員企画課</u> <u>教職員人事課</u></p> <p>第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第1節 計画の方針 (略) また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、<u>在日外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な</u>情報伝達に十分配慮する。</p> <p>第2節 計画の内容 第2 災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等 <u>3 災害発生により、避難所及び被災者等の福祉的支援が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣し、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行うものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>災害派遣福祉チーム(DWAT)体制の確立(健康福祉部)</p>
456	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 生活確保対策計画</p> <p>第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画 第2 内容 1 期限の延長 (略)(地方税法第20条5の2、京都府府税条例第17条)</p> <p>第8節 金融措置計画 第2 内容 1 近畿財務局京都財務事務所の措置 (1) (略)</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 生活確保対策計画</p> <p>第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画 第2 内容 1 期限の延長 (略)(地方税法第20条5の2、京都府府税条例第18条)</p> <p>第8節 金融措置計画 第2 内容 1 近畿財務局京都財務事務所の措置 (1) (略)</p>	<p>条例改正に伴う繰り下げ(総務部)</p> <p>字句修正(農林水産部)</p>

ア 対象金融機関等
(7) 預貯金取扱金融機関
主要行等(※)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合

※主要行等には、都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行を含む。

462 第10節 り災証明書の交付

1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付するものとする。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

2 災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災地市町村間の調整を図るものとする。

また、府は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

463 第11節 被災者台帳の作成

1 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集

ア 対象金融機関等
(7) 預貯金取扱金融機関
主要行等(※)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会

※主要行等には、都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行を含む。

第10節 り災証明書の交付

1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付するものとする。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等の計画的な促進等、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

2 災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災地市町村間の調整を図るものとする。

府は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第11節 被災者台帳の作成

1 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集

防災基本計画の修正に伴う修正

防災基本計画の修正に伴う修正

470	<p>約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>2 府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画</p> <p>第2節 市町村に対する措置</p> <p>第2 災害を受けた市町村のする一時借入金あっ旋 災害を受けた市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、借入れについて近畿財務局、<u>日本郵政公社近畿支社</u>及び各種金融機関に対し速やかな金融措置を要請するとともに、市町村に対しそれらの資金の効果的使用を助言するものとする。</p>	<p>約した被災者台帳を<u>積極的に</u>作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>2 府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画</p> <p>第2節 市町村に対する措置</p> <p>第2 災害を受けた市町村のする一時借入金あっ旋 災害を受けた市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、借入れについて近畿財務局及び各種金融機関に対し速やかな金融措置を要請するとともに、市町村に対しそれらの資金の効果的使用を助言するものとする。</p>	字句修正（日本郵便(株)）
全編	「避難指示」 「避難準備情報」 「 <u>避難指示又は避難勧告</u> 」	「避難指示(緊急)」 「避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u> 」 「 <u>避難勧告等</u> 」	防災基本計画の修正に伴う修正
全編	「はん濫」、「はんらん」	「汎濫」	字句修正（建設交通部）

区分	京都府地域防災計画 震災対策計画編
----	-------------------

頁	現 行
	第1編 総則
	第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱
3	第1節 京都府 (1)～(6) (略) (7) <u>避難指示又は避難勧告</u> の対象地域、判断時期等に係る助言 (8)～(20) (略)
	第3節 指定地方行政機関
5	6 近畿経済産業局 <u>(1)災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達</u> <u>(2)～(4)</u> (略) <u>(5)</u> 生活必需品、復旧資材等の <u>調達</u> に関する情報の収集及び伝達
7	第5節 指定公共機関 17 佐川 <u>通運</u> 株式会社
	第3章 京都府の地勢の概要
11	第1節 位置と概況 (略) これらの河川は、河川法の <u>1級河川</u> が <u>301</u> (延長 <u>1,633,354m</u>)、同法の <u>2級河川</u> が <u>89</u> (延長 <u>409,101m</u>)、合計河川数 <u>390</u> 、延長 <u>2,042,455m</u> である。(平成 <u>17</u> 年3月現在) (略)

	修 正 案	修 正 理 由
	第1編 総則	
	第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第1節 京都府 (1)～(6) (略) (7) <u>避難勧告等</u> の対象地域、判断時期等に係る助言 (8)～(20) (略)	防災基本計画の修正に伴う修正
	第3節 指定地方行政機関	
	6 近畿経済産業局 <u>(削除)</u> <u>(1)～(3)</u> (略) <u>(4)</u> 生活必需品、復旧資材等の <u>供給</u> に関する情報の収集及び伝達	政府緊急災害対策本部への業務移管等(局マニュアル修正)(近畿経済産業局)
	第5節 指定公共機関 17 佐川 <u>急便</u> 株式会社	字句修正(佐川急便株)
	第3章 京都府の地勢の概要	
	第1節 位置と概況 (略) これらの河川は、河川法の <u>一級河川</u> が <u>305</u> (延長 <u>1,637km</u>)、同法の <u>二級河川</u> が <u>89</u> (延長 <u>409km</u>)、合計河川数 <u>394</u> 、延長 <u>2,046km</u> である。(平成 <u>28</u> 年3月現在) (略)	時点修正(建設交通部)

27 第4章 震災の想定

第1節 京都府内における直下型地震による震度予測

第1～3 (略)

第2節 被害予測

第1 建物被害、火災及び人的被害
(略)

第2 ライフライン及び交通基盤の被害
1～6 (略)

第3 津波の予測

(追加)

平成27年度、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波避難対策の基礎資料として、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に津波浸水想定を設定した。

この津波浸水想定は、平成26年9月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会」(事務局：国土交通省)が公表した断層及び過去に発生した津波の断層から、京都府に影響が大きい断層としてF20、F24、F29、F52、F53、F54及び日本海中部地震(1983年)を選定して行ったものである。

第4章 震災の想定

第1節 京都府内における直下型地震による震度予測等及び被害予測

第1～3 (略)

第4 被害予測

1 建物被害、火災及び人的被害
(略)

2 ライフライン及び交通基盤の被害
(1)～(6) (略)

(削除)

第2節 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等、浸水想定及び被害予測

第1 最大クラスの地震・津波の対象の選定等

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえて制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成26年9月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会」(事務局：国土交通省)から、日本海における最大クラスの津波断層モデルが提示された。京都府では、これらの断層及び過去に発生した津波の断層から、専門家の科学的な知見等を踏まえ、京都府に影響が大きい断層として日本海中部地震(1983年)、F20、F24、F29、F52、F53及びF54を選定し、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に震度の予測等、津波浸水想定及び被害予測を行ったものである。

なお、F53(若狭湾内断層)、F54(郷村断層)は、第1節の対象震源断層に含まれているが、被害想定の根拠となる断層モデルのほか、人口や想定手法等も異なる。

津波災害警戒区域に係る対策の推進(府民生活部)

(追加)

断層モデル	断層長さ (km)	地震の規模 (Mw)
日本海中部地震	40	7.7
	60	
F20	30.8	7.8
	47.2	
	52.4	
	39.2	
F24	53.7	7.9
	77.9	
F49	21.1	7.4
	36.3	
	29.9	
F52	22.5	7.3
	25.4	
	22.5	
F53 (若狭湾内断層)	17.2	7.2
	11.4	
	31.3	
F54 (郷村断層)	57.6	7.2

(追加)

第2 震度予測

【日本海中部地震】【F20】【F24】【F49】【F52】【F53】【F54】

(震度分布図を挿入)

(追加)

第3 液状化予測

【日本海中部地震】【F20】【F24】【F49】【F52】【F53】【F54】

(液状化予測図を挿入)

(追加)

津波浸水想定図については「資料編2-10」、津波浸水予測時間図については「資料編2-11」に示すとおり。

(略)

第4 津波浸水想定

津波浸水想定図については「資料編2-10」、津波浸水予測時間図については「資料編2-11」に示すとおり。

(略)

(追加)

第5 被害予測

「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の発生により、予測される被害は、次のとおりである。

(被害表を挿入)

<p>46</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</p> <p>第2節 建築物の震災対策計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、劇場、百貨店、ホテル、社会福祉施設等多数の者が利用する建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。</p> <p>また、現行耐震基準に適合しない既存建築物(以下「既存不適格建築物」という。)の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、平成28年3月に策定した京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、進行管理を行う。</p> <p>第2 対象建築物と具体的対策</p> <p>1 公共建築物</p> <p>(1) 耐震性の確保</p> <p>緊急時において、地域の防災拠点として、また、避難施設として活用が図られる施設については、国、市町村等と連携し、施設の重要度に応じた耐震性の確保を図る。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、数値目標を設定するなど、計画的な実施を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 既存不適格建築物の対策</p> <p>(略)</p> <p>2 多数の者が利用する建築物</p> <p>(3) 既存不適格建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)に</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</p> <p>第2節 建築物の震災対策計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、劇場、百貨店、ホテル、社会福祉施設等多数の者が利用する建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。</p> <p>また、現行耐震基準に適合しない既存建築物(以下「既存耐震不適格建築物」という。)の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、平成29年2月に策定した京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、進行管理を行う。</p> <p>第2 対象建築物と具体的対策</p> <p>1 公共建築物</p> <p>(1) 耐震性の確保等</p> <p>緊急時において、地域の防災拠点として、また、避難施設として活用が図られる施設については、国、市町村等と連携し、施設の重要度に応じた耐震性の確保を図るとともに、<u>非構造部材を含む耐震対策等を行い、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。</u>特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、<u>優先順位を付け、</u>数値目標を設定するなど、計画的な実施を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 既存耐震不適格建築物の対策</p> <p>(略)</p> <p>2 多数の者が利用する建築物</p> <p>(3) 既存耐震不適格建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)</p>	<p>耐震改修促進計画の改定に伴う修正(建設交通部)</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
--	---	--

による指導・助言・指示及び認定制度の活用により、耐震診断・耐震改修を促進する。

(略)

3 住宅、その他の建築物

府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、多数の利用する特殊建築物以外の建築物については、以下の対策を進める。

(略)

(追加)

4 重点的に耐震性能の向上を図るべき区域

次の様な区域について、市町村は府と連携して現状等を把握し、重点的に耐震性能の向上は図ることとし、府及

による指導・助言・指示及び認定制度の活用により、耐震診断・耐震改修を促進する。

(略)

3 住宅、その他の建築物

府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、多数の者が利用する建築物以外の建築物については、以下の対策を進める。

(略)

4 緊急輸送道路沿道建築物

府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、府及び市町村が連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。

(1) 市町村の区域を超える救援活動等の支援のために、次により、地震直後において通行の確保が必要な施設間を結ぶ道路を緊急輸送道路から選定する。

- ・ 高速道路網を基幹道路として構成
- ・ 迅速な支援活動等を実施するために必要とされる施設とインターチェンジを結ぶ緊急輸送道路を選定

◇対象施設：府庁・広域振興局、広域防災活動拠点、自衛隊駐屯地、PAZ避難時集結場所

(2) 対象建築物<通行障害既存耐震不適格建築物：耐震改修促進法第5条第3項第2号>

昭和56年5月31日以前に着工し、地震時に道路を閉塞するおそれがある建築物を耐震化の対象とする。

(3) 対象建築物の所有者は、平成33年12月31日までに建築物所在地の所管行政庁（京都府・京都市・宇治市）に対象建築物の耐震診断結果を報告する。

(4) 対象建築物の所有者に周知し、耐震診断の実施を支援するとともに、耐震性が不足する建築物については、耐震改修等の耐震化を促進する。

5 重点的に耐震性能の向上を図るべき区域

次の様な区域について、市町村は府と連携して現状等を把握し、重点的に耐震性能の向上は図ることとし、府及

	<p>び市町村は必要な措置を講ずるよう啓発に努める。 (略) ・<u>京都府緊急輸送道路ネットワーク計画書における防災拠点及び拠点間を結ぶ緊急輸送道路と拠点へのアクセス道路の沿道区域</u> (略) 5 (略) 6 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備 (2) 応急危険度判定制度の整備 イ 応急危険度判定制度の確立 ウ 応急危険度判定に必要な調査票、<u>判定シート</u>等を確保する。 <u>7・8</u> (略)</p>	<p>び市町村は必要な措置を講ずるよう啓発に努める。 (略) <u>(削除)</u> (略) 6 (略) 7 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備 (2) 応急危険度判定制度の整備 イ 応急危険度判定制度の確立 ウ 応急危険度判定に必要な調査票、<u>判定ステッカー</u>等を確保する。 <u>8・9</u> (略)</p>	
55	<p>第5節 学校等の防災計画 3 防災訓練の実施学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。</p>	<p>第5節 学校等の防災計画 3 防災訓練の実施学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、<u>また、障害の有無等にも配慮しながら</u>、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。</p>	<p>女性、若者等多様な視点での防災対策アンケートによる修正 (府民生活部)</p>
56	<p>第6節 都市公園施設防災計画 第1 現況 (略) 京都府立都市公園 (平成<u>27</u>年4月1日現在) (略)</p>	<p>第6節 都市公園施設防災計画 第1 現況 (略) 京都府立都市公園 (平成<u>29</u>年4月1日現在) (略)</p>	<p>時点修正(建設交通部)</p>
57	<p>第7節 通信放送施設防災計画 西日本電信電話株式会社 K D D I 株式会社 (関西総支社) 株式会社N T T ドコモ関西支社 ソフトバンク株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 日本放送協会京都放送局 (追加)</p>	<p>第7節 通信放送施設防災計画 西日本電信電話株式会社 K D D I 株式会社 (関西総支社) 株式会社N T T ドコモ関西支社 ソフトバンク株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 日本放送協会京都放送局 <u>株式会社エフエム京都</u></p>	<p>字句修正(近畿総合通信局)</p>

62 第8節 鉄道施設防災計画
第8 阪急電鉄株式会社の計画

1 震災予防対策の基本方針

(1) 自然災害による長時間の輸送障害又は多数の死傷者の発生等、社会的大きな影響を及ぼすと認められる場合の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、適確な処置をとるため、緊急事態対策規程、防災体制要綱（地震）を定めている。

66 第9節 道路及び橋梁防災計画
第1 現況

道路状況一覧表

道路種別	道路現況 (平26.4.1現在)		危険箇所 (平成8、9年度点検結果)		
	管理延長(km)	橋梁箇所数	崩土等	なだれ	その他
一般国道 (指定区間外)	450.1	443	109	1	15
主要地方道	883.6	801	284	2	16
一般府道	820.7	805	241	0	20
計	2,154.4	2,049	634	3	51

注：その他には、地滑り、土石流、盛土、擁壁、橋梁（洗掘）、地吹雪等を含む。
数値は、京都縦貫道（国道478号）（府道路公社管理）を含み、自転車道を除く。

67 第10節 河川・海岸施設防災計画
第1 河川施設防災計画

1 現況

（略）

河川延長にして、2,046.1kmあり、このうち、知事が管理する河川は377河川、延長1,851.4kmである。

第2 海岸施設防災計画

1 現況

<表>保全区域所管別 海岸諸元

水産庁 指定区域(km) 20.3

第8節 鉄道施設防災計画
第8 阪急電鉄株式会社の計画

1 震災予防対策の基本方針

(1) 自然災害による長時間の輸送障害又は多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、適確な処置をとるため、緊急事態対策規程、防災体制要綱（地震、津波）を定めている。

第9節 道路及び橋梁防災計画
第1 現況

道路状況一覧表

道路種別	道路現況		危険箇所 (平成8、9年度点検結果)		
	管理延長(km)	橋梁箇所数 (平成29.4.1)	崩土等	なだれ	その他
一般国道	450.1	522	109	1	15
主要地方道	883.6	951	284	2	16
一般府道	820.7	804	241	0	20
計	2,154.4	2,277	634	3	51

注：その他には、地滑り、土石流、盛土、擁壁、橋梁（洗掘）、地吹雪等を含む。
一般国道には、京都縦貫自動車道（国道478号）の府道路公社管理分を含む。
数値は、自転車道を除く。

第10節 河川・海岸施設防災計画
第1 河川施設防災計画

1 現況

（略）

河川延長にして、約2,046kmであり、このうち、知事が管理する河川は377河川、延長約1,852kmである。

第2 海岸施設防災計画

1 現況

<表>保全区域所管別 海岸諸元

水産庁 指定区域(km) 22.1

防災体制要綱に津波発生時の取扱いを新規追加（阪急電鉄（株））

時点修正（建設交通部）

時点修正（建設交通部）

68	<p>第11節 砂防及び治山施設防災計画 第1 砂防施設防災計画 1 現況 府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある溪流（溪流勾配15°以上）が5,024溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある。また、砂防指定地は、府内に1,431箇所（表2.1.5）あり、適切な管理に努めている。</p> <p>第2 治山施設防災計画 1 現況 府内森林面積342,827haのうち約104,553haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。 （略）</p>	<p>第11節 砂防及び治山施設防災計画 第1 砂防施設防災計画 1 現況 府内には土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある溪流（溪流勾配15°以上）が5,024溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）ある。また、砂防指定地は、府内に1,442箇所（表2.1.5）あり、適切な管理に努めている。</p> <p>第2 治山施設防災計画 1 現況 府内森林面積342,713haのうち約104,718haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。 （略）</p>	<p>時点修正（建設交通部、農林水産部）</p>
69	<p><表>土砂災害危険箇所一覧表(その1)</p>	<p><表>土砂災害危険箇所一覧表(その1) <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	<p>時点修正（建設交通部）</p>
71	<p>第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 第2 急傾斜地防災計画 1 現況 このうち310箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。（表2.1.7参照） 3 計画の内容 地すべりの災害を未然に防止するため、地すべり対策工を地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき推進する。 特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難態勢の整備を行う。</p>	<p>第12節 地すべり・急傾斜地防災計画 第2 急傾斜地防災計画 1 現況 このうち324箇所を急傾斜地崩壊危険区域として指定している。（表2.1.7参照） 3 計画の内容 地すべりの災害を未然に防止するため、地すべり対策工を地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき推進する。 特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、避難所等の他、社会福祉施設等の要配慮者利用施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市町村においては警戒避難態勢の整備を行う。</p>	<p>時点修正（建設交通部）</p>

73～81	<p><表>急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧</p>	<p><表>急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	<p>時点修正(建設交通部)</p>
82	<p>第13節 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急調査等 第2 土砂災害緊急調査および土砂災害緊急情報 1 緊急調査 重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づき国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。 2 土砂災害緊急情報(土砂災害防止法第29条) 国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を土砂災害防止法第29条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。</p>	<p>第13節 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急調査等 第2 土砂災害緊急調査および土砂災害緊急情報 1 緊急調査 重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第27条及び第28条に基づき国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。 2 土砂災害緊急情報(土砂災害防止法第31条) 国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を土砂災害防止法第31条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。</p>	<p>字句修正(近畿地方整備局)</p>
83	<p>第14節 ダム等防災計画 第1 現況 (略) また、農業用ため池は府内に、約1,600箇所あり、耕地面積の約6割にあたる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。</p>	<p>第14節 ダム等防災計画 第1 現況 (略) また、農業用ため池は府内に、約1,600箇所あり、耕地面積の約4割にあたる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。</p>	<p>時点修正(農林水産部)</p>
88	<p><表>ダム放流通報の連絡系統：大野ダム 河川課・砂防課→中丹東土木事務所 <u>(追加)</u> <u>(略)</u> →<u>港湾事務所</u></p>	<p><表>ダム放流通報の連絡系統：大野ダム 河川課・砂防課→中丹東土木事務所 →<u>中丹東保健所</u> (略) →<u>港湾局</u></p>	<p>連絡系統の見直し、組織改編(建設交通部)</p>
89	<p><表>ダム放流通報の連絡系統：天ヶ瀬ダム 近畿地方整備局 →京都市 淀川ダム統合管理事務所 <u>(追加)</u> → (略)</p>	<p><表>ダム放流通報の連絡系統：天ヶ瀬ダム 近畿地方整備局 →京都市 淀川ダム統合管理事務所 →<u>京都府営水道事務所</u> → (略)</p>	<p>字句等修正(近畿地方整備局)</p>

	(追加) -->天ヶ瀬ダム管理支所 --> (略)		--> (財)河川情報センター大阪センター→端末機設置機関 -->天ヶ瀬ダム管理支所 --> (略)	
90	<表>ダム放流通報の連絡系統:高山ダム 南山城村→木津川漁業組合	<表>ダム放流通報の連絡系統:高山ダム 南山城村→木津川漁業協同組合		字句修正(農林水産部)
91	<表>ダム放流通報の連絡系統:和知ダム 河川課・砂防課→中丹東土木事務所 (追加) (略) →港湾事務所 〔関西電力株 →関西電力(株)京都支社 和知ダム管理所→(略) (追加) →宮津与謝消防組合消防本部 →(略)	<表>ダム放流通報の連絡系統:和知ダム 河川課・砂防課→中丹東土木事務所 →中丹東保健所 (略) →港湾局 〔関西電力株 →関西電力(株)京都電力部 和知ダム管理所→(略) →宮津市 →宮津与謝消防組合消防本部 →(略)		連絡系統の見直し、組織改編(建設交通部) 組織改編(関西電力(株)) 連絡系統の見直し(宮津市)
93	<表>ダム放流通報の連絡系統:日吉ダム 河川課・砂防課 →京都中部広域消防組合消防本部 〔水資源機構 (追加) 日吉ダム管理所 →京都中部広域消防組合消防本部	<表>ダム放流通報の連絡系統:日吉ダム 河川課・砂防課 →京都中部広域消防組合 〔水資源機構 →南丹市日吉支所 日吉ダム管理所 →南丹市八木支所 →京都中部広域消防組合		字句修正(水資源機構)
99	第17節 農地農業用施設の防災計画 第1 現況 府内には、約26,500haの農地(水田21,500ha、畑5,000ha)が存在し、食料生産という役割だけでなく、洪水調節や土砂流出防止などの役割を果たしている。	第17節 農地農業用施設の防災計画 第1 現況 府内には、約30,800haの農地(水田24,000ha、畑6,800ha)が存在し、食料生産という役割だけでなく、洪水調節や土砂流出防止などの役割を果たしている。		時点修正、出典の変更(自家消費の農地を含める)(農林水産部)
100	第18節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画 地震防災対策特別措置法に基づき、知事が、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、本計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成18年度に策定した第3次地震防災緊	第18節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画 地震防災対策特別措置法に基づき、知事が、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、本計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成23年度に策定した第4次地震防災緊		五箇年計画策定に伴う修正(府民生活部)

急事業五箇年計画に引き続き、次の方針に沿って作成した第4次五箇年計画（平成23年度～平成27年度）及び長期的な整備目標を設定して策定した「京都府戦略的地震防災対策指針」に基づき計画的に推進する。

- (1) (略)
- (2) 計画の初年度は平成23年度とする。
- (3) (略)

第2章 情報連絡通信網の整備計画

第1節 情報連絡通信網の整備

101 第2 京都府衛星通信系防災情報システムの整備

府は、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、地震等の災害から府民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル疎水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により2重化された確実な情報伝達が可能なる衛星通信系防災情報システムを運用している。
(追加)

102 第8 緊急地震速報伝達システムの整備

各機関は、地震発生時に住民等が確実に地震対応行動ができるよう緊急地震速報を迅速に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。
(追加)

105 <表>地震及び津波に関する情報の種類の一覧表

地震の種類：遠隔地震に関する情報
発表基準：国外で発生した地震について以下のい

急事業五箇年計画に引き続き、次の方針に沿って作成した第5次五箇年計画（平成28年度～平成32年度）及び長期的な整備目標を設定して策定した「**第二次**京都府戦略的地震防災対策指針」に基づき計画的に推進する。

- (1) (略)
- (2) 計画の初年度は平成28年度とする。
- (3) (略)

第2章 情報連絡通信網の整備計画

第1節 情報連絡通信網の整備

第2 京都府衛星通信系防災情報システムの整備

府は、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、地震等の災害から府民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル疎水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により2重化された確実な情報伝達が可能なる衛星通信系防災情報システムを運用している。
衛星系ネットワークは、耐災害性に優れているので、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、府、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

第8 緊急地震速報伝達システムの整備

各機関は、地震発生時に住民等が確実に地震対応行動ができるよう緊急地震速報を迅速に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。
市町村においては、住民の緊急地震速報の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

<表>地震及び津波に関する情報の種類の一覧表

地震の種類：遠地地震に関する情報
発表基準：国外で発生した地震について以下のいずれか

防災基本計画の修正に伴う修正

防災基本計画の修正に伴う修正

字句修正（京都地方気象台）

	<p>ずれかを満たした場合等 (追加)</p>	<p>を満たした場合等</p> <p><u>注1 京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」</u> <u>注2 京都府の津波予報区は「京都府」</u> <u>注3 京都府内の地点は「舞鶴」</u></p>	
108	<p><図>地震及び津波に関する情報伝達経路図 防災消防企画課→中丹東土木事務所 (追加) (略) →<u>港湾事務所</u></p>	<p><図>地震及び津波に関する情報伝達経路図 防災消防企画課→中丹東土木事務所 →<u>中丹東保健所</u> (略) →<u>港湾局</u></p>	<p>連絡系統の見直し、 組織改編（建設交通部）</p>
114	<p>第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画（各機関） <表>京都地方でのラジオ受信周波数 FMCOOLO（外国語放送）76.5MHz (追加)</p> <p>注2：NHKの地震津波に関する放送 1）地震 (1)・(2)（略） (追加)</p> <p>2）津波 注意報・警報は共に、「近畿向け」及び「全国向け」 <u>放送で速報</u></p>	<p>第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画（各機関） <表>京都地方でのラジオ受信周波数 FMCOOLO（外国語放送）76.5MHz <u>FMまいづる（舞鶴市） 77.5MHz</u> <u>RADIO MIX KYOTO（京都市） 87.0MHz</u></p> <p>注2：NHKの地震津波に関する放送 1）地震 (1)・(2)（略） <u>(3) 震度5弱、5強については、全国に向けて速報</u> <u>テレビ全波 画面に字幕スーパーで速報</u> <u>ラジオ全波 放送中の番組を適時中断し速報</u> <u>(4) 震度6弱以上については、全国放送の臨時ニュース</u> 2）津波 注意報・警報・<u>大津波警報</u>は<u>いずれも、テレビ・ラジオで全国に向けて速報</u></p>	<p>ラジオ局の開局（近畿総合通信局）</p> <p>報道対応の強化（NHK）</p>
115	<p>災害対策基本法に基づく放送要請等に関する協定 (略) 乙は以下の<u>14</u>機関である。 FM802、FMあやべ、FM宇治、FM京都、NHK、関西テレビ、京丹後コミュニティ放送、京都コミュニティ放送、京都リビングFM、京都放送、大阪放送、朝日放送、毎日放送、読売テレビ</p>	<p>災害対策基本法に基づく放送要請等に関する協定 (略) 乙は以下の<u>16</u>機関である。 FM802、FMあやべ、FM宇治、FM京都、NHK、関西テレビ、京丹後コミュニティ放送、京都コミュニティ放送、京都リビングFM、<u>FMまいづる、RADIO MIX KYOTO</u>、京都放送、大阪放送、朝日放送、毎日</p>	<p>協定締結機関の追加 (知事室長G)</p>

120	<p><表>津波警報等伝達経路図 京都地方気象台→<u>港湾事務所</u> →<u>水産事務所</u> →<u>海上自衛隊舞鶴地方総監部</u> →<u>NHK京都放送局</u></p>	放送、読売テレビ	<p><表>津波警報等伝達経路図 京都地方気象台→<u>港湾局</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	字句等修正、組織改編（京都地方気象台、建設交通部）
131	<p>第4章 医療助産計画 第2節 計画の内容 (資料) 京都岡本記念病院 0774-44-4511</p>	第4章 医療助産計画	<p>第2節 計画の内容 (資料) 京都岡本記念病院 0774-<u>48-5500</u></p>	字句修正（健康福祉部）
135	<p>第5章 火災防止に関する計画 第3節 火災拡大防止計画 第1 消防組織や体制の充実・強化 2 消防団の活動力の強化 (1) 消防団員の確保 <u>(追加)</u> (2)～(4) (略)</p>	第5章 火災防止に関する計画	<p>第3節 火災拡大防止計画 第1 消防組織や体制の充実・強化 2 消防団の活動力の強化 (1) 消防団員の確保 <u>ア 女性の消防団への加入促進</u> <u>イ 大学等の協力による消防団員の確保</u> (2)～(4) (略)</p>	字句修正（府民生活部）
136	<p><表>市町村相互応援協定締結状況一覧 番号：30 協定名称：京都縦貫自動車道（宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジ）及び<u>宮津与謝道路</u>における消防応援協定 協定締結消防機関名：京都中部広域消防組合、綾部市、舞鶴市、宮津与謝消防組合 番号：33 協定名称：<u>消防相互応援協定</u></p>	<表>市町村相互応援協定締結状況一覧	<p>番号：30 協定名称：京都縦貫自動車道（宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジまで）及び<u>山陰近畿自動車道（一般国道312号）</u>における消防<u>相互</u>応援協定 協定締結消防機関名：京都中部広域消防組合、綾部市、舞鶴市、宮津与謝消防組合、<u>京丹後市</u> 番号：33 協定名称：<u>京都市・大津市消防相互応援協定</u></p>	道路延伸に伴う協定の見直し（京丹後市等）
				字句修正(京都市)

	<p>番号：65 協定名称：第<u>2</u>京阪道路</p> <p>番号：68 協定名称：<u>消防相互応援協定</u></p> <p><u>(追加)</u></p>		
140	<p>第6章 避難に関する計画 第2節 避難の周知徹底 第2 <u>避難指示</u>等の周知 (略)</p>	<p>番号：65 協定名称：第<u>二</u>京阪道路</p> <p>番号：68 協定名称：<u>京都市・高島市消防相互応援協定</u></p> <p><u>番号：72</u> 協定名称：<u>高槻市と京都市の災害通信連絡に関する協定書</u></p> <p>協定締結消防機関名：府内消防機関 <u>京都市</u> 府外消防機関 <u>高槻市</u></p> <p>協定の内容：<u>その他</u></p>	新規の協定締結(京都市)
141	<p>第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 <u>(追加)</u></p>	<p>第6章 避難に関する計画 第2節 避難の周知徹底 第2 <u>避難勧告</u>等の周知 (略)</p> <p>第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 <u>第2 円滑な避難所運営への配慮</u> <u>市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u> <u>市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p> <p><u>第3 (略)</u></p>	防災基本計画の修正に伴う修正
143	<p><u>第2 (略)</u></p> <p>第7節 市町村等の避難計画 第2 防災上重要な施設の計画 学校、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。</p>	<p>第7節 市町村等の避難計画 第2 防災上重要な施設の計画 学校<u>等</u>、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。</p>	女性、若者等多様な視点での防災対策アンケートによる修正(府民生活部)

1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導並びにその指示伝達の方法等
(追加)

(追加)

1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法等

大学等においては、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達等の方法並びに学生が自主的に避難するための避難の場所、避難経路等の事前周知の方法等

第9節 車中泊避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第1 市町村

市町村は、車中泊の対応方針について地域の実情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数の把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄を行う。

第2 府

府は、市町村が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。

第7章 津波災害予防計画

第2節 計画の内容

第1 想定する津波と対策の基本的な考え方
(略)

後者については人命保護に加えて府民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき平成29年3

車中泊避難対応検討会を踏まえた修正

津波災害警戒区域に係る対策の推進(府民生活部)

145 第7章 津波災害予防計画

第2節 計画の内容

第1 想定する津波と対策の基本的な考え方
(略)

後者については人命保護に加えて府民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

(追加)

第4 避難計画の策定、避難経路・避難場所の整備及び周知

平成27年度に実施した京都府津波浸水想定によると、日本海ないし若狭湾内での断層による地震が発生した場合に、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、各市町の主な集落・漁港における最高津波水位は6.0m（舞鶴市小橋・瀬崎）と想定されている。そのため、沿岸市町は京都府津波浸水想定等を参考として、津波に対する避難のための計画を策定する。

沿岸市町が避難場所・津波避難ビルを選定する際には、以下の事項が十分検討されていなければならない。

- 1 十分な地盤標高を有すること。
- 2 短時間にかつ容易に避難できる場所であること。
- 3 河川沿いの低地帯では、内陸部においても避難場所を指定しておくこと。
- 4 液状化の危険性がないこと。
- 5 周辺に山崩れや崖崩れの危険性がないこと。
- 6 避難地対象地区の住民を全員収容し得る空間があること。

沿岸市町は、津波予報等の伝達手段として防災行政無線の整備を促進するとともに、サイレン等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の整備及び誘導表示板の設置等による周知を図るものとする。

147 第7 海岸、港湾、水産施設等の施設整備

海岸、港湾における施設防災計画については、第2編第1章第10節「河川・海岸施設防災計画」及び第16節「港

月に指定された、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である津波災害警戒区域においては、避難対策等を進める必要がある。

第4 避難計画の策定、避難経路・避難場所の整備及び周知

平成27年度に実施した京都府津波浸水想定によると、日本海ないし若狭湾内での断層による地震が発生した場合に、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、各市町の主な集落・漁港における最高津波水位は6.0m（舞鶴市小橋・瀬崎）と想定されている。そのため、沿岸市町は京都府津波避難計画策定指針等を参考として、津波に対する避難のための計画を策定する。

沿岸市町が避難場所・津波避難ビルを選定する際には、以下の事項が十分検討されていなければならない。

- 1 十分な地盤標高を有すること。または、津波避難ビルは、津波防災地域づくりに関する法律に規定されている構造等の要件を満たし、基準水位よりも高い階を使用すること。
- 2 短時間にかつ容易に避難できる場所であること。
(削除)
- 3 液状化の危険性がないこと。
- 4 周辺に山崩れや崖崩れの危険性がないこと。
- 5 避難対象地域の住民を全員収容し得る空間があること。

沿岸市町は、津波予報等の伝達手段として防災行政無線(戸別受信機を含む。)の整備を促進するとともに、サイレン等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の整備及び誘導表示板の設置等による周知を図るものとする。

第7 海岸、港湾、水産施設等の施設整備

海岸、港湾及び漁港における施設防災計画については、第2編第1章第10節「河川・海岸施設防災計画」及び第

防災基本計画の修正に伴う修正

追記(農林水産部)

湾等施設防災計画」に定めるところによる。また、漁港等の水産施設については、一般計画編第2編第9章「水産施設防災計画」に準じて施設整備を進める。

第8 津波に強いまちづくり

3 津波警戒区域等の設定

津波防災地域づくりに関する法律及び同法の基本指針に基づき進める。

148

第9 津波警報等の発表・伝達のための体制確保

府、沿岸市町は津波警報等の発表・伝達に関して、以下の点に留意する。

- 1 沿岸市町による、津波警報等の内容に応じた避難指示等の発令基準の策定
- 2 津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制の整備
- 3・4 (略)

(追加)

16節「港湾等施設防災計画」に定めるところによる。また、漁港等の水産施設については、一般計画編第2編第9章「水産施設防災計画」に準じて施設整備を進める。

第8 津波に強いまちづくり

3 津波災害警戒区域等の指定

津波防災地域づくりに関する法律及び同法の基本指針に基づき指定

第9 津波警報等の発表・伝達のための体制確保

府、沿岸市町は津波警報等の発表・伝達に関して、以下の点に留意する。

- 1 沿岸市町による、津波警報等の内容に応じた避難指示(緊急)の発令基準の策定
- 2 津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示(緊急)の発表・発令・伝達体制の整備
- 3・4 (略)

第10 津波災害警戒区域に係る対策の推進

沿岸市町は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域に係る次の対策を実施する。

1 市町の地域防災計画における下記の内容の記載

- (1) 津波に関する情報の収集・伝達や、予警報の伝達
- (2) 避難場所、避難路に関する事項
- (3) 避難訓練の実施に関する事項
- (4) 防災上の配慮を要する者が利用する施設で円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（避難促進施設）の名称・所在地

また、沿岸市町は、避難促進施設の所有者又は管理者から当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）の報告を受けた際、又は、避難確保計画に基づいた避難訓練の実施結果の報告を受けた際に、必要な助言又は勧告を行う。

2 津波ハザードマップの作成・周知

沿岸市町は、津波に関する情報の伝達方法、避難施設そ

	<p><u>第10</u> 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成</p> <p>沿岸市町は、津波防災地域づくりに関する法律の基本指針に基づき、第1～<u>第9</u>及び京都府津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該沿岸市町の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下、「推進計画」という。）を作成することが出来る。</p> <p>（略）</p> <p>第8章 交通対策及び輸送計画</p> <p>151 第2節 緊急通行車両等</p> <p>〈表〉緊急交通路候補路線一覧表 道路名：京都縦貫自動車道 区 間：<u>宮津天橋立IC～京丹波わちIC</u> <u>丹波IC～大山崎JCT</u> （追加）</p> <p>152 〈図〉緊急交通路候補路線図</p> <p>第9章 災害応急対策物資確保計画</p> <p>154 第2節 食料及び生活必需品の確保計画</p> <p>第4 <u>物資集配地</u>の整備</p> <p>府及び市町村は、それぞれ救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、<u>集配</u>予定地をあらかじめ定める。</p> <p>（追加）</p>	<p><u>その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他住民の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した津波ハザードマップの作成・周知を行う。また、津波浸水想定や地域防災計画の見直し等で、津波ハザードマップの見直しが必要となった際には、出来るだけ速やかに改訂する。</u></p> <p><u>第11</u> 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成</p> <p>沿岸市町は、津波防災地域づくりに関する法律の基本指針に基づき、第1～<u>第10</u>及び京都府津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該沿岸市町の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下、「推進計画」という。）を作成することが出来る。</p> <p>（略）</p> <p>第8章 交通対策及び輸送計画</p> <p>第2節 緊急通行車両等</p> <p>〈表〉緊急交通路候補路線一覧表 道路名：京都縦貫自動車道 区 間：宮津天橋立IC～大山崎JCT</p> <p>道路名：<u>野田川大宮道路</u> 区 間：<u>京丹後大宮IC～与謝天橋立IC</u></p> <p>〈図〉緊急交通路候補路線図 <u>（最新状況に差し替え）</u></p> <p>第9章 災害応急対策物資確保計画</p> <p>第2節 食料及び生活必需品の確保計画</p> <p>第4 <u>物資輸送拠点</u>の整備</p> <p>府及び市町村は、それぞれ救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、<u>物資輸送拠点</u>予定地をあらかじめ定める。</p> <p><u>この際、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸</u></p>	<p>道路延伸（警察本部）</p> <p>道路延伸（警察本部）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
--	---	---	---

1 府は、災害の規模が甚大で、市町村が定める集配予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受入れを行うため、広域的観点から集配予定地を定める。府の集配予定地は広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

2 市町村は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府及び近隣市町村等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、集配予定地を定める。

(追加)

第6 市町村地域防災計画で定める事項

1 食料供給計画

- (1) 食料の備蓄
- (2) 当該市町村内の販売業者の手持状況の把握
- (3) 調達・連絡体制
- (4) 物資の集配予定地
- (5) 炊出し、その他による食品の給食計画等 (図2.9.4)

2 生活必需品供給計画

- (1) 生活必需品の備蓄
- (2) 地元販売業者の手持状況の把握
- (3) 調達・連絡体制
- (4) 物資の集配予定地
- (5) 配分計画・支給要領等

154 <表>米穀販売事業者一覧 (卸売の業務を営む者)
京都市伏見区京町1丁目245番地

送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

1 府は、災害の規模が甚大で、市町村が定める地域内輸送拠点予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受入れを行うため、広域的観点から広域物資輸送拠点予定地を定める。府の広域物資輸送拠点予定地は広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

2 市町村は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府及び近隣市町村等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、地域内輸送拠点予定地を定める。

3 府は宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、物資配送に物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを整備するよう努める。

第6 市町村地域防災計画で定める事項

1 食料供給計画

- (1) 食料の備蓄
- (2) 当該市町村内の販売業者の手持状況の把握
- (3) 調達・連絡体制
- (4) 地域内輸送拠点予定地
- (5) 炊出し、その他による食品の給食計画等 (図2.9.4)

2 生活必需品供給計画

- (1) 生活必需品の備蓄
- (2) 地元販売業者の手持状況の把握
- (3) 調達・連絡体制
- (4) 地域内輸送拠点予定地
- (5) 配分計画・支給要領等

<表>米穀販売事業者一覧 (卸売の業務を営む者)
京都市伏見区横大路鉾ノ本46

防災基本計画の修正に伴う修正

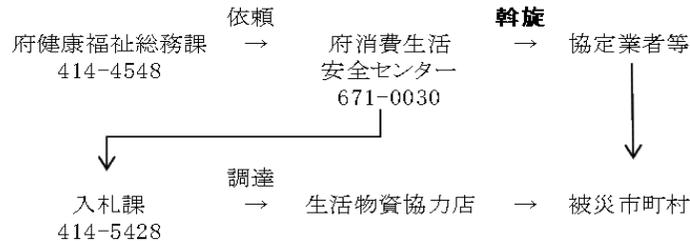
事務所の移転(農林水産部)

155 <表>炊飯センター
京都府長岡京市神足芦原5番地

155 <図>応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート
物資保有業者

注1・2 (略)
(追加)

157 <図>生活必需物品の調達系統
(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合



注1・2 (略)
※ 協定業者とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」締結業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の業者とする。なお、災害対策本部からの要請は、消費生活安全センターで受け、消費生活安全センターと入札課は調整しながら物資調達に当たるものとする。

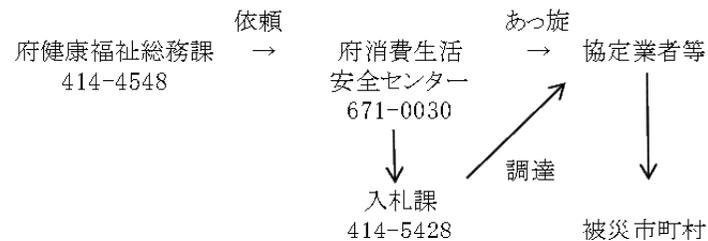
(2)被災市町村から府に物資あつ旋を要請する場合
生活物資協力店

<表>炊飯センター
京都府長岡京市神足芦原12番地1

<図>応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート
協定業者等

注1・2 (略)
※ 協定業者等とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」を締結している物資保有業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の物資保有業者とする。なお、災害対策本部からの要請は、消費生活安全センターで受け、消費生活安全センターと入札課は調整しながら物資調達に当たるものとする。

<図>生活必需物品の調達系統
(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合



注1・2 (略)
(削除)

(2)被災市町村から府に物資あつ旋を要請する場合
協定業者等

地番の更正(農林水産部)

消費生活安全センターであつ旋等ができる業者を明確化(府民生活部)

字句等修正(府民生活部)

消費生活安全センターであつ旋等ができる業者を明確化(府民生活部)

- (3) 国又は他府県に物資あつ旋を要請する場合
近畿経済産業局産業部産業課→経済産業本省→業者
06-6966-6021

第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第2節 計画の内容

第2 要配慮者に係る支援体制の整備

1～3 (略)

(追加)

第3 避難行動要支援者対策

2 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 (略)

また、避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じ

- (3) 国又は他府県に物資あつ旋を要請する場合
政府緊急災害対策本部→業者
(削除)

第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第2節 計画の内容

第2 要配慮者に係る支援体制の整備

1～3 (略)

4 災害派遣福祉チーム(DWAT)体制の整備

災害発生時に必要に応じて、被災市町村へ災害派遣福祉チーム(DWAT)(介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等福祉専門職により構成)を派遣できるよう関係機関による支援体制を整備する。

第3 避難行動要支援者対策

2 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 (略)

また、避難支援等に携わる関係者として市町村防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について一層

業務移管(近畿経済産業局)

災害派遣福祉チーム(DWAT)体制の確立(健康福祉部)

防災基本計画の修正に伴う修正

る。

161

第5 要配慮者の生活確保

3 市町村は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第12章 文化財災害予防計画

163

第1節 現状

第1 建造物

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。

国指定建造物は府内に639棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている588棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録文化財建造物は509棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の354棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

（略）

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

府内における国指定文化財の所有者は413社寺等（国有

努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

第5 要配慮者の生活確保

3 市町村は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる災害派遣福祉チーム(DWAT)又は福祉避難サポートリーダー並びに福祉避難サポーター等の人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第12章 文化財災害予防計画

第1節 現状

第1 建造物

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備（以下「自火報設備」という。）の設置が義務付けられている。

国指定建造物は府内に648棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている597棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録文化財建造物は458棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の312棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

（略）

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

府内における国指定文化財の所有者は415社寺等（国有

適切に避難所運営できる人材を具体的に記載（健康福祉部）

文化財の新指定等による修正（教育庁）

・公有は除く。)である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは199社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。

また、府指定・登録文化財は、現在191所有者、277件(国有・公有は除く。)を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件(一部寄託4件を含む。)、これ以外の204件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。

第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は135件(二府県にまたがるものは除く。)、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は60件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。

第14章 府民の防災活動の促進

第2節 自主防災組織の整備と指揮

第3 地区防災計画の作成

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

・公有は除く。)である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは200社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。

また、府指定・登録文化財は、現在192所有者、282件(国有・公有は除く。)を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件(一部寄託4件を含む。)、これ以外の207件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは53件ある。

第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は137件(二府県にまたがるものは除く。)、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は62件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。

第14章 府民の防災活動の促進

第2節 自主防災組織の整備と指揮

第3 地区防災計画の作成

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して

防災基本計画の修正に伴う修正

(略)

第3節 学校における防災教育

各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

(追加)

第1 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

(追加)

第15章 企業等防災対策促進計画

第2節 計画の内容

第1 企業等における防災対策

1 事業所等における防災活動の推進

(略)

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(追加)

防災活動を行う。

(略)

第3節 学校等における防災教育

各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、大学等は、積極的に防災知識の展示等の防災啓発活動を行う学生等を支援する。

第1 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

また、大学等においては、学生等が防災知識の展示等の防災啓発活動を積極的に行う場合、大学等は当該学生等を支援するよう努める。

第15章 企業等防災対策促進計画

第2節 計画の内容

第1 企業等における防災対策

1 事業所等における防災活動の推進

(略)

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、災害時応援協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

女性、若者等多様な視点での防災対策アンケートの意見反映
(府民生活部)

防災基本計画の修正に伴う修正

	<p>第2 京都BCPの普及 2 (略)</p> <p>また、企業等や関係団体等に対して、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、情報共有体制の確立、経済団体や金融関係機関との連携強化、地域内の協力協定の見直しなど、京都BCPの取組の普及啓発に努めるものとする。</p> <p>第16章 ボランティアの登録・支援等計画 第2節 計画の内容 第2 一般ボランティア 1 受入体制の整備 (3) 府及び市町村は、京都府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と協力し、<u>府内市町村すべてに常設災害ボランティアセンターの設置を進めるものとする。</u></p> <p>第17章 行政機能維持対策計画 第1節 業務継続性の確保 府及び市町村等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</p>	<p>第2 京都BCPの普及 2 (略)</p> <p>また、企業等や関係団体等に対して、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、<u>京都全体が一元的な災害対応を行える</u>情報共有体制の確立、経済団体や金融関係機関、<u>ライフライン事業者</u>との連携強化、<u>図上訓練の実施</u>、地域内の協力協定の見直しなど、京都BCPの取組の普及啓発に努めるものとする。</p> <p>第16章 ボランティアの登録・支援等計画 第2節 計画の内容 第2 一般ボランティア 1 受入体制の整備 (3) 府及び市町村は、京都府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と協力し、府内市町村すべてに<u>設置された災害ボランティアセンターが災害時に円滑に活動できるような体制を整えるものとする。</u></p> <p>第17章 行政機能維持対策計画 第1節 業務継続性の確保 府及び市町村等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。<u>この際、躊躇なく避難勧告等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に 応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</p>	<p>京都BCP行動指針の修正を反映(府民生活部)</p> <p>すべての市町村で災害ボランティアセンターが設置されたため(健康福祉部)</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
176			
178			

179	<p>第18章 広域応援体制の整備 第2節 計画の内容 第3 府内の防災相互応援体制の整備 1 防災相互応援協定の締結 府内の市町村長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 緊急消防援助隊の編成 府外への消防広域応援については、消防組織法第44条の規定に基づき、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、府は代表消防機関(京都市消防局)及び府内各消防本部等と協議調整し、あらかじめ「<u>京都府隊応援等実施計画</u>」を定めておくものとする。</p>	<p>第18章 広域応援体制の整備 第2節 計画の内容 第3 府内の防災相互応援協定 1 防災相互応援協定の締結 府内の市町村長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。 <u>雪害の少ない市町村は、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 緊急消防援助隊の編成 府外への消防広域応援については、消防組織法第44条の規定に基づき、都道府県単位で構成した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、府は代表消防機関(京都市消防局)及び府内各消防本部等と協議調整し、あらかじめ「<u>緊急消防援助隊京都府大隊応援等実施計画</u>」を定めておくものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句修正(府民生活部、京都市)</p>
180	<p><表>緊急消防援助隊登録状況</p>	<p><表>緊急消防援助隊登録状況 <u>(最新の状況に更新)</u></p>	<p>登録部隊の更新(京都市、綾部市)</p>
181	<p>第19章 震災に対する調査研究 第2節 災害予防に関する調査研究 第3 公共土木施設の耐震性に関する調査 (1) 道路及び橋梁の耐震に関する調査。</p>	<p>第19章 震災に対する調査研究 第2節 災害予防に関する調査研究 第3 公共土木施設の耐震性に関する調査 (1) 道路及び橋梁の耐震に関する調査。</p>	<p>字句修正(建設交通部)</p>
187	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 災害応急対策の活動体制(各機関) 第2節 防災関係機関の初動体制 <表>災害応急対策活動に係る計画、規程等 防災関係機関：京都府警察本部</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 災害応急対策の活動体制(各機関) 第2節 防災関係機関の初動体制 <表>災害応急対策活動に係る計画、規程等 防災関係機関：京都府警察本部</p>	<p>根拠規程の改正(警)</p>

194～
199

- ・商工労働観光部
特区・イノベーション班
海外経済班
観光振興班
広域観光戦略班
- ・農林水産部
林務、モデルフォレスト・全国育樹祭推進班
森林保全班

<表>災害対策本部の事務分掌

- ・府民生活部
班名 消費生活班
- ・健康福祉部
班名 少子化対策班
班長担当職 少子化対策課長
事務分掌

1 部内各班の応援に関すること。

班名 子育て政策班
班長担当職 子育て政策課長
事務分掌

- 1 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。
- 2 災害地における臨時保育所の指導に関すること。

- ・商工労働観光部
部長及び副部長担当職
副部長 商工労働観光部副部長
(追加)

- ・商工労働観光部
(削除)
経済交流班
観光政策班
(削除)

- ・農林水産部
林務班
森づくり推進班

<表>災害対策本部の事務分掌

- ・府民生活部
班名 消費生活安全班
- ・健康福祉部
班名 こども総合対策班
班長担当職 こども総合対策課長
事務分掌

- 1 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。
- 2 災害地における臨時保育所の指導に関すること。

班名 (削除)
班長担当職 (削除)
事務分掌
(削除)

- ・商工労働観光部
部長及び副部長担当職
副部長 商工労働観光部副部長
副部長 港湾局長

組織改編等(府民生活部、健康福祉部、商工労働観光部、農林水産部、建設交通部、教育庁、警察本部)

班名 特区・イノベーション班
班長担当職 特区・イノベーション課長
事務分掌
1 関係団体との連絡調整に関すること。

班名 海外経済班
班長担当職 海外経済課長

班名 観光振興班
班長担当職 観光振興課長

班名 広域観光戦略班
班長担当職 広域観光戦略課長
事務分掌
1 観光関係の被害状況調査に関すること。
2 観光関係施設の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。

・農林水産部
部長及び副部長担当職
副部長 農林水産部副部長
(追加)

班名 水産班
班長担当職 水産課長
事務分掌
1～3 (略)
(追加)

班名 林務、モデルフォレスト・全国育樹祭推進班
班長担当職 林務課長、モデルフォレスト・全国育樹祭推進課長

班名 森林保全班
班長担当職 森林保全課長

班名 (削除)
班長担当職 (削除)
事務分掌
(削除)

班名 経済交流班
班長担当職 経済交流課長

班名 観光政策課
班長担当職 観光政策班長

班名 (削除)
班長担当職 (削除)
事務分掌
(削除)

・農林水産部
部長及び副部長担当職
副部長 農林水産部副部長
副部長 農林水産部技監

班名 水産班
班長担当職 水産課長
事務分掌
1～3 (略)
4 宮津漁業用海岸局の利用に関すること。

班名 林務班
班長担当職 林務課長

班名 森づくり推進班
班長担当職 森づくり推進課長

無線施設である宮津漁業用海岸局に対し協力要請等を行うため(近畿総合通信局)

	<ul style="list-style-type: none"> ・建設交通部 部長及び副部長担当職 副部長 建設交通部副部長 副部長 建設交通部技監 <u>(追加)</u> 班長担当職 <u>港湾課長</u> ・教育庁 班長担当職：<u>教職員課長</u> ・警察本部 班名 生活安全班 事務分掌 1～3 (略) <u>4 生活、経済及び環境関係事犯の取締りに関すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設交通部 部長及び副部長担当職 副部長 建設交通部副部長 副部長 建設交通部技監 <u>副部長 港湾局長</u> 班長担当職 <u>港湾局副局長</u> ・教育庁 班長担当職：<u>教職員企画課長</u> <u>教職員人事課長</u> ・警察本部 班名 生活安全班 事務分掌 1～3 (略) <u>(削除)</u> 	
200	<p><表>京都府災害警戒本部等動員計画表</p> <p>部課名 農林水産部 震度4 農政課1</p> <p>部課名 農林水産部 震度5弱及び5強 農政課1、農村振興課<u>1</u></p>	<p><表>京都府災害警戒本部等動員計画表</p> <p>部課名 農林水産部 震度4 農政課1、<u>農村振興課1</u></p> <p>部課名 農林水産部 震度5弱及び5強 農政課1、農村振興課<u>4</u></p>	<p>災害時の事務の見直し(警察本部)</p> <p>体制の見直し(農林水産部)</p>
204	<p>第7節 市町村の活動体制</p> <p>第1 責務</p> <p>市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、府防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第7節 市町村の活動体制</p> <p>第1 責務</p> <p>市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、府防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。</p> <p><u>また、災害情報を一元的に把握し、共有することがで</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

	<p>第9節 広域応援計画 第5 府職員の応援 1 府職員の派遣についての協力 府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等から職員派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。</p> <p>第2章 通信情報連絡活動計画 <図>被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 城陽市 危機・防災対策課 <u>(0774)52-0697</u> 亀岡市 自治防災課 直<u>25-6788</u> 綾部市 総務課 宮津市 総務室 <u>地方振興局総務室長</u></p> <p>212</p> <p>第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 第3 責務 2 府 (2) 情報の報告及び通報 イ (略) <u>(追加)</u></p> <p>213</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p>222 <表>関係機関と本部各部の分担 関係機関 近畿中国森林管理局 対策本部 <u>農林水産部林務、モデルフォレスト・全国育樹祭推進班(林務班)</u></p>	<p><u>きる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。</u></p> <p>第9節 広域応援計画 第5 府職員の応援 1 府職員の派遣についての協力 府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等から職員派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、<u>地域や災害の特性を考慮し、</u>所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。</p> <p>第2章 通信情報連絡活動計画 <図>被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 城陽市 危機・防災対策課 <u>(0774)52-1111</u> 亀岡市 自治防災課 直<u>25-5097</u> 綾部市 <u>防災課</u> 宮津市 <u>消防防災課</u> <u>広域振興局総務室長</u></p> <p>第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 第3 責務 2 府 (2) 情報の報告及び通報 イ (略) <u>(イ) 人的被害の数については、府が関係機関と連携しながら、一元的に集約・調整を行うものとする。なお、広報を行う際には市町村等と綿密に連携しながら適切に行う。</u> <u>(ウ)</u> (略)</p> <p><表>関係機関と本部各部の分担 関係機関 近畿中国森林管理局 対策本部 <u>農林水産部林務班</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>組織再編、字句修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>組織改編(農林水産部)</p>
--	---	--	---

223 第4節 通信手段の確保
 第1 災害時の通信連絡
 府、市町村及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。
 また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」ならびに「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」を提供し、株式会社NTTドコモ関西、KDDI株式会社（関西総支社）及びソフトバンク株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

224 第4 JR通信設備の利用
 (略)

(追加)

(追加)

(追加)

第4節 通信手段の確保
 第1 災害時の通信連絡
 府、市町村及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。
 また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」ならびに「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」を提供し、株式会社NTTドコモ関西、KDDI株式会社（関西総支社）及びソフトバンク株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第4 JR通信設備の利用
 (略)

第5 漁業用海岸局設備の利用

宮津漁業無線局(漁業用海岸局)は中短波・短波・超短波帯の周波数を使用し、遠方の海岸局、船舶局とも通信が可能であることから、補完的通信設備として利用を図る。

第6 移動通信機器の貸与

災害応急対策のため必要とする無線機器が不足する場合は、府は国や通信事業者へ移動通信機器（衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線）の貸与申請等を行い通信手段の確保を図るものとする。

第7 放送の要請

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため

字句修正（NTTコミュニケーションズ(株)）

無線施設である宮津漁業用海岸局の利用による多様な通信ルート確保(近畿総合通信局)

字句修正

字句修正

緊急かつ特別の必要があるときには、放送局に放送を要請するについても災害対策基本法に基づき、関係放送局と知事との間に協定を締結している。また、本協定第6条に基づき「緊急警報放送の要請に関する覚書」を日本放送協会京都放送局長と知事との間に締結している。

230 **第3章 津波災害応急対策計画**
第2節 計画の内容
第1 沿岸市町
〈図〉津波時の勧告・指示の連絡系統
京丹後市 (0772)69-0901

242 **第5章 救出救護計画**
第2節 計画の内容
第5 活動の調整
2 関係機関は、府及び市町村の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に現地調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第4節 航行警報等の周知
1 気象、津波、高波及び波浪に関する警報の通知を受けた場合は、直ちに無線放送、又は巡視船艇による巡回等により周知する。

244 **第6章 医療助産計画**
第3節 計画の方法及び内容
第2 救護班の編成
1 (略)
2 府は市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めるときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が公立・公的病院、国立病院機構病院、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して

第3章 津波災害応急対策計画
第2節 計画の内容
第1 沿岸市町
〈図〉津波時の勧告・指示の連絡系統
京丹後市 (0772)69-0001

第5章 救出救護計画
第2節 計画の内容
第5 活動の調整
2 関係機関は、府及び市町村の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第4節 航行警報等の周知
1 気象、津波及び波浪に関する警報の通知を受けた場合は、直ちに無線放送、又は巡視船艇による巡回等により周知する。

第6章 医療助産計画
第3節 計画の方法及び内容
第2 救護班の編成
1 (略)
2 府は市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めるときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構、民間病院、医師会等

字句修正 (京丹後市)

字句修正 (警察本部)

字句修正 (京都地方気象台)

防災基本計画の修正に伴う修正

対処する。

3 日本赤十字社京都府支部は、府の要請があった場合、被災市町村へ救護班を派遣し、前記の2に準じて対処する。

4 公立・公的病院、国立病院機構病院（前記2及び3に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。

第10章 交通規制に関する計画

第2節 交通規制対策

第1 関係機関の対策

1 府警察本部等の対策

(1)～(5) (略)

(追加)

(6)～(8) (略)

2 府建設交通部

(1) 地震災害による道路の破損欠壊、その理由により道路交通が危険であると認められる場合、京都府管理道路については、土木事務所長が道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知し、必要な措置を実施したうえ、ただちに災害対策本部道路総括班（道路管理課）及び災害対策本部に報告する。

(追加)

関係医療機関と連携して対処する。

3 日本赤十字社京都府支部は、府の要請があった場合、被災市町村へ救護班を派遣し、前記の2に準じて対処する。

4 公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構（前記2及び3に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。

第10章 交通規制に関する計画

第2節 交通規制対策

第1 関係機関の対策

1 府警察本部等の対策

(1)～(5) (略)

(6) 警察本部長は、(3)の規定により緊急交通路の指定を行うために必要がある場合には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、法第76条の6に規定する区間を指定、車両等の所有者等に対する道路外への移動命令又は道路管理者、港湾管理者若しくは漁港管理者による措置等をとるべきことについて要請する。

(7)～(9) (略)

2 府建設交通部

(1) 地震災害による道路の破損欠壊、その理由により道路交通が危険であると認められる場合、京都府管理道路のうち、道路法上の道路については土木事務所長が、港湾法上の道路については港湾局長が道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知し、必要な措置を実施したうえ、それぞれがただちに災害対策本部道路班（道路管理課）及び港湾班（港湾局）並びに災害対策本部に報告する。

3 府農林水産部

(1) 災害時に、水産事務所長は、知事管理道路（府管理漁港に係るものに限る。）に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者

字句修正

災害対策基本法の改正に伴う修正（建設交通部）

災害対策基本法の改正に伴う修正（農林水産部）

265

				等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。	
	3～6 (略)		4～7 (略)		
269	第5節 地震発生時における道路通行規制要領 <表>西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路の通行規制基準 瀬田東～宇治西 通行規制 (50k) (●連続雨量 110mm以上 通行止 (●連続雨量 220mm以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で160mmに達した後、50mm/hの降雨	第5節 地震発生時における道路通行規制要領 <表>西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路の通行規制基準 瀬田東～宇治西 通行規制 (50k) (●連続雨量 120mm以上 通行止 (●連続雨量 230mm以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で170mmに達した後、50mm/hの降雨	基準値の見直し(西日本高速道路(株))		
271～274	<表>異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	<表>異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 (最新状況に差し替え)	区間の追加、規制基準の見直し(建設交通部)		
275～277	<表>特殊通行規制区間及び道路通行規制基準	<表>特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 (最新状況に差し替え)			
279	<表>近畿地方整備局の規制要領 交通規制……規制の内容を道路情報板(A型、B型)に提示し、必要に応じてパトロールを実施する。	<表>近畿地方整備局の規制要領 交通規制……規制の内容を道路情報板に提示し、必要に応じてパトロールを実施する	字句修正(近畿地方整備局)		
281	<表>京都縦貫自動車道鳥取豊岡宮津自動車道防災業務要領 区分：鳥取豊岡宮津自動車道(宮津天橋立IC～与謝天橋立IC)	<表>京都縦貫自動車道鳥取豊岡宮津自動車道防災業務要領 区分：山陰近畿自動車道(宮津天橋立IC～京丹後大宮IC)	道路延伸(京都府道路公社)		
283	<図>異常気象時通行規則区間位置図	<図>異常気象時通行規則区間位置図 (最新状況に差し替え)	区間の追加、規制基準の見直し(建設交通部)		
284	<表>特殊通行規制区間図	<表>特殊通行規制区間図 (最新状況に差し替え)			

294	<p>第11章 避難に関する計画</p> <p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第2 避難所の運営管理等</p> <p>3 (略)</p> <p>さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>第3 支援活動体制及び活動内容</p> <p>被災者の健康問題に対応するため、被災地市町村と府は、保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。</p> <p>第9節 被災者への情報伝達活動</p> <p>被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>第10節 駅、地下街における避難計画</p> <p>第1 発災時の応急体制の整備</p> <p>2 府警察本部の活動体制</p> <p>(1) <u>警備本部</u>等の設置</p> <p>(追加)</p>	<p>第11章 避難に関する計画</p> <p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第2 避難所の運営管理等</p> <p>3 (略)</p> <p>さらに、必要に応じ、<u>犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</u></p> <p>第3 支援活動体制及び活動内容</p> <p>被災者の健康問題に対応するため、被災地市町村と府は、保健師や栄養士等の支援チーム<u>及び災害派遣福祉チーム (DWAT)</u>を編成し支援活動にあたる。</p> <p>第9節 被災者への情報伝達活動</p> <p>被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、<u>地震活動</u>の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>第10節 駅、地下街における避難計画</p> <p>第1 発災時の応急体制の整備</p> <p>2 府警察本部の活動体制</p> <p>(1) <u>対策本部</u>等の設置</p> <p><u>第11節 車中泊避難計画</u></p> <p><u>大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。</u></p> <p><u>第1 市町村</u></p> <p><u>市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情</u></p>	<p>災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）及び京都府動物愛護推進計画に準じた修正（健康福祉部）</p> <p>災害派遣福祉チーム（DWAT）体制の確立（健康福祉部）</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句修正（警察本部）</p> <p>車中泊避難対応検討会取りまとめの反映（府民生活部）</p>
297			

第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画

第1節 食料供給計画

第3 給食に必要な食料の確保

2 災害時における米穀の調達

(2) 知事は、(1)の要請を受けた場合、「農林水産省防災業務計画」に基づき、近畿農政局長と連携し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に対し、米穀の供給支援を要請する。

(3) 知事から要請を受けた生産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売り渡しを要請する。

3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

(2) 知事は、2による米穀の確保に努め、それでも確保が困難な場合には、「基本要領」の定めるところにより、生産局長に対して政府所有米穀の供給を要請する

(3) 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。

ア 生産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。

イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。

ウ 知事又は知事の指定する引取人は、生産局長から指示された受託事業者から、災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を依

報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

第2 府

府は、人的・物的支援や、関係機関(国・府内市町村・全国知事会・関西広域連合等)への支援要請・調整などにより、市町村業務を支援する。

第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画

第1節 食料供給計画

第3 給食に必要な食料の確保

2 災害時における米穀の調達

(2) 知事は、(1)の要請を受けた場合、「農林水産省防災業務計画」に基づき、近畿農政局長と連携し、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、米穀の供給支援を要請する。

(3) 知事から要請を受けた政策統括官は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売り渡しを要請する。

3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

(2) 知事は、2による米穀の確保に努め、それでも確保が困難な場合には、「基本要領」の定めるところにより、政策統括官に対して政府所有米穀の供給を要請する。

(3) 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。

ア 政策統括官への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。

イ 知事は、政策統括官と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。

ウ 知事又は知事の指定する引取人は、政策統括官から指示された受託事業者から、災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を

組織改編等（近畿農政局）

頼の上、市町村長に対して供給を行うものとする。
エ 被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、生産局長に対して文書等で要請を行うことができる。この場合、市町村長は連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。
(追加)

第4 食料供給の方法

1 食料の供給系統

- (1) 市町村があらかじめ指定した集配予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る集配地を定め、当該集配地を経由して避難所等に輸送、供給する。
- (2) 災害の規模が甚大な場合には、府はあらかじめ定めた集配予定地の中から、当該災害に係る集配地を定め、当該集配地を経由して市町村の定める集配地に輸送する。なお、緊急で市町村集配地を経由するいとまがないと認められるときは、この限りではない。
- (3) 集配地は、設営者が近隣市町村やボランティアの協力を得て管理、運営する。

依頼の上、市町村長に対して供給を行うものとする。
エ 被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政策統括官に対して文書等で要請を行うことができる。この場合、市町村長は連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。

オ 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。

第4 食料供給の方法

1 食料の供給系統

- (1) 市町村があらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を経由して避難所等に輸送、供給する。
- (2) 災害の規模が甚大な場合には、府はあらかじめ定めた地域内輸送拠点予定地の中から、当該災害に係る広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を経由して市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。なお、緊急で市町村地域内輸送拠点を経由するいとまがないと認められるときは、この限りではない。
- (3) 物資配送は、物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

第3節 生活必需品等供給計画

第5 物資の調達方法

- 4 京都府は、府の地域内において物資の欠乏を生じたときは、政府緊急災害対策本部又は他府県と緊密な連絡をとり必要物資の確保と搬入をはかるものとする

防災基本計画の修正に伴う修正

業務移管（近畿経済産業局）

308 第3節 生活必需品等供給計画

第5 物資の調達方法

- 4 京都府は、府の地域内において物資の欠乏を生じたときは、近畿経済産業局又は他府県と緊密な連絡をとり必要物資の確保と搬入をはかるものとする

第6 物資の供給系統

- 1 市町村は、必要に応じて、あらかじめ指定した集配予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、集配地を定め、当該集配地を経由して物資を避難所等に輸送、供給する。
- 2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める集配地に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資について、府があらかじめ定めた集配予定地の中から、集配地を定め、当該集配地を経由して市町村の定める集配地に輸送する。なお、緊急で市町村の集配地を経由するいとまがないと認められるときは、この限りでない。
- 3 集配地は、設営者が近隣市町村や災害ボランティアの協力を得て管理、運営する。

第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第1節 計画の方針 (略)

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、情報伝達に十分配慮する。

第2節 計画の内容

第2 震災発生時の避難行動要支援者の安否確認等 (追加)

第6 物資の供給系統

- 1 市町村は、必要に応じて、あらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を経由して物資を避難所等に輸送、供給する。
- 2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を経由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、緊急で市町村の地域内物資輸送拠点を経由するいとまがないと認められるときは、この限りでない。
- 3 物資配送は、物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第1節 計画の方針 (略)

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在日外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

第2節 計画の内容

第2 震災発生時の避難行動要支援者の安否確認等

- 3 災害発生により、避難所及び被災者等の福祉的支援が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣し、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行うものとする。

防災基本計画の修正に伴う修正
関西防災・減災プランに準じた修正(府民生活部)

防災基本計画の修正に伴う修正

災害派遣福祉チーム(DWAT)体制の確立(健康福祉部)

310

312 第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画
 第1 計画の方針
 (略)
 また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。
 1 実施機関
 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。

319 第16章 災害警備に関する計画
 第1節 警察の警備計画
 <表>警備計画の連絡系統
 (郡部の各署警備本部)
 (京都市内各署警備本部)
 府警備本部

326 第17章 施設の応急対策に関する計画
 第2節 鉄道施設応急対策計画
 第8 阪急電鉄株式会社の計画
 1 震災予防対策の基本方針
 (1) 自然災害による長時間の輸送障害又は多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、適確な処置をとるため、緊急事態対策規程、防災体制要綱(地震)を定めている。

332 <図>緊急輸送道路一覧表

346 第9節 住宅応急対策計画
 第3 応急仮設住宅
 5 応急仮設住宅の運営管理

第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画
 第1 計画の方針
 (略)
 また、家庭動物の保護及び収容対策については、市町村及び関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬や猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止及び動物愛護の保持に努める。
 1 実施機関
 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。

第16章 災害警備に関する計画
 第1節 警察の警備計画
 <表>警備計画の連絡系統
 (郡部各署対策本部)
 (京都市内各署対策本部)
 府対策本部

第17章 施設の応急対策に関する計画
 第2節 鉄道施設応急対策計画
 第8 阪急電鉄株式会社の計画
 1 震災予防対策の基本方針
 (1) 自然災害による長時間の輸送障害又は多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、適確な処置をとるため、緊急事態対策規程、防災体制要綱(地震、津波)を定めている。

<図>緊急輸送道路一覧表
(最新状況に差し替え)

第9節 住宅応急対策計画
 第3 応急仮設住宅
 5 応急仮設住宅の運営管理

動物の飼養管理と愛護に関する条例に準じた修正(健康福祉部)

組織改編(警察本部)

防災体制要綱に津波発生時の取扱いを新規追加(阪急電鉄(株))

時点修正(建設交通部)

動物の飼養管理と愛護に関する条例に準

362	<p>(略)</p> <p>また、必要に応じて、<u>応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u></p> <p>第5 建築資材の調達</p> <p><u>災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に要する木材等の調達は、「第2編第9章第3節」に定める計画によって行うが、特に必要が生じたときは国有林野産物（木材等）の減額販売を受けることができる。</u></p> <p><u>この場合、京都府は、近畿中国森林管理局と連絡を密にし、国有林材の販売を最大限に活用するものとする。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和30年3月24日農林省令第15号）（抄）</u></p> <p><u>(災害救助の場合の譲渡)</u></p> <p><u>第15条 森林管理署長及び森林管理局長は、国有林野の所在する地方の市町村の区域内に発生した災害により著しい被害があり、かつ災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき救助が行われた場合において、国有林野産物を都道府県がその救助の用に供し、又は当該市町村がその管理に属する事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋、堤防で、その災害により被害を受けたものの応急復旧の用に供しようとするときは、その国有林野産物をその都道府県又は市町村に時価から五割以内を減額した対価で譲渡することができる</u></p> <p>第23章 義援金品受付配分計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 義援金</p> <p>1 義援金募集委員会</p>	<p>(略)</p> <p>また、必要に<u>応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、</u>応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</p> <p>第5 建築資材の調達</p> <p><u>特に必要が生じた場合には、国有林野産物の供給について、近畿中国森林管理局に要求するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第23章 義援金品受付配分計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 義援金</p> <p>1 義援金募集・<u>配分</u>委員会</p>	<p>じた修正（健康福祉部）</p> <p>省令廃止による修正（近畿中国森林管理局）</p> <p>委員会常設等設置要綱改正のため（健康</p>
-----	--	---	--

府内に災害が発生し、義援金の寄贈が予想されるときは、日本赤十字社京都府支部を中心に、支援関係団体等を構成員とする義援金募集（配分）委員会を設置する。

3 受付・保管要領

(4)各受付機関は、受け付けた義援金を、義援金募集委員会に送金する。

4 配分

- (1)義援金募集委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき配分基準を定める。
- (2)義援金募集委員会は、定められた配分基準に基づいて、被災地の市区町村長等受入機関あてに送金する。

第2 義援物資

3 配分

- (2)府内における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として被災市町村の物資集配地に輸送するものとし、これにより難しい場合には府の広域集配地に輸送するものとする。他府県からの義援物資についても同様とする。
- (3)他府県における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として府の広域集配地に輸送するものとし、府は整理、仕分けのうえ被災都道府県等に送付する。

第2 4 章 京都府災害支援対策本部運用計画

第2 節 災害支援警戒体制

第1 京都府災害支援警戒本部

2 災害支援警戒本部の職員配備体制は、「府地域防災計画 震災対策計画編 第3編第1章第3節第4」の災害警戒本部等動員計画表中、震度5弱及び5強の要員配備（50人）に準ずる。

日本赤十字社京都府支部を中心に、支援関係団体等を構成員とする義援金募集・配分委員会を設置する。

3 受付・保管要領

(4)各受付機関は、受け付けた義援金を、義援金募集・配分委員会に送金する。

4 配分

- (1)義援金募集・配分委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき配分基準を定める。
- (2)義援金募集・配分委員会は、定められた配分基準に基づいて、被災地の市区町村長等受入機関あてに送金する。

第2 義援物資

3 配分

- (2)府内における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として被災市町村の地域内輸送拠点に輸送するものとし、これにより難しい場合には府の広域物資輸送拠点に輸送するものとする。他府県からの義援物資についても同様とする。
- (3)他府県における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として府の広域物資輸送拠点に輸送するものとし、府は整理、仕分けのうえ被災都道府県等に送付する。

第2 4 章 京都府災害支援対策本部運用計画

第2 節 災害支援警戒体制

第1 京都府災害支援警戒本部

2 災害支援警戒本部の職員配備体制は、「震災対策計画編 第3編第1章第3節第4」の災害警戒本部等動員計画表中、震度5弱及び5強の要員配備に準ずる。

福祉部)

防災基本計画の修正に伴う修正

字句修正(府民生活部)

366	<p>第3節 災害支援対策本部体制</p> <p><図>京都府災害支援対策本部組織図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部 <ul style="list-style-type: none"> <u>少子化対策課</u> <u>子育て政策課</u> ・商工労働観光部 <ul style="list-style-type: none"> <u>特区・イノベーション班</u> <u>海外経済班</u> <u>観光振興班</u> <u>広域観光戦略班</u> ・農林水産部 <ul style="list-style-type: none"> <u>林務課、モデルフォレスト・全国育樹祭推進課</u> <u>森林保全課</u> ・教育庁 <ul style="list-style-type: none"> <u>教職員課</u>
367～ 370	<p><表>京都府災害支援対策本部事務分掌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部 <ul style="list-style-type: none"> 課（室）名 <u>少子化対策課</u> 課（室）名 <u>子育て政策課</u> 事務分掌 <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>部内他課の応援に関すること。</u> ・商工労働観光部 <ul style="list-style-type: none"> 課（室）名 <u>特区・イノベーション課</u> 事務分掌 <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。</u> 課（室）名 <u>海外経済課</u> <u>観光振興課</u> <u>広域観光戦略課</u>

<p>第3節 災害支援対策本部体制</p> <p><図>京都府災害支援対策本部組織図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部 <ul style="list-style-type: none"> <u>こども総合対策課</u> <u>(削除)</u> ・商工労働観光部 <ul style="list-style-type: none"> <u>(削除)</u> <u>経済交流班</u> <u>観光政策班</u> <u>(削除)</u> ・農林水産部 <ul style="list-style-type: none"> <u>林務課</u> <u>森づくり推進課</u> ・教育庁 <ul style="list-style-type: none"> <u>教職員企画課</u> <u>教職員人事課</u> 	<p>組織改編等（健康福祉部、商工労働観光部、農林水産部、教育庁）</p>
<p><表>京都府災害支援対策本部事務分掌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部 <ul style="list-style-type: none"> 課（室）名 <u>こども総合対策課</u> 課（室）名 <u>(削除)</u> 事務分掌 <ul style="list-style-type: none"> <u>(削除)</u> ・商工労働観光部 <ul style="list-style-type: none"> 課（室）名 <u>(削除)</u> 事務分掌 <ul style="list-style-type: none"> <u>(削除)</u> 課（室）名 <u>経済交流課</u> <u>観光政策課</u> <u>(削除)</u> 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産部 課（室）名 畜産課 事務分掌 1 部内他課の応援に関する<u>こと。</u> 課（室）名 <u>モデルフォレスト・全国育樹祭推進課</u> 事務分掌 1 <u>農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関する<u>こと。</u></u> 課（室）名 <u>森林保全課</u> ・建設交通部 課（室）名 <u>港湾課</u> ・教育庁 課（室）名 <u>教職員課</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産部 課（室）名 畜産課 事務分掌 1 <u>畜産関係被害箇所への防疫対策の支援に関する<u>こと。</u></u> 課（室）名 <u>(削除)</u> 事務分掌 <u>(削除)</u> 課（室）名 <u>森づくり推進課</u> ・建設交通部 課（室）名 <u>港湾局</u> ・教育庁 課（室）名 <u>教職員企画課</u> <u>教職員人事課</u> 	
376	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</p> <p>第1節 生活確保対策計画</p> <p>第7 金融措置計画</p> <p>1 近畿財務局京都財務事務所の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 対象金融機関等</p> <p>(ア) 預貯金取扱金融機関</p> <p>主要行等 (※)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合</p> <p>※主要行等には、都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</p> <p>第1節 生活確保対策計画</p> <p>第7 金融措置計画</p> <p>1 近畿財務局京都財務事務所の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 対象金融機関等</p> <p>(ア) 預貯金取扱金融機関</p> <p>主要行等 (※)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、<u>信用漁業協同組合連合会</u></p> <p>※主要行等には、都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀</p>	<p>字句修正(農林水産部)</p>

行を含む。

378

第8 災証明書の交付

1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付するものとする。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進等、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

2 災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災地市町村間の調整を図るものとする。

また、府は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者ための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

第9 被災者台帳の作成

1 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

行を含む。

第8 災証明書の交付

1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付するものとする。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等の計画的な促進等、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

2 災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災地市町村間の調整を図るものとする。

府は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者ための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第9 被災者台帳の作成

1 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

防災基本計画の修正に伴う修正

防災基本計画の修正に伴う修正

<p>386</p> <p>387</p> <p>388</p>	<p>第9節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画</p> <p>2 災害を受けた市町村のする一時借入金の借入れあつ旋地震災害を受けた市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、府は市町村のする一時借入金の借入れについて、近畿財務局、<u>日本郵政公社近畿支社</u>及び各種金融機関に対して、すみやかに金融措置を要請するとともに、市町村に対し、それらの資金の効果的使用を助言する。</p> <p>第11節 被災者台帳の作成</p> <p>1 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>2 府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>第2章 激甚災害の指定に関する計画 (府総務部・府健康福祉部・府農林水産部・府建設交通部・府教育庁)</p> <p>第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助</p> <p>第2節 租税の徴収猶予及び減免等の措置</p> <p>第1 期限の延長 (略)(地方税法第20条の5の2、京都府府税条例第17条)</p> <p>第3 減免 (略)(京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、第56条及び第63条の3)</p>	<p>第9節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画</p> <p>2 災害を受けた市町村のする一時借入金の借入れあつ旋地震災害を受けた市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、府は市町村のする一時借入金の借入れについて、近畿財務局及び各種金融機関に対して、すみやかに金融措置を要請するとともに、市町村に対し、それらの資金の効果的使用を助言する。</p> <p>第11節 被災者台帳の作成</p> <p>1 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を<u>積極的に</u>作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>2 府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>第2章 激甚災害の指定に関する計画 (<u>府府民生活部</u>・府健康福祉部・府農林水産部・府建設交通部・府教育庁)</p> <p>第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助</p> <p>第2節 租税の徴収猶予及び減免等の措置</p> <p>第1 期限の延長 (略)(地方税法第20条の5の2、京都府府税条例第<u>18</u>条)</p> <p>第3 減免 (略)(京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、第56条、<u>第63条の3</u>)</p>	<p>字句修正(日本郵便(株))</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句修正</p> <p>条例改正による繰り下げ、字句修正(総務部)</p>
<p>401</p>	<p>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等</p> <p>2 地震防災上緊急に整備すべき施設等整備にかかる年次計画</p> <p>(8) <u>農業用排水施設であるため池で、避難路、緊急輸送</u></p>	<p>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等</p> <p>2 地震防災上緊急に整備すべき施設等整備にかかる年次計画</p> <p>(8) <u>農業用ため池及び附帯施設で、下流にある人家や公共施</u></p>	<p>内容の明確化(農林水産部)</p>

	<u>を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修その他の整備を要するもの</u>	<u>設への2次災害防止のために整備を要するもの</u>	
全編	「避難指示」 「避難準備情報」 「避難指示又は避難勧告」	「避難指示(緊急)」 「避難準備・高齢者等避難開始」 「避難勧告等」	防災基本計画の修正に伴う修正

区分	京都府地域防災計画 原子力災害対策編
----	--------------------

頁	現 行
2	<p>第1編 総則</p> <p>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」(平成28年3月1日部分改正)を遵守するものとする。</p>
3~4	<p>第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 (前略)、本府における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。</p> <p>【高浜発電所】 PAZ 表中(対象地域、人口) 舞鶴市 人口 <u>63</u> UPZ 表中(対象地域、人口) 福知山市 人口 <u>484</u> 舞鶴市 人口 <u>86,061</u> 綾部市 人口 <u>8,664</u> 対象地域 (前略)、西八田地区(上八田、七百国、中筋、岡安、湊垣、下八田、<u>小規模特養おかやす</u>、<u>吉見</u>地区(高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目)、(中略)、るんに学園(十倉中町) 宮津市 人口 <u>19,117</u> 南丹市 人口 <u>3,852</u> 京丹波町 人口 <u>3,193</u> 伊根町 人口 <u>1,486</u> 合計 <u>122,857</u></p> <p>【大飯発電所】 UPZ 表中(対象地域、人口) 京都市 人口 <u>298</u> 舞鶴市 人口 <u>81,177</u> 綾部市 人口 <u>1,642</u> 南丹市 人口 <u>3,499</u> 京丹波町 人口 <u>286</u> 合計 <u>86,902</u></p>

修 正 案	修 正 理 由
<p>第1編 総則</p> <p>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」(平成29年3月22日全部改正)を遵守するものとする。</p>	時点修正
<p>第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 (前略)、本府における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。<u>各表中人口は平成29年1月1日時点を示す。</u></p> <p>【高浜発電所】 PAZ 表中(対象地域、人口) 舞鶴市 人口 <u>61</u> UPZ 表中(対象地域、人口) 福知山市 人口 <u>468</u> 舞鶴市 人口 <u>85,091</u> 綾部市 人口 <u>8,553</u> 対象地域 (前略)、西八田地区(上八田、七百国、中筋、岡安、湊垣、下八田)、<u>吉美</u>地区(高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目)、(中略)、るんに学園(十倉中町)、<u>小規模特養おかやす(岡安町)</u> 宮津市 人口 <u>18,427</u> 南丹市 人口 <u>3,750</u> 京丹波町 人口 <u>3,108</u> 伊根町 人口 <u>1,459</u> 合計 <u>120,856</u></p> <p>【大飯発電所】 UPZ 表中(対象地域、人口) 京都市 人口 <u>289</u> 舞鶴市 人口 <u>80,366</u> 綾部市 人口 <u>1,605</u> 南丹市 人口 <u>3,390</u> 京丹波町 人口 <u>280</u> 合計 <u>85,930</u></p>	京都市意見 時点修正 時点修正 語句修正 時点修正

13 **第2編 原子力災害事前対策計画**

第6章 情報の収集・連絡体制等の整備

2 情報の分析整理

(3) 防災対策上必要とされる資料

イ 社会環境に関する資料

(カ) 拠点となる被ばく医療機関に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

[資料] 2-5-2-⑩ 被ばく医療施設

16~17 **第7章 緊急事態応急体制の整備**

3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

(前略)、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。(後略)

9 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請体制

府[健康福祉部]は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線医学総合研究所、(後略)

23 **第8章 避難収容活動体制の整備**

3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(5) (前略)

なお、同センターの構成機関は下表のとおりとする。

行政機関	京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町
医療関係団体	一般社団法人京都府医師会、一般社団法人京都私立病院協会、一般社団法人京都精神科病院協会、一般社団法人京都府病院協会、公益社団法人京都府看護協会、京都透析医会
福祉関係団体	社会福祉法人京都府社会福祉協議会、社会福祉法人京都市社会福祉協議会、一般社団法人京都府老人福祉施設協議会、一般社団法人京都市老人福祉施設協議会、一般社団法人京都府介護老人保健施設協会、京都府ホームヘルパー連絡協議会、公益社団法人京都府介護支援専門員会、京都府障害厚生施設協議会、京都府知的障害者社会福祉施設協議会、一般社団法人京都社会福祉士会、一般社団法人京都府介護福祉士会

第2編 原子力災害事前対策計画

第6章 情報の収集・連絡体制等の整備

2 情報の分析整理

(3) 防災対策上必要とされる資料

イ 社会環境に関する資料

(カ) 原子力災害医療体制に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

[資料] 2-5-2-⑩ 原子力災害医療体制

第7章 緊急事態応急体制の整備

3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

(前略)、原子力安全基盤機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。(後略)

9 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請体制

府[健康福祉部]は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、(後略)

第8章 避難収容活動体制の整備

3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(5) (前略)

なお、同センターの構成機関は下表のとおりとする。

行政機関	京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町
医療関係団体	一般社団法人京都府医師会、一般社団法人京都私立病院協会、一般社団法人京都精神科病院協会、一般社団法人京都府病院協会、公益社団法人京都府看護協会、京都透析医会
福祉関係団体	社会福祉法人京都府社会福祉協議会、社会福祉法人京都市社会福祉協議会、一般社団法人京都府老人福祉施設協議会、一般社団法人京都市老人福祉施設協議会、一般社団法人京都府介護老人保健施設協会、京都府ホームヘルパー連絡協議会、公益社団法人京都府介護支援専門員会、京都府障害厚生施設協議会、京都府知的障害者社会福祉施設協議会、一般社団法人京都社会福祉士会、一般社団法人京都府介護福祉士会、 <u>京都府児童福祉施設連絡協議会</u> 、 <u>京都児童養護施設長会</u> 、 <u>京都市身体障害者福祉施設長協議会</u>

指針に準じた文言に修正

組織改編

新規加入

24	<p>第10章 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 府〔府民生活部、環境部、健康福祉部、建設交通部〕及び府警本部は、国及び関係機関と協議し、<u>放射線医学総合研究所</u>、(後略)</p>	<p>第10章 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 府〔府民生活部、環境部、健康福祉部、建設交通部〕及び府警本部は、国及び関係機関と協議し、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、(後略)</p>	組織改編
25～26	<p>第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>3 医療活動用資機材及び<u>緊急被ばく医療</u>活動体制等の整備</p> <p>(2) 府〔健康福祉部〕は、国及び関西広域連合（以下、この章において「国等」という。）と協力し、<u>緊急被ばく医療</u>体制の構築、<u>緊急被ばく医療</u>派遣体制及び受入体制の整備・維持を行うものとする。また、<u>緊急被ばく医療</u>を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 府〔健康福祉部〕は、国と協力し、関係機関等と調整の上、原子力災害において、各地域で<u>被ばく医療</u>の中核的な機能を担う拠点となる<u>被ばく医療機関</u>を選定するなど、<u>緊急被ばく医療</u>体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 府〔健康福祉部〕は、国等と協力し、外来診療及び入院診療に対応する各地域で<u>被ばく医療</u>の中核的な機能を担う拠点となる<u>被ばく医療機関</u>並びに一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 府〔健康福祉部〕は、<u>緊急被ばく医療</u>及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な<u>緊急被ばく医療</u>が行われるよう関西電力株式会社及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。 [資料]2-5-2-⑰ <u>被ばく医療施設</u></p>	<p>第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>3 医療活動用資機材及び<u>原子力災害医療</u>活動体制等の整備</p> <p>(2) 府〔健康福祉部〕は、国及び関西広域連合（以下、この章において「国等」という。）と協力し、<u>原子力災害医療</u>体制の構築、<u>原子力災害医療</u>派遣体制及び受入体制の整備・維持を行うものとする。また、<u>原子力災害医療</u>を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 府〔健康福祉部〕は、国と協力し、関係機関等と調整の上、原子力災害において、各地域で<u>原子力災害医療</u>の中核的な機能を担う拠点となる<u>原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関（以下「原子力災害拠点病院等」という。）</u>を選定するなど、<u>原子力災害医療</u>体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 府〔健康福祉部〕は、国等と協力し、外来診療及び入院診療に対応する各地域で<u>原子力災害医療</u>の中核的な機能を担う拠点となる<u>原子力災害拠点病院等</u>並びに一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 府〔健康福祉部〕は、<u>原子力災害医療</u>及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な<u>原子力災害医療</u>が行われるよう関西電力株式会社及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。 [資料]2-5-2-⑰ <u>原子力災害医療体制</u></p>	<p>指針に準じた文言に修正</p> <p>原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関の指定・登録に伴う文言修正</p>
29～30	<p>第16章 防災業務関係者の人材育成</p> <p>(前略)、緊急時モニタリングや<u>緊急被ばく医療</u>の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>(9) <u>緊急被ばく医療</u>（応急手当を含む。）に関すること。</p> <p>第17章 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定</p> <p>(1) 府は、国、関西電力株式会社等関係機関の支援のもと、関西広域連合、市町村、自衛隊等と連携し、ア～エ (略)</p>	<p>第16章 防災業務関係者の人材育成</p> <p>(前略)、緊急時モニタリングや<u>原子力災害医療</u>の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <p>(9) <u>原子力災害医療</u>（応急手当を含む。）に関すること。</p> <p>第17章 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定</p> <p>(1) 府は、国、関西電力株式会社等関係機関の支援のもと、関西広域連合、市町村、自衛隊等と連携し、ア～エ (略)</p>	指針に準じた文言に修正

オ 緊急被ばく医療訓練

カ～ク (略)

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- (2) 府[府民生活部、環境部、健康福祉部]は、(中略)、緊急被ばく医療、(後略)

オ 原子力災害医療訓練

カ～ク (略)

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

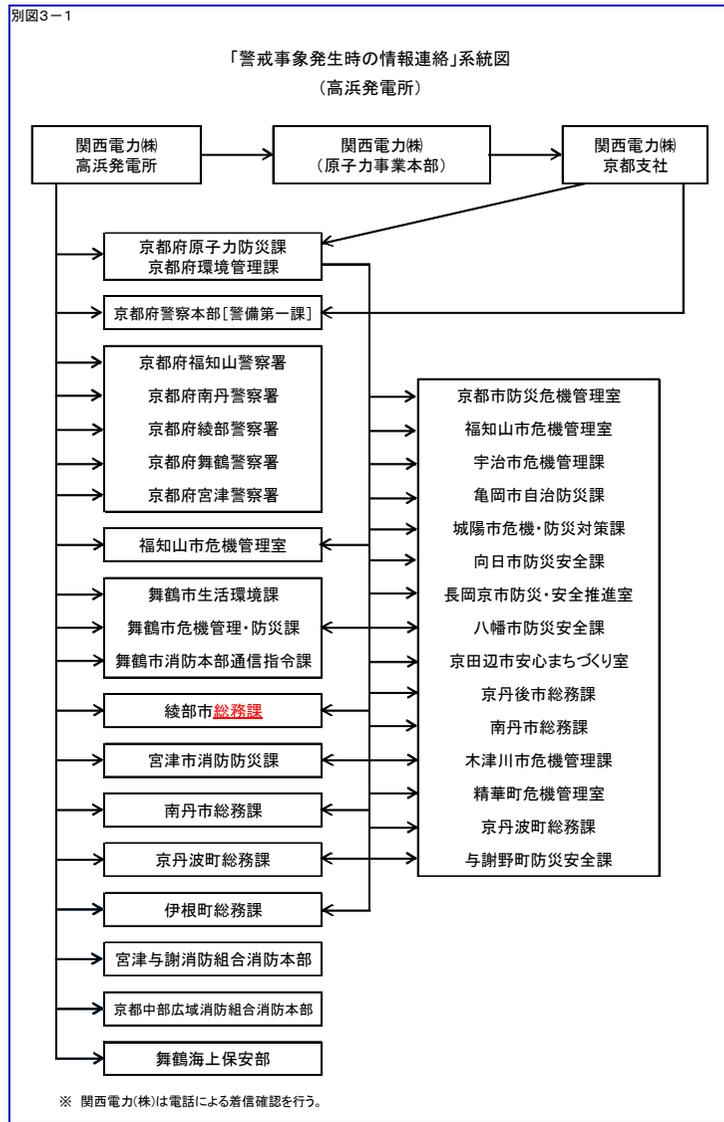
- (2) 府[府民生活部、環境部、健康福祉部]は、(中略)、原子力災害医療、(後略)

指針に準じた文言に修正

35 第3編 緊急事態応急対策計画

第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

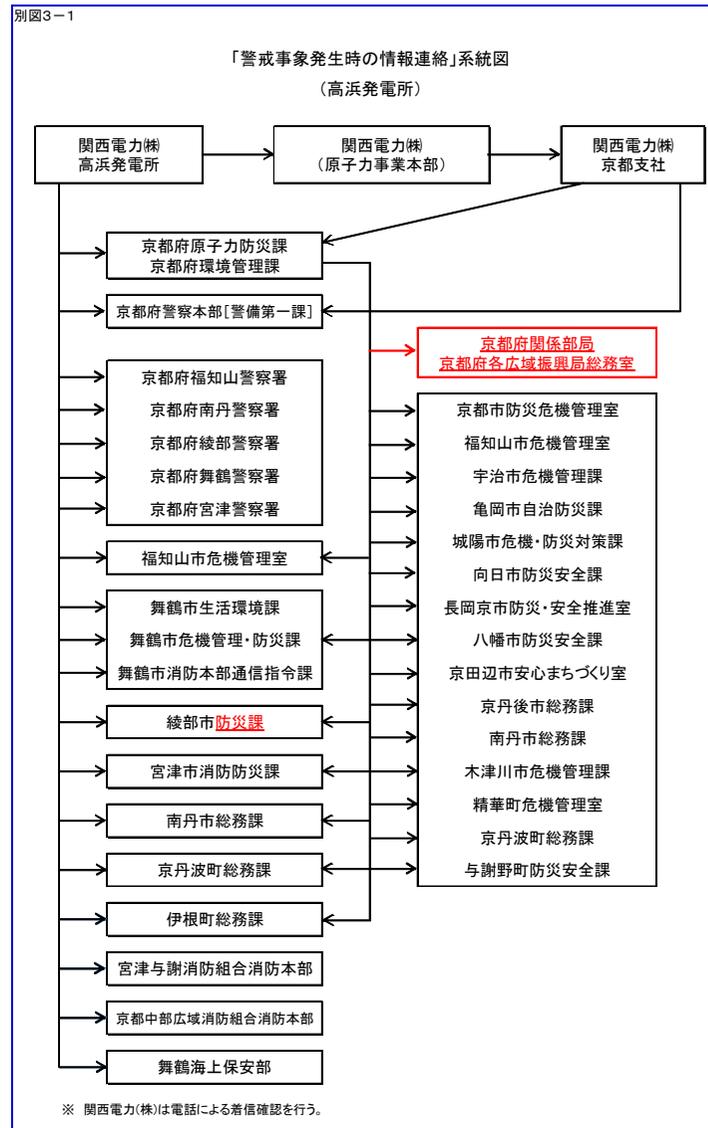
別図3-1 「警戒事象発生時の情報連絡」系統図（高浜発電所）



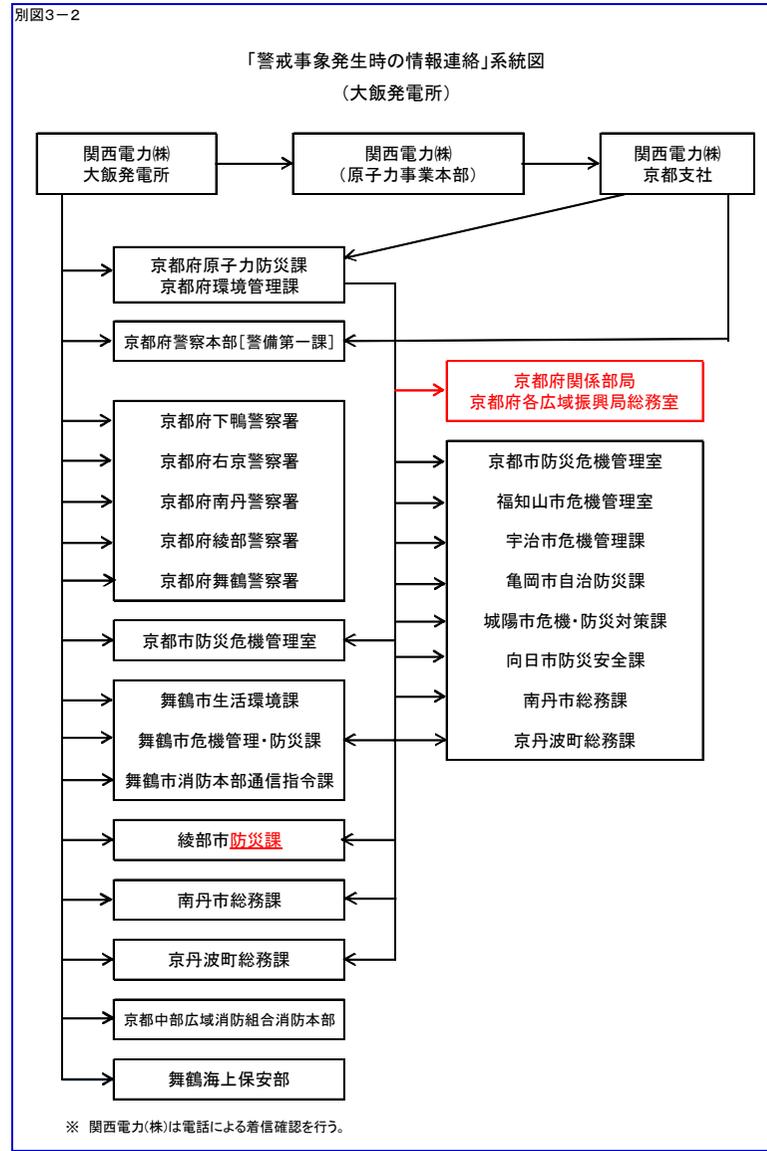
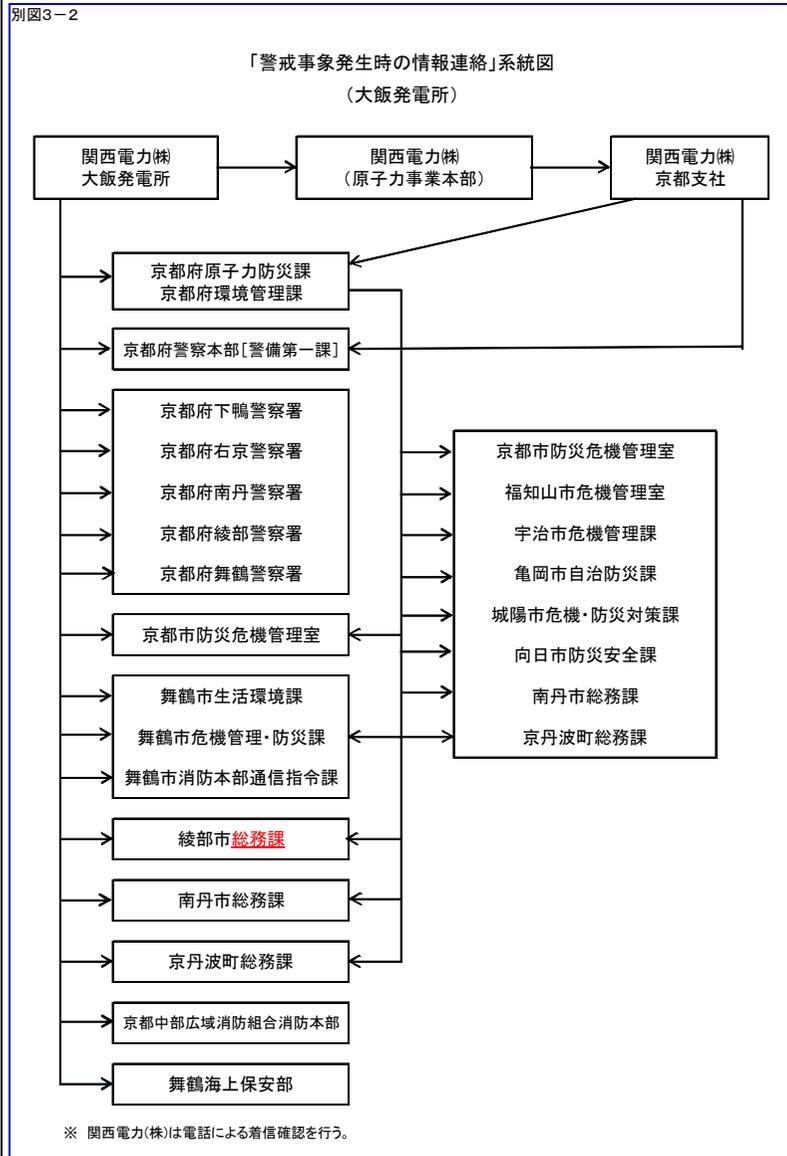
第3編 緊急事態応急対策計画

第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

別図3-1 「警戒事象発生時の情報連絡」系統図（高浜発電所）

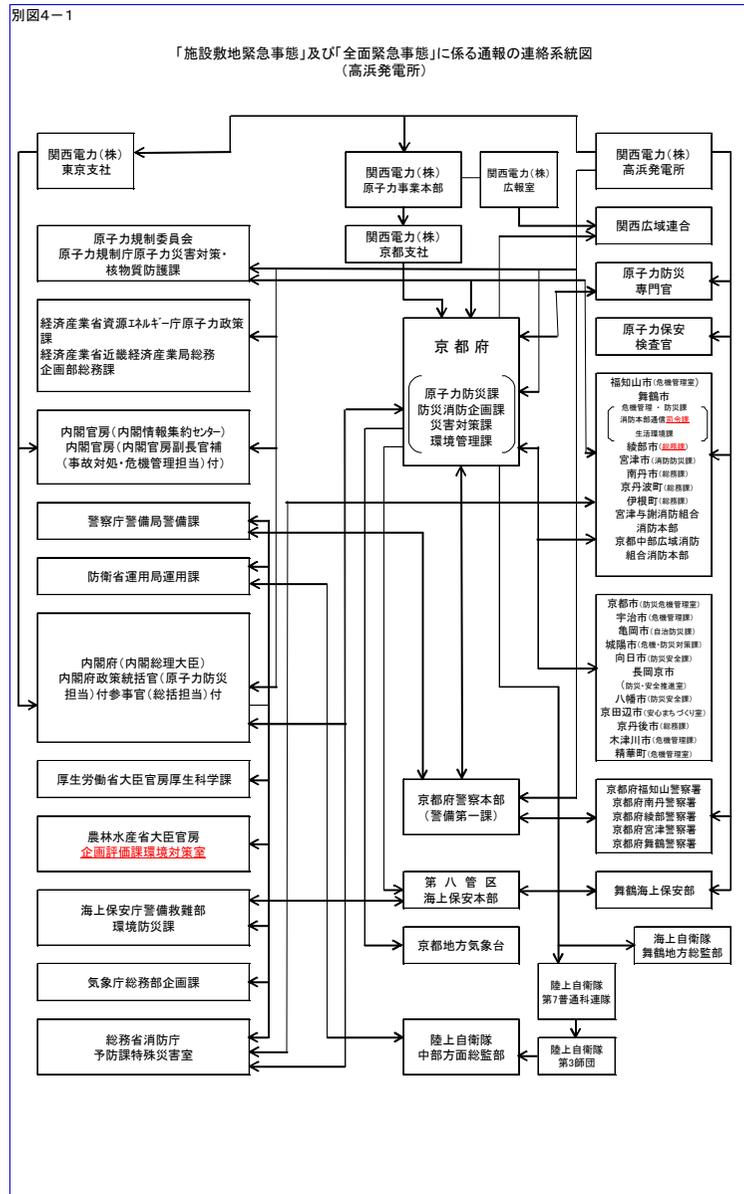


組織改編

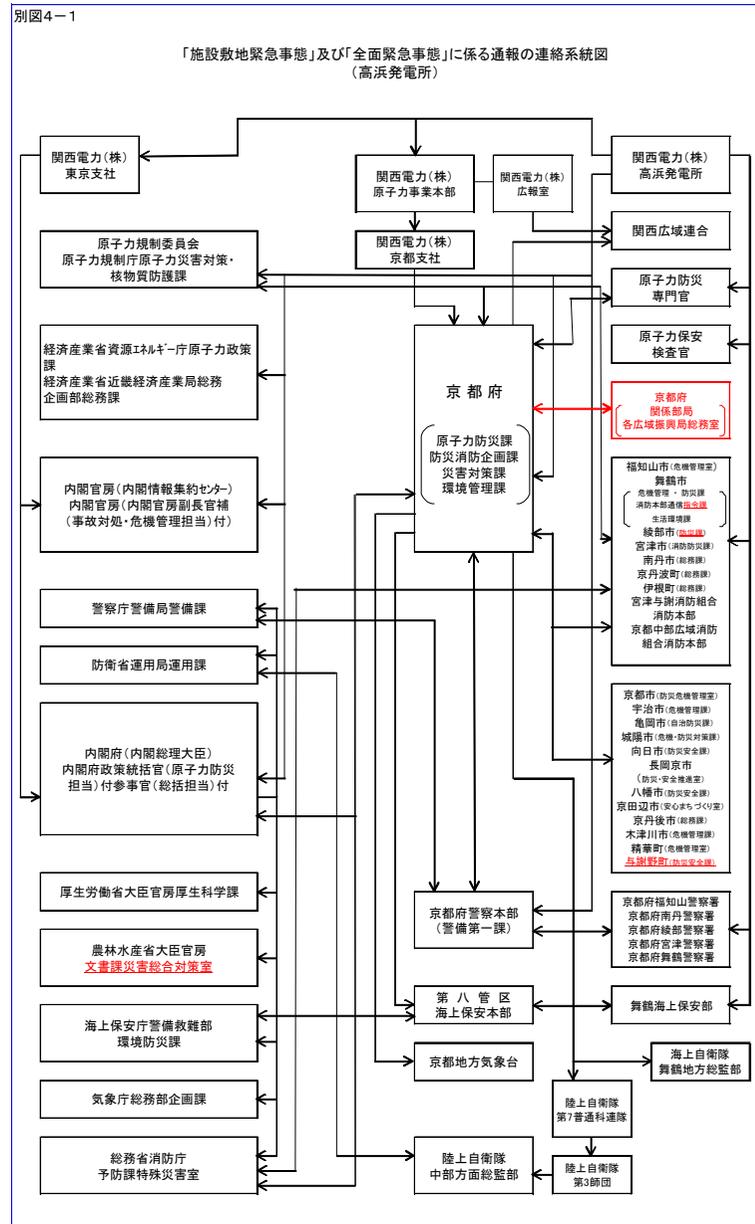


組織改編

37 別図4-1 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所）

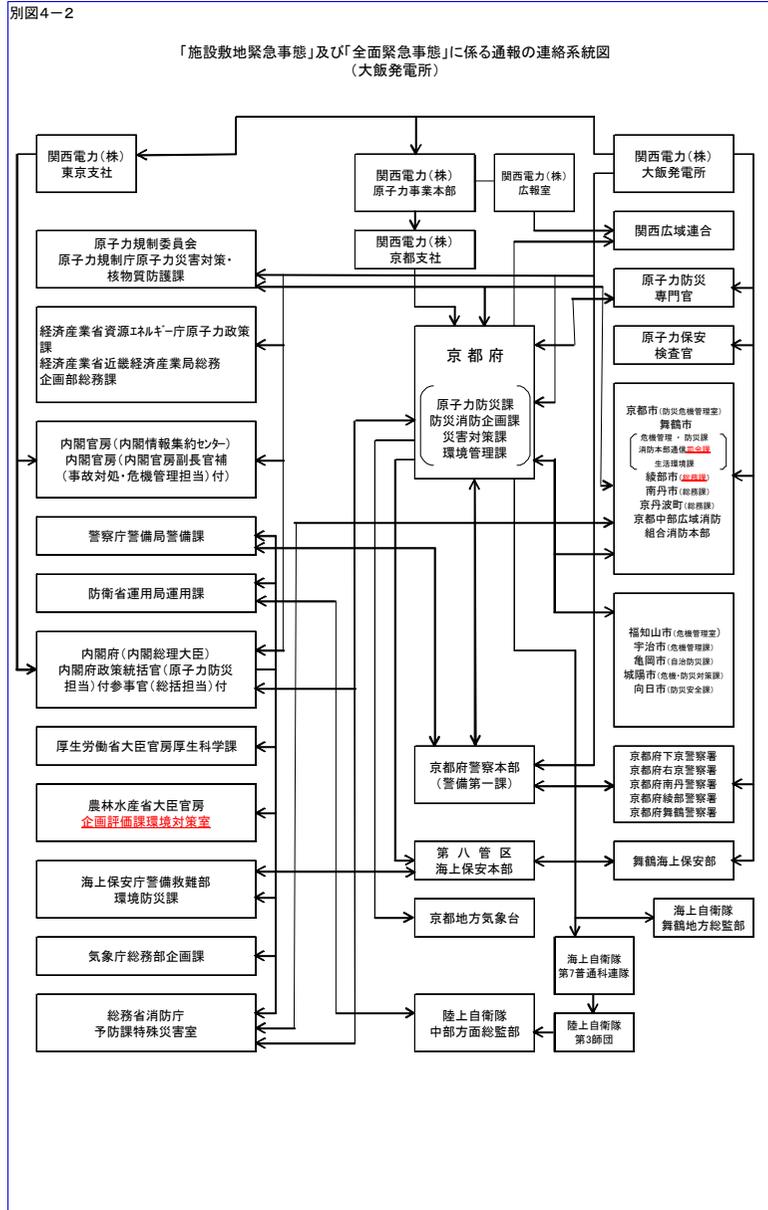


別図4-1 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所）

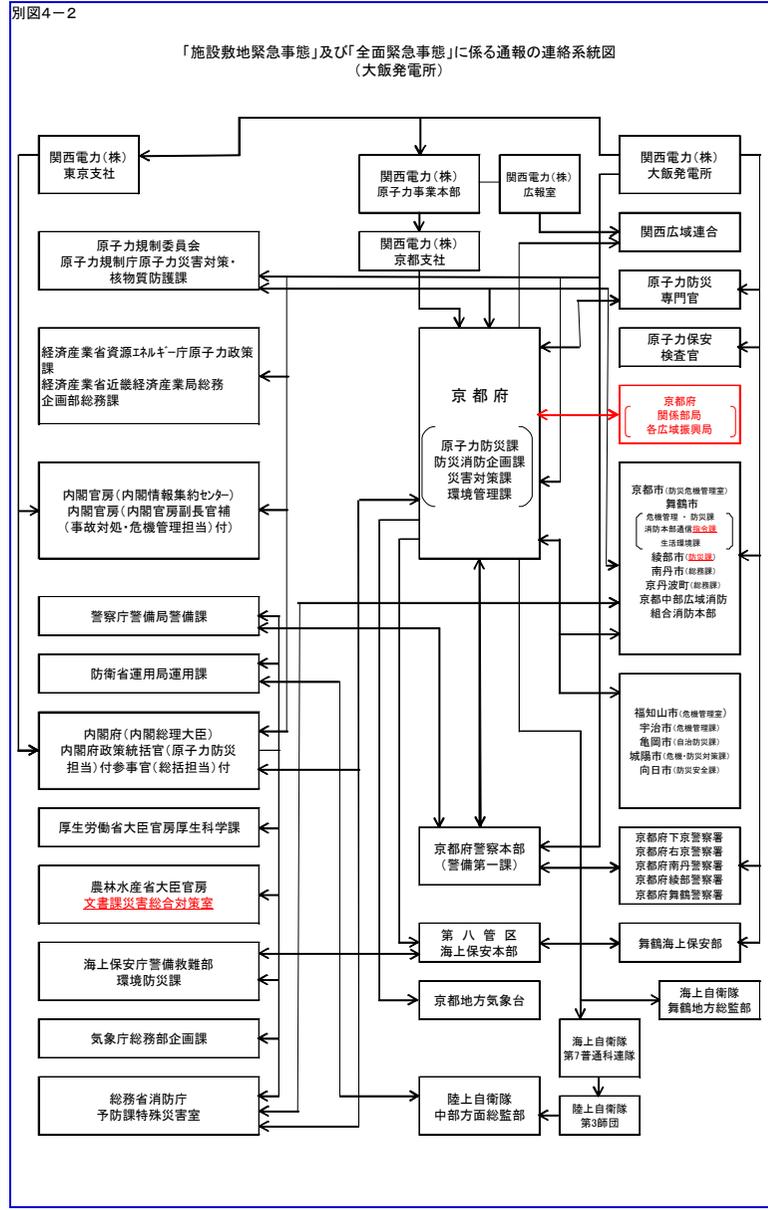


組織改編

38 別図4-2 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図 (大飯発電所)



別図4-2 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図 (大飯発電所)



組織改編

45	<p>第3章 活動体制の確立 7 防災業務関係者の安全確保 (3) 防災業務関係者の放射線防護 ア～エ (略) [資料] 2-5-2-④ <u>緊急被ばく医療現地派遣チーム</u></p>	<p>第3章 活動体制の確立 7 防災業務関係者の安全確保 (3) 防災業務関係者の放射線防護 ア～エ (略) [資料] 2-5-2-④ <u>原子力災害医療体制</u></p>	指針に準じた文言に修正
47	<p>別表2 原子力災害警戒本部の態勢 本部員 <u>企画理事兼危機管理監</u> 原子力災害警戒本部事務局 事務局長：<u>企画理事兼危機管理監</u></p>	<p>別表2 原子力災害警戒本部の態勢 本部員 <u>危機管理監</u> 原子力災害警戒本部事務局 事務局長：<u>危機管理監</u></p>	組織改編
48	<p>別表3 災害対策本部の態勢 1 構成 本部員 <u>企画理事兼危機管理監</u> 災害対策本部事務局 事務局長：<u>企画理事兼危機管理監</u> 知事直轄組織 <u>給与厚生課</u> 商工労働観光部 <u>観光振興課</u> 建設交通部 <u>港湾課</u></p>	<p>別表3 災害対策本部の態勢 1 構成 本部員 <u>危機管理監</u> 災害対策本部事務局 事務局長：<u>危機管理監</u> 知事直轄組織 <u>職員総務課</u> 商工労働観光部 <u>観光政策課</u> 建設交通部 <u>港湾局</u></p>	組織改編
49～50	<p>2 担当部・課の事務分掌 担当課名 知事直轄組織 <u>給与厚生課</u> 府民生活部（府民生活部） 消費生活安全センター（<u>消費生活班</u>） 商工労働観光部（商工労働観光部） <u>観光振興課</u>（観光班） 建設交通部（建設交通部） <u>港湾課</u>（港湾班）</p>	<p>2 担当部・課の事務分掌 担当課名 知事直轄組織 <u>職員総務課</u> 府民生活部（府民生活部） 消費生活安全センター（<u>消費生活安全班</u>） 商工労働観光部（商工労働観光部） <u>観光政策課</u>（観光班） 建設交通部（建設交通部） <u>港湾局</u>（港湾班）</p>	組織改編 語句修正 組織改編

事務分掌
危機管理監（調整部）
1～7（略）

港湾課（港湾班）
1～2（略）

3 京都府港湾事務所との連絡調整に関すること。

警察本部（警察本部）
1（略）

2 社団法人京都府警備業協会との協定の運用に関すること。

51 別表4 事故警戒・災害警戒・災害対策態勢
原子力災害対策本部
知事直轄組織
給与厚生課
商工労働観光部
観光振興課

52～54 第4章 避難、一時移転等の防護措置

1 避難、一時移転等の防護措置の実施

(1)～(3)（略）

(4)（前略）国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を傳達された府の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、府[府民生活部]は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

(5)～(9)（略）

2 避難所等

(1)～(2)（略）

(3)（前略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4)～(7)（略）

事務分掌

危機管理監（調整部）
1～7（略）

8 社団法人京都府警備業協会との協定の運用に関すること。

港湾局（港湾班）
1～2（略）

3（削除）

警察本部（警察本部）
1（略）

（削除）

別表4 事故警戒・災害警戒・災害対策態勢
原子力災害対策本部
知事直轄組織
職員総務課
商工労働観光部
観光政策課

第4章 避難、一時移転等の防護措置

1 避難、一時移転等の防護措置の実施

(1)～(3)（略）

(4)（前略）国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を傳達された府の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、国が、原子力災害の観点から、屋内避難指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、府又は府内関係市町独自の判断で避難指示を行うことができるとされている。その際には、府[府民生活部]は、国及び市町村と緊密な連携を行うものとする。また、府[府民生活部]は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

(5)～(9)（略）

2 避難所等

(1)～(2)（略）

(3)（前略）また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4)～(7)（略）

警察本部の事務分掌から変更

組織改編

防災基本計画の改正による修正

災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省作成平成25年6月）及び京都府動物愛護推進計画（京都府作

(8) (前略) ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入りに配慮するものとする。(後略)

4 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

(前略) 府[府民生活部、健康福祉部]は、原子力災害対策指針に基づき、関西電力株式会社と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等が避難区域等からの避難において、住民等(避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び除染を行うものとする。

6 要配慮者への配慮

(1)～(3) (略)

(4) 府[府民生活部、健康福祉部]は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

(8) (前略) ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入りに配慮するものとする。(後略)

4 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

(前略) 府[府民生活部、健康福祉部]は、原子力災害対策指針に基づき、関西電力株式会社と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等が避難区域等からの避難において、住民等(避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。

6 要配慮者への配慮

(1)～(3) (略)

(4) 府[府民生活部、健康福祉部]は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

成平成27年1月見直し)に準じた修正

動物の飼養管理と愛護に関する条例(昭和46年10月29日付け京都府条例第30号)に準じた修正

指針に準じた文言に修正

施設名	施設種別	所在地
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市宇安岡1076番地の2
みずなぎ鹿原学	障害者施設	舞鶴市宇鹿原209番地の3
やすらぎ苑	高齢者施設	舞鶴市宇安岡小字中山1076番地
グリーンプラザ博愛苑	高齢者施設	舞鶴市宇市場390番地
大浦会館	公民館	舞鶴市宇中田459番地
綾部市奥上林公民館（綾部市林業者等健康管理センター）	公民館	綾部市故屋岡町三反田町15番地
長寿苑	高齢者施設	与謝郡伊根町六万部ヤク

施設名	施設種別	所在地
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市宇安岡1076番地の2
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市宇鹿原209番地の3
やすらぎ苑	高齢者施設	舞鶴市宇安岡小字中山1076番地
グリーンプラザ博愛苑	高齢者施設	舞鶴市宇市場390番地
大浦会館	公民館	舞鶴市宇中田459番地
<u>朝来小学校</u>	<u>学校</u>	<u>舞鶴市宇朝来中545番地の1</u>
綾部市奥上林公民館（綾部市林業者等健康管理センター）	公民館	綾部市故屋岡町三反田町15番地
<u>高齢者支援センター松寿苑（綾部市生活支援ハウス）</u>	<u>高齢者施設</u>	<u>綾部市八津合町寺町1番地・25番地</u>
<u>安寿の里</u>	<u>高齢者施設</u>	<u>宮津市宇由良751番地</u>
長寿苑	高齢者施設	与謝郡伊根町六万部ヤクシノ上154番地

平成28年度完成施設を追記

59 第8章 救助・救急及び医療活動

2 医療活動等

- (1) 府〔健康福祉部〕は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる被ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。
- (2) 府〔健康福祉部〕は、国及び拠点となる被ばく医療機関と協力し、被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (3) 府〔健康福祉部〕は、必要に応じて、速やかに拠点となる被ばく医療機関又は国に対し、被ばく医療に係る医療チームの派遣について要請するものとする。
- (4) 府〔健康福祉部〕は、府内又は近隣府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（被ばく医療機関、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。

(5) 府〔健康福祉部〕は、災害対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、災害対策本部のもとに、緊急時医療センターを設置する。

緊急時医療センターは、次の機関で組織する。

ア 京都府

イ～エ (略)

(6) 緊急時医療センターは、初期被ばく医療機関等からなる医療救護班等を編成し、府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は、府内の二次被ばく医療機関、地域の高度被ばく医療支援センター等に対して患者の受入を要請する。(後略)

(7) 医療救護班等及び地域救急医療機関は、必要に応じて放射線医学総合研究所、(後略)

[資料] 2-5-2-④ 緊急被ばく医療現地派遣チーム

2-5-2-⑩ 被ばく医療施設

2-5-2-⑫ 医療活動用資機材の配備状況

(8) 府〔府民生活部〕は、自ら必要と認める場合または府内関係市町等から被ばく者の放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第8章 救助・救急及び医療活動

2 医療活動等

- (1) 府〔健康福祉部〕は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる原子力災害拠点病院等を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。
- (2) 府〔健康福祉部〕は、国及び拠点となる原子力災害拠点病院等と協力し、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (3) 府〔健康福祉部〕は、必要に応じて、速やかに拠点となる原子力災害拠点病院等又は国に対し、原子力災害医療派遣チームの派遣について要請するものとする。
- (4) 府〔健康福祉部〕は、府内又は近隣府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（原子力災害拠点病院等、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。

(5) 府〔健康福祉部〕は、災害対策本部のもとに、他の立地府県等への原子力災害医療派遣チームの派遣要請や被ばく傷病者等の搬送先を調整する原子力災害医療調整官を設置する。

(6) 府〔健康福祉部〕は、災害対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、災害対策本部のもとに、緊急時医療センターを設置する。

緊急時医療センターは、次の機関で組織する。

ア 京都府（原子力災害医療調整官）

イ～エ (略)

(7) 緊急時医療センターは、原子力災害医療協力機関等からなる医療救護班等を編成し、府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は、府内の原子力災害拠点病院、地域の高度被ばく医療支援センター等に対して患者の受入を要請する。(後略)

(8) 医療救護班等及び地域救急医療機関は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、(後略)

[資料] 2-5-2-④ 緊急被ばく医療現地派遣チーム

2-5-2-⑩ 原子力災害医療体制

2-5-2-⑫ 医療活動用資機材の配備状況

(9) 府〔府民生活部〕は、自ら必要と認める場合または府内関係市町等から被ばく者の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

指針に準じた文言に修正

組織改編

指針に準じた文言に修正

組織改編

63～64	<p>第14章 関西電力株式会社の行う応急対策</p> <p>1 災害状況の把握 (前略) 原子力緊急時対策本部は、災害の状況について、本部構成員が次の事項の把握に努め逐次本部長に報告する。</p> <p>2 傷病者等の救出 原子力緊急時対策本部は、<u>被ばく者</u>、傷病者が発生した時は、発電所で定める「<u>非常災害対策所達</u>」によるほか「<u>救急対策所則</u>」により迅速、的確かつ円滑な処置対策を図るものとする。</p> <p>3 外来者の退避及び立入制限措置 原子力緊急時対策本部は、(後略)</p> <p>4 災害の拡大防止措置 原子力緊急時対策本部は、次に掲げる措置を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 汚染、<u>被ばく、拡大防止対策</u>のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>5 放射性物質等により発電所区域外に影響を及ぼす場合、又は影響を及ぼすおそれのある場合の措置 原子力緊急時対策本部は、(後略)</p> <p>6 住民広報窓口の設置 <u>関西電力株式会社</u>は、(後略)</p>	<p>第14章 関西電力株式会社の行う応急対策</p> <p>1 災害状況の把握 (前略) <u>警戒本部又は</u>原子力緊急時対策本部は、災害の状況について、本部構成員が次の事項の把握に努め逐次本部長に報告する。</p> <p>2 傷病者等の救出 原子力緊急時対策本部は、<u>被ばく患者</u>、傷病者が発生した時は、発電所で定める <u>関連標準</u>により迅速、的確かつ円滑な処置対策を図るものとする。</p> <p>3 外来者の退避及び立入制限措置 <u>警戒本部又は</u>原子力緊急時対策本部は、(後略)</p> <p>4 災害の拡大防止措置 <u>警戒本部又は</u>原子力緊急時対策本部は、次に掲げる措置を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 汚染、<u>拡大防止対策、被ばく低減</u>のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>5 放射性物質等により発電所区域外に影響を及ぼす場合、又は影響を及ぼすおそれのある場合の措置 <u>警戒本部又は</u>原子力緊急時対策本部は、(後略)</p> <p>6 住民広報窓口の設置 <u>警戒本部又は原子力緊急時対策本部</u>は、(後略)</p>	<p>原子力事業者防災業務計画見直し(関西電力)に準じた修正</p> <p>指針に合わせた文言に修正 語句修正</p> <p>原子力事業者防災業務計画見直し(関西電力)に準じた修正</p> <p>語句修正</p> <p>原子力事業者防災業務計画見直し(関西電力)に準じた修正</p> <p>語句修正</p>
65	<p>第4編 原子力災害中長期対策計画</p> <p>第2章 高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除 関西電力株式会社は、原子力緊急事態宣言が発出されていた場合には、原子力緊急事態解除宣言が公示され、<u>府、福井県及び関係市町</u>の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応が可能と判断したときに、原子力防災体制を解除することができる。(後略)</p>	<p>第4編 原子力災害中長期対策計画</p> <p>第2章 高浜発電所及び大飯発電所の防災体制の解除 関西電力株式会社は、原子力緊急事態宣言が発出されていた場合には、原子力緊急事態解除宣言が公示され、<u>原災法第22条で設置された地方公共団体</u>の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応が可能と判断したときに、原子力防災体制を解除することができる(後略)</p>	<p>原子力事業者防災業務計画(関西電力)に準じた修正</p>

区分	京都府地域防災計画 事故対策計画編
----	-------------------

頁	現 行
	石油類流出事故対策計画編
	第1編 総則
1	第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 油流出事故対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第7章に定めるところによるほか、次のとおりとする。
6	<図>情報連絡系統図 港湾課 府港湾事務所
	第2編 予防計画
7	<表> 関係機関通報連絡先（日本海沿岸部の関係機関） 宮津市 <u>総務室</u> <u>消防防災係</u> 与謝野町 <u>総務課</u> 京丹後市網野市民局市民福祉課 京丹後市丹後市民局市民福祉課 京丹後市久美浜市民局市民福祉課 府港湾事務所庶務課 (0773)75-1174 844-8105 (0773)75-4375 844-8100 休日・夜間等の電話は府中丹広域振興局宿直室に転送
8	<表>関係機関通報連絡先（日本海沿岸部の関係機関） 府水産事務所海のにぎわい課 858-8101 858-8100 宿直室858-8102

修正案	修正理由
石油類流出事故対策計画編	
第1編 総則	
第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 油流出事故対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第8章に定めるところによるほか、次のとおりとする。	字句修正
<図>情報連絡系統図 <u>港湾局</u> <u>(削除)</u>	組織再編(建設交通部)
第2編 予防計画	
<表> 関係機関通報連絡先（日本海沿岸部の関係機関） 宮津市 <u>総務部</u> <u>消防防災課</u> 与謝野町 <u>防災安全課</u> 京丹後市網野市民局 京丹後市丹後市民局 京丹後市久美浜市民局 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	組織再編（宮津市） 組織再編（与謝野町） 組織再編（京丹後市）
<表>関係機関通報連絡先（日本海沿岸部の関係機関） 府水産事務所海のにぎわい課 859-8101 859-8100 宿直室859-8102	組織再編（建設交通部） 字句修正（農林水産部）

12	<p>第3編 応急対策計画 第2章 応急対策の活動体制 〈表〉事故警戒本部及び事故対策本部の配備 部名：農林水産部 事故対策本部：<u>森林保全課 1</u></p> <p>部名：建設交通部 事故警戒本部：<u>港湾課</u> 事故対策本部：<u>港湾課</u></p>	<p>第3編 応急対策計画 第2章 応急対策の活動体制 〈表〉事故警戒本部及び事故対策本部の配備 部名：農林水産部 事故対策本部：<u>農村振興課 1</u></p> <p>部名：建設交通部 事故警戒本部：<u>港湾局</u> 事故対策本部：<u>港湾局</u></p>	<p>体制の見直し（農林水産部、建設交通部）</p>
24	<p>第4編 被害復旧計画 〈表〉（参考資料）流出油防除資機材備蓄一覧表（その1） 舞鶴市 京都府<u>港湾事務所</u> 宮津市 京都府立水産事務所 吸着マット <u>200枚</u> <u>（追加）</u> 宮津市役所 吸着マット<u>500枚</u> 油処理剤 <u>18L</u> 宮津与謝消防組合宮津与謝消防署 油処理剤 <u>15kg</u> 宮津与謝消防組合宮津分署 油処理剤 <u>15L</u> <u>京都府漁業協同組合伊根支所</u>（略） <u>宮津港運(株)</u>（略） 与謝野町 宮津与謝消防組合加悦谷分署 油処理剤 <u>15kg</u> 伊根町 宮津与謝消防組合橋北分署 油処理剤 <u>15kg</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> 京丹後市 京都府立水産事務所 吸着マット <u>2,500枚</u></p>	<p>第4編 被害復旧計画 〈表〉（参考資料）流出油防除資機材備蓄一覧表（その1） 舞鶴市 京都府<u>港湾局</u> 宮津市 京都府立水産事務所 吸着マット <u>1,934枚</u> <u>油処理剤 414L</u> 宮津市役所 吸着マット<u>400枚</u> 油処理剤 <u>-</u> 宮津与謝消防組合宮津与謝消防署 油処理剤 <u>18L</u> 宮津与謝消防組合宮津分署 油処理剤 <u>18L</u> <u>（削除）</u> <u>宮津海陸運輸株式会社</u>（略） 与謝野町 宮津与謝消防組合加悦谷分署 油処理剤 <u>18L</u> 伊根町 宮津与謝消防組合橋北分署 油処理剤 <u>18L</u> <u>吸着マット 50枚</u> <u>京都府漁業協同組合伊根支所</u>（略） 京丹後市 京都府立水産事務所 吸着マット <u>4,140枚</u></p>	<p>組織再編 種類及び数量変更 字句修正 字句修正</p>
26	<p>〈表〉（参考資料）流出油防除資機材備蓄一覧表（その2） 京都市 京都市上下水道局 疎水事務所 オイルフェンス <u>10m</u></p>	<p>〈表〉（参考資料）流出油防除資機材備蓄一覧表（その2） 京都市 京都市上下水道局 疎水事務所 オイルフェンス <u>16m</u></p>	<p>種類及び数量変更</p>

吸着材 吸着マット (長尺タイプ)

数量 65m×6巻

京都市上下水道局 新山科浄水場

吸着材 吸着マット(長尺タイプ)

数量 50m

八幡市

八幡市役所

オイルフェンス 10m

吸着材 ACライト 50kg

八幡市消防本部

吸着材 オイルマット 200枚

ACライト 100kg

(追加)

海難事故対策計画編

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

また、舞鶴海洋気象台は地方海上予報・警報等海上の気象情報を適時かつ的確に発表するものとする。

<図>情報連絡系統図

府 (港湾課)

第3編 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 府の活動体制

<表>事故警戒体制及び事故対策本部の配備

部名：建設交通部

事故警戒体制：港湾課

事故対策本部：港湾課

吸着材 吸着マット (ロール式)

数量 65m×11巻

京都市上下水道局 新山科浄水場

吸着材 吸着マット(長尺タイプ)

数量 100m

八幡市

八幡市役所

オイルフェンス 30m

吸着材 ACライト 40kg

八幡市消防本部

吸着材 オイルマット 大200枚 小100枚

ACライト 70kg

パーライト 14袋

海難事故対策計画編

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

(削除)

<図>情報連絡系統図

府 (港湾局)

第3編 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 府の活動体制

<表>事故警戒体制及び事故対策本部の配備

部名：建設交通部

事故警戒体制：港湾局

事故対策本部：港湾局

31

36

組織再編 (京都地方気象台)

組織再編 (建設交通部)

組織再編 (建設交通部)

62	<p>鉄道災害対策計画編 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動計画 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 <表>事故警戒体制及び事故対策本部の配備 部名：警察本部 事故警戒体制：<u>交通指導課</u> 1 事故対策本部：<u>交通指導課</u> 1</p>	<p>鉄道災害対策計画編 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動計画 第1節 府の活動体制 第2 活動体制 <表>事故警戒体制及び事故対策本部の配備 部名：警察本部 事故警戒体制：<u>交通捜査課</u> 1 事故対策本部：<u>交通捜査課</u> 1</p>	組織再編（京都府警察）
75	<p>道路災害対策計画編 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動計画 第3節 道路管理者の活動体制 第2 活動体制 2 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、突発的道路事故の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、府警察本部と連携して必要な<u>交通規制</u>を行う。</p>	<p>道路災害対策計画編 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動計画 第3節 道路管理者の活動体制 第2 活動体制 2 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、突発的道路事故の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、府警察本部と連携して必要な<u>通行規制</u>を行う。</p>	字句修正（京都府警察）
90	<p>危険物等災害対策計画編 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動体制 第1節 府の活動体制 <表>事故警戒体制及び事故対策本部の配備 部名：農林水産部 事故警戒体制：<u>農政課</u> 1、<u>水産課</u> 1 部名：建設交通部 事故警戒体制：<u>港湾課</u> 事故対策本部：<u>港湾課</u> 部名：警察本部 事故警戒体制：<u>生活環境課</u> 1、<u>生活安全企画課</u> 1（<u>火薬類事故</u>）、<u>警備第一課</u> 1 事故対策本部：<u>生活環境課</u> 1、<u>生活安全企画課</u> 1（<u>火薬類事故</u>）、<u>警備第一課</u> 1</p>	<p>危険物等災害対策計画編 第3編 応急対策計画 第1章 応急対策の活動計画 第1節 府の活動体制 <表>事故警戒体制及び事故対策本部の配備 部名：農林水産部 事故警戒体制：<u>水産課</u> 1 部名：建設交通部 事故警戒体制：<u>港湾局</u> 事故対策本部：<u>港湾局</u> 部名：警察本部 事故警戒体制：<u>生活安全企画課</u> 1、<u>警備第一課</u> 1 事故対策本部：<u>生活安全企画課</u> 1、<u>警備第一課</u> 1</p>	<p>体制の見直し（農林水産部） 組織再編（建設交通部） 組織再編（京都府警察）</p>